

江田島市こども計画

令和7（2025）年3月
令和8（2026）年3月 改訂
広島県 江田島市

～ 目 次 ～

第1章	計画の概要	1
【1】	計画策定の社会的背景と趣旨	1
【2】	基本的な視点	4
【3】	計画の概要	5
【4】	こども計画の主な取組と対象年代について	8
第2章	本市の子育てを取り巻く現状	9
【1】	人口等の現状	9
【2】	子育て支援施設等の利用状況	18
【3】	母子保健事業の状況	22
【4】	福祉的課題を抱えている人の状況	23
【5】	地域こども・子育て支援事業の状況	24
第3章	本市における子育て支援の現状と課題	27
【1】	第2期計画の主な取組と今後の課題	27
【2】	アンケート調査結果の概要	38
【3】	本市の課題	64
第4章	こども施策の推進に関する基本的な方針	68
【1】	基本理念	68
【2】	施策の体系	69
第5章	こども施策の展開	70
基本目標1	こどもと若者にやさしいまちづくり	70
基本目標2	健やかに育つ環境づくり	72
基本目標3	子育て支援サービスの充実	76
基本目標4	心を育む学びの場の充実	79
基本目標5	地域とのつながりづくり	82
基本目標6	こどもの貧困と格差の解消（「江田島市こどもの貧困対策推進計画」）	85
基本目標7	こども・若者の未来づくり（「江田島市こども・若者計画」）	89

第6章 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策-----	92
【1】教育・保育提供区域の考え方-----	92
【2】見込量算出の考え方-----	92
【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策-----	93
第7章 計画の推進-----	104
【1】庁内の推進体制の充実-----	104
【2】地域や関係団体等との連携-----	104
【3】計画の周知及び市民意識の反映-----	104
【4】江田島市こども政策推進会議の意見反映-----	104
【5】計画の進行管理-----	105
資料編-----	106
【1】江田島市こども政策推進会議規則-----	106
【2】江田島市こども政策推進会議委員名簿-----	108
【3】江田島市こども政策推進会議庁内委員会設置要綱-----	109
【4】江田島市こども政策推進会議庁内委員会委員名簿-----	110

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景と趣旨

1 社会的背景

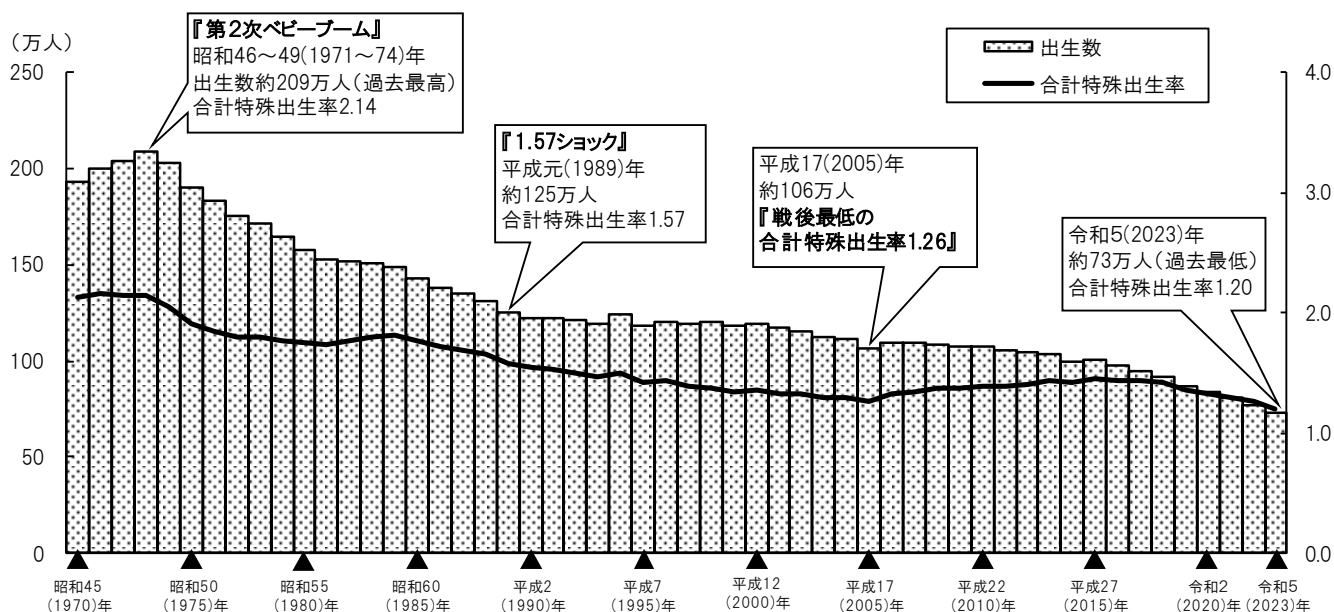
近年、総人口の減少をはじめ、少子高齢化や世帯人員の減少傾向、就労環境の変化等を背景に、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、子どもの貧困問題やヤングケアラー問題、子どもへの虐待問題など、子どもを取り巻く様々な社会的課題の解決に向けて、子どもの生活を地域社会全体で支援していくことが重要となっています。

そのような中、令和5（2023）年における我が国の出生数は約73万人と、過去最低を記録し、一人の女性が生涯に生む子どもの数に当たる「合計特殊出生率」は1.20と、長期的に減少を続けています。

一方、国においては、令和3（2021）年に「子ども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され「子どもまんなか社会[※]」の実現を目指す取組が進められることとなりました。さらに、令和5（2023）年には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法（令和4年法律第77号）」が施行されるとともに「子ども大綱」が閣議決定されました。また、同年、子ども施策を推進する司令塔の役目を果たすため「子ども家庭庁」が創設され、子どもに係る施策を総合的かつ強力に推進することとしています。

※ 常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組、政策を社会の真ん中に据えて、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするという考え方のこと。

【合計特殊出生率の推移（全国平均）】



資料：人口動態統計

2 こども基本法の制定

「こども基本法」は、令和5（2023）年4月に施行された、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、また、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律で「江田島市こども計画」（以下「本計画」という。）の根拠法となります。

【「こども基本法」の目的（要旨）】

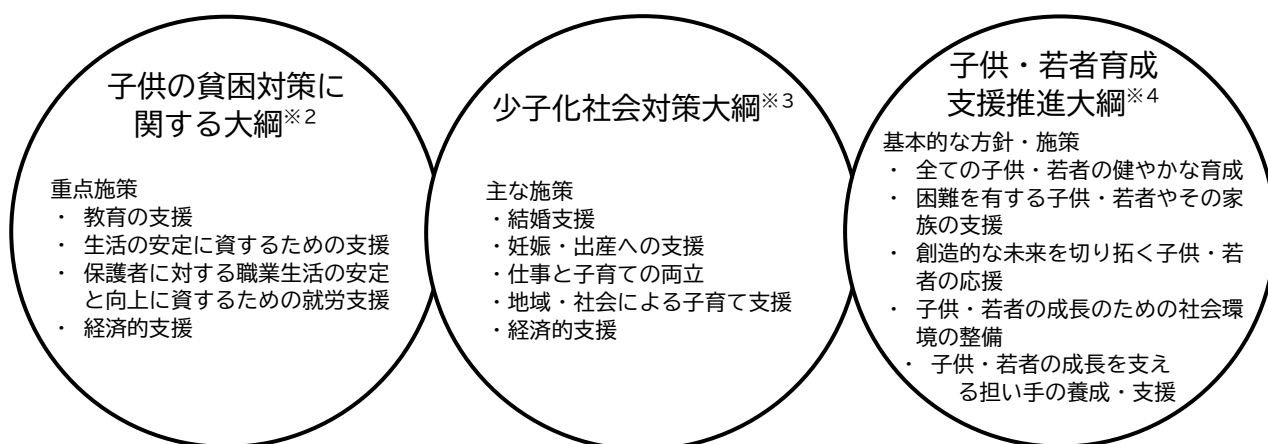
- 「日本国憲法」及び「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※1」の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができること。 ※1 平成6（1994）年4月22日に批准
- こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す。

3 国の大綱と市町村こども計画の関係について

「こども大綱」は「こども基本法」第9条の規定に基づくもので、こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項及びこども施策を推進するために必要な事項を定めるとともに「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）」「少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）」「子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）」に準拠したものであり、令和5（2023）年12月22日に閣議決定されました。

本計画には、こどもの健やかな成長に対する支援等や子育て家庭に関連する施策を盛り込む必要があります。

【「こども大綱」に関連する3大綱の概要】



※2 令和元（2019）年11月29日閣議決定

※3 令和2（2020）年5月29日閣議決定

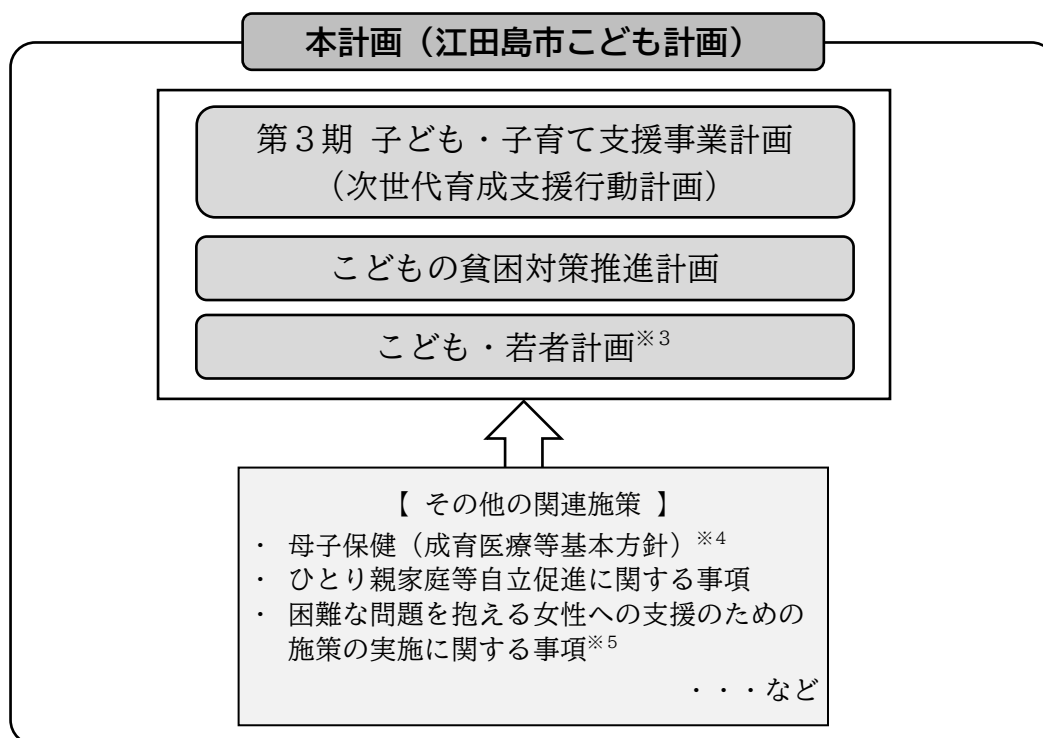
※4 令和3（2021）年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定

4 策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年に「第2期 江田島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）を、国の指針^{※1}に基づき策定し「一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島 ～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま～」を基本理念とし、子育てを通じた「つながり」をキーワードとし「育つ（成長）」「見守る」「支える」に視点を置いて、親子が周囲に支え見守られていると感じながら、健やかに成長できるやさしいまちを目指して、様々な子育て支援施策を推進してきました。

「こども基本法」第10条では、市町村は「こども大綱」を勘案して「市町村こども計画」を定めるよう努めるものと規定されています。「市町村こども計画」は「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」をはじめとする「子ども・子育て関連3法^{※2}」（以下「子ども・子育て支援法」という。）の規定及び「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」の規定に基づく「次世代育成支援行動計画」、また「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に規定する「こどもの貧困対策についての市町村計画」そして「子ども・若者育成支援推進法」に規定する「市町村子ども・若者計画」、その他法令で定めるこども施策に関する計画と一体的に策定することができます。

そのため、本計画は「こども基本法」第10条に規定される「市町村こども計画」として、これらに関する取組を一体的に策定します。



※1 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）」（「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」）

※2 「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（認定こども園法の一部改正）」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

※3 少子化社会対策に関する施策を含む。

※4 「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（令和5年3月22日閣議決定）」

※5 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」に基づく施策

【2】基本的な視点

本計画においては、国の「こども大綱」に基づき、こども・子育て支援、そして若者への支援をまちづくりの中心に据えて、次の6つの基本的な視点を定め、様々な施策に取り組みます。

施策の展開に当たっては、本市の子育てを取り巻く現状や市民の意識、ニーズなどを踏まえ、本市の実情に即した効果的な取組を推進します。

【こども大綱における基本的な視点】

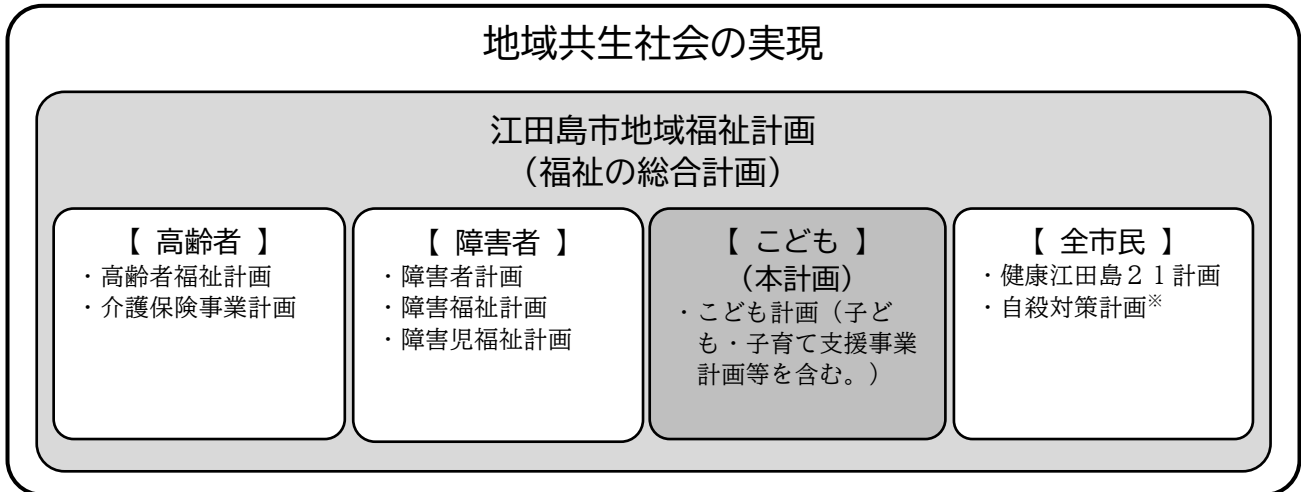
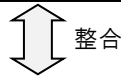
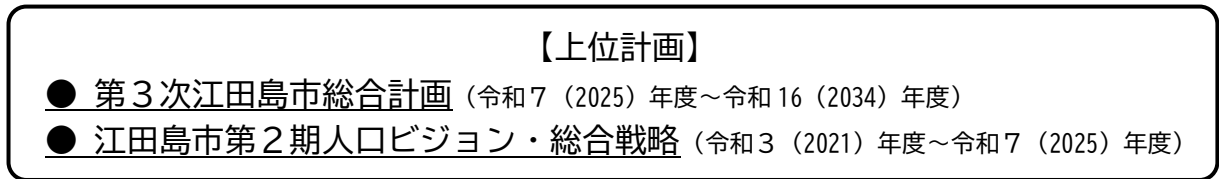
1 こども・若者の最善の利益を図る	○ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2 当事者と対話しながらともに推進する	○ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3 ライフステージに応じて切れ目なく対応する	○ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4 貧困と格差の解消を図る	○ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5 結婚・子育てに関する希望の形成	○ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
6 関係機関との連携を重視する	○ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

【3】計画の概要

1 本市における計画の位置付け

本計画は、上位の行政計画である「第3次江田島市総合計画」及び「江田島市第2期人口ビジョン・総合戦略（令和3年度～令和7年度）」の方針に沿って策定するとともに、福祉の総合計画である「地域福祉計画」、そして関連する他の分野別計画との整合にも配慮するものです。

【本市における計画の位置付け】



※ 自殺対策計画は「地域福祉計画」に含みます。

2 計画の期間

本計画の推進期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間の計画です。最終年度に、それまでの取組の総合評価及び見直しを行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

3 計画の策定方法

(1) 江田島市こども政策推進会議及び庁内委員会における審議と市民意見の反映

市内の各種関係団体や組織の代表者、市民等によって構成される「江田島市こども政策推進会議」における審議及び市の職員で構成する「こども政策推進会議庁内委員会」における審議を通して、様々な立場から意見をいただきました。また、市民や事業所、関係者等からの意見を反映させるため、市民意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

(2) アンケート調査の実施

本市在住の子育て中の保護者における、教育・保育施設、子育て支援事業の利用状況や子育てに関する意見、要望等を把握するとともに、小中学生や若者における生活の実態や住みよいまちづくりに向けた意見、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

区分	就学前児童 保護者	小学生 保護者	妊娠期の 女性	小・中学生	市民（若者）	
調査名称	江田島市 子育て支援に関するアンケート調査			小学生・中学生 の生活について のアンケート	江田島市 市民の意識と 生活に関する アンケート調査	
調査対象	市内に居住する 0歳から小学校 入学前までのこ どもがいる家庭	市内に居住する 小学生のこども がいる家庭	市内に居住する 妊娠期の女性	小学5～6年生 中学生	16歳～39歳 の市民	
調査方法	郵送配布～郵送回収及びWebサイト上で回答			学校を通じた配 布～Webサイ ト上で回答	郵送配布～郵送 回収及びWeb サイト上で回答	
調査時期	令和6（2024）年5～6月			令和6（2024） 年5～6月	令和6（2024） 年7月	
回収結果	配布数	325人	643人	30人	小学生239人 中学生352人 合計591人	1,000人
	有効 回収数	280人 (うちWeb62人)	413人 (うちWeb103人)	16人 (うちWeb5人)	小学生197人 中学生318人 合計515人	171人 (うちWeb32人)
	有効 回収率	86.2% (Web19.1%)	64.2% (Web16.0%)	53.3% (Web16.7%)	小学生82.4% 中学生90.3% 合計87.1%	17.1% (Web3.2%)

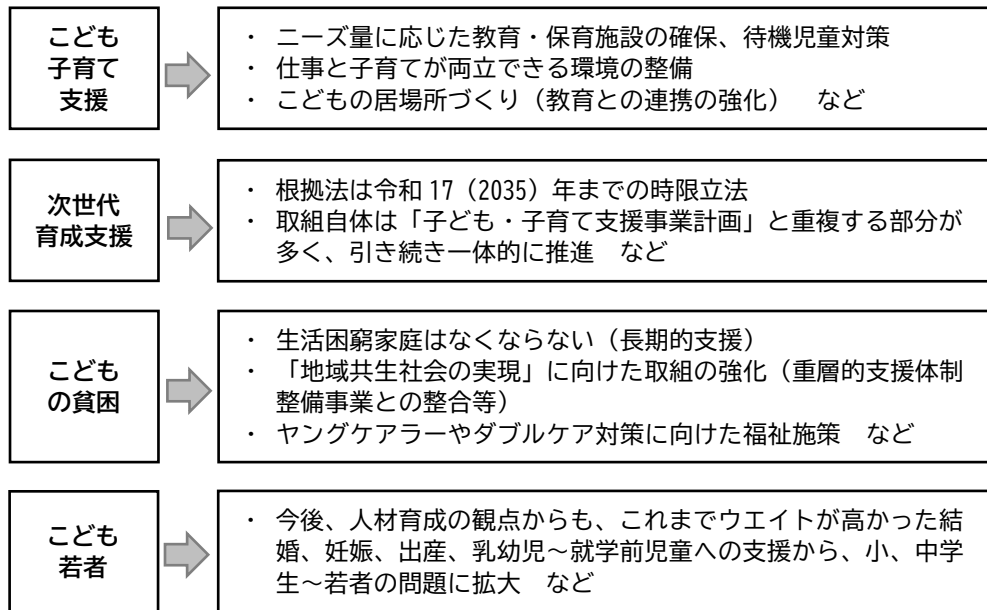
(3) 関係団体等調査の実施

今後の本市のこども政策に反映させていくことを目的として、市内の教育・保育施設や関係団体等を対象に、こども・子育て支援の推進に向けた取組の在り方やアイデア等について関係団体等調査を実施しました。

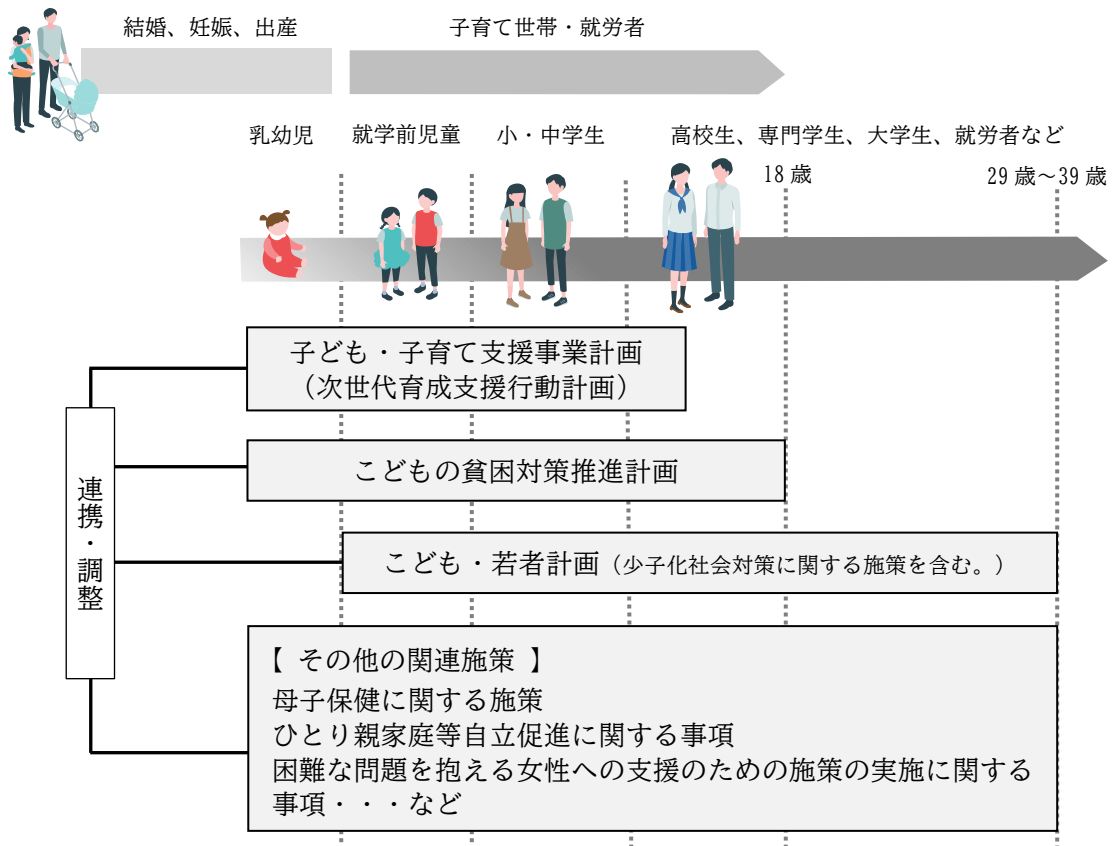
実施時期	令和6（2024）年8月
調査方法	郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収
回収件数	14団体（配布は20団体）回収率70.0%

【4】こども計画の主な取組と対象年代について

計画で想定される主に取り組むべきこと



ライフステージ別にみた計画の対象イメージ



【こどもの定義について】

- ・ 「こども基本法」第2条の規定において「こども」は「心身の発達の過程にある者」とされており、年齢による定義はありませんが、本市では、少子化への対応をはじめ、子育て世代におけるニーズの把握や単身の若者のニーズ等、幅広いこども施策を総合的に推進するため、本計画の対象となるこども、若者の年齢をおおむね 39 歳までと定義します。

第2章 本市の子育てを取り巻く現状

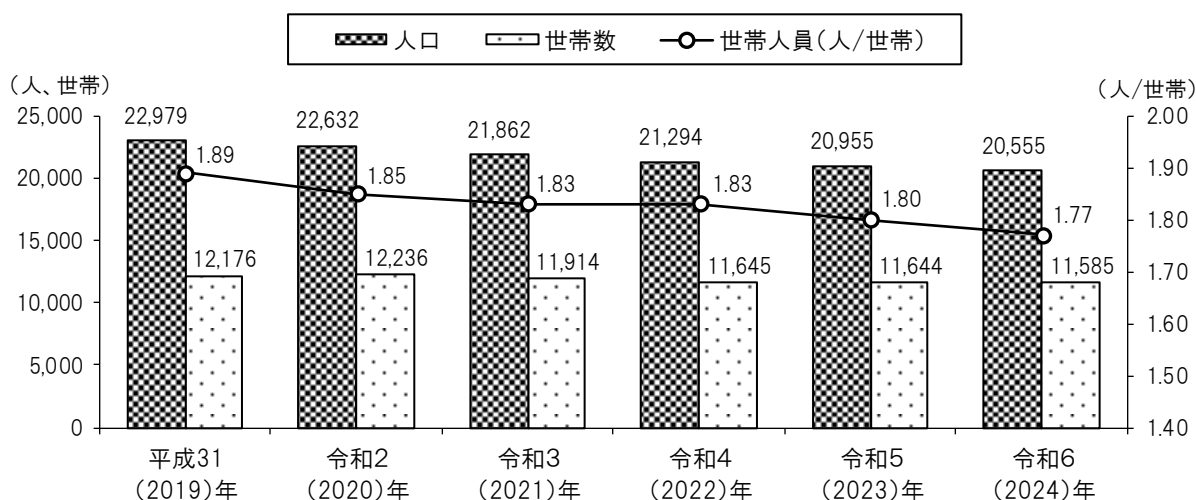
【1】人口等の現状

1 人口の状況

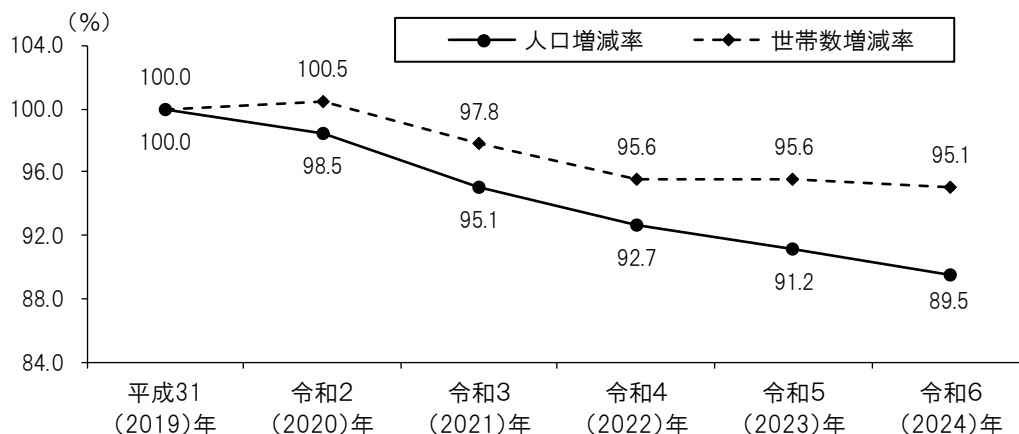
(1) 人口・世帯数の推移

本市の人口は減少で推移しており、令和6（2024）年3月現在 20,555 人となっています。世帯数も減少傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の1.89人から令和6（2024）年で1.77人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 人口動態

出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回り、マイナスで推移しています。また、転入と転出からみる「社会動態」については、市外への転出者数が市内への転入者数を上回る転出超過傾向にありましたが、令和4（2022）年以降、転入者数が転出者数を上回っています。

令和5（2023）年では、合計347人の人口減少となっています。

【 人口動態 】

(単位：人)

	自然動態			社会動態		人口動態 (g)	
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)		(f)
令和元(2019)年	79	430	-351	1,534	1,681	-147	-498
令和2(2020)年	79	449	-370	1,307	1,450	-143	-513
令和3(2021)年	89	442	-353	1,282	1,442	-160	-513
令和4(2022)年	72	482	-410	1,680	1,596	84	-326
令和5(2023)年	67	442	-375	1,597	1,569	28	-347

注1：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

注2：社会動態については「その他の増減」は表記していない。「その他の増減」とは、住民基本台帳の記載漏れ又は誤記等を知った際の職権による住民票の記載、消除又は修正による増減、外国人の帰化による増加、国籍喪失による減少などのこと。

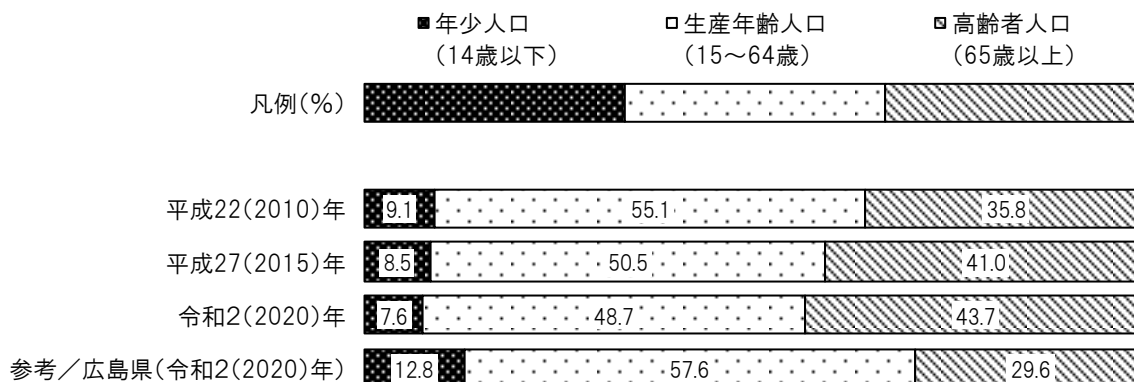
資料：住民基本台帳に基づく人口動態（総務省）

(3) 年齢別人口

本市の人口構成比をみると、令和2（2020）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が7.6%、「生産年齢人口（15～64歳）」が48.7%、「高齢者人口（65歳以上）」が43.7%となっています。

高齢者人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、広島県の平均を上回っています。一方、年少人口は減少しており、少子高齢化の進行がうかがえます。

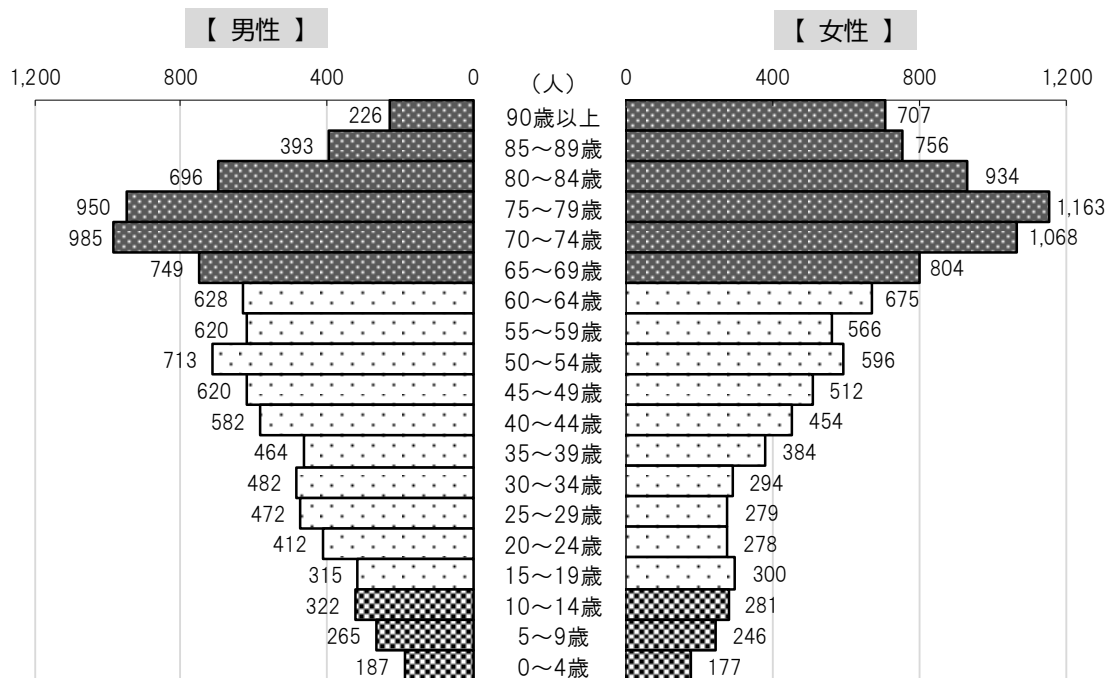
【 年齢3区分別人口構成比 】



資料：国勢調査

年齢を5歳階級別で見ると、男女共に70代のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっており、75歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

【 年齢5歳階級別人口（人口ピラミッド） 】

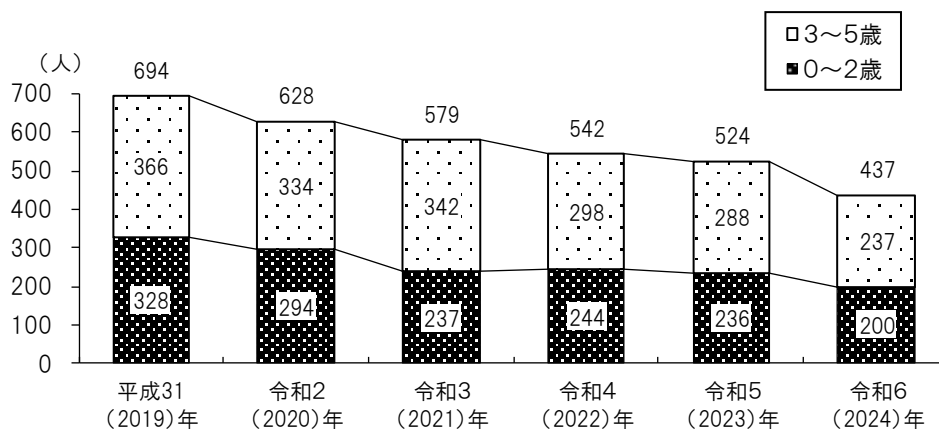


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末日現在）

（4）こどもの人口推移

本市の5歳以下のこどもの人口推移をみると、令和6（2024）年3月現在で437人と、この5年間で257人減少しています。

【 こどもの年齢別人口推移 】



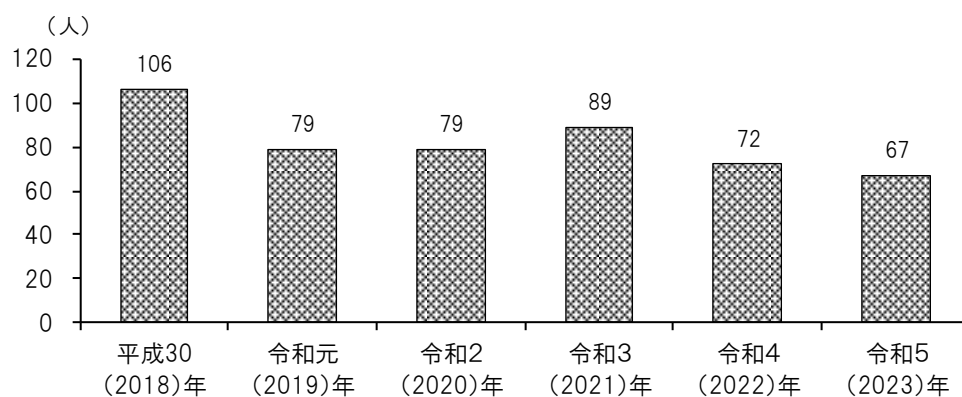
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

2 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本市の出生数は減少傾向にあり、令和5（2023）年は67人となっています。

【 出生数の推移 】

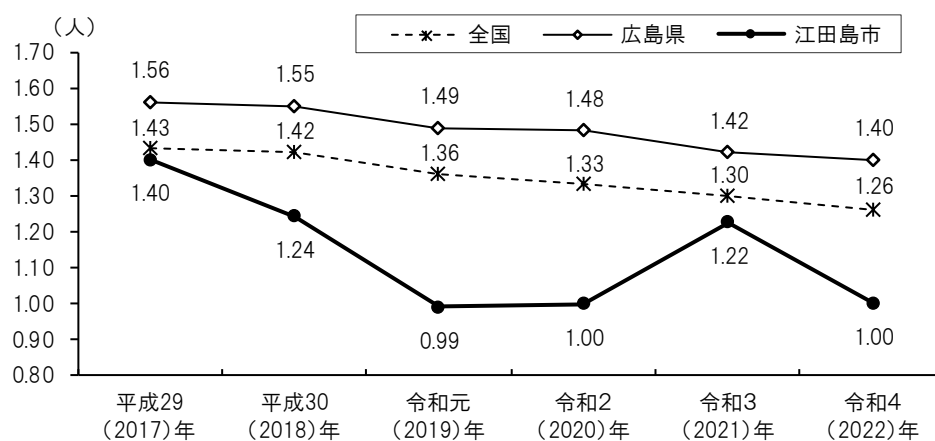


資料：市民生活課（各年12月末日現在）

(2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に産むこどもの数に当たる合計特殊出生率は、全国や広島県の平均を下回って推移しています。

【 合計特殊出生率の推移 】

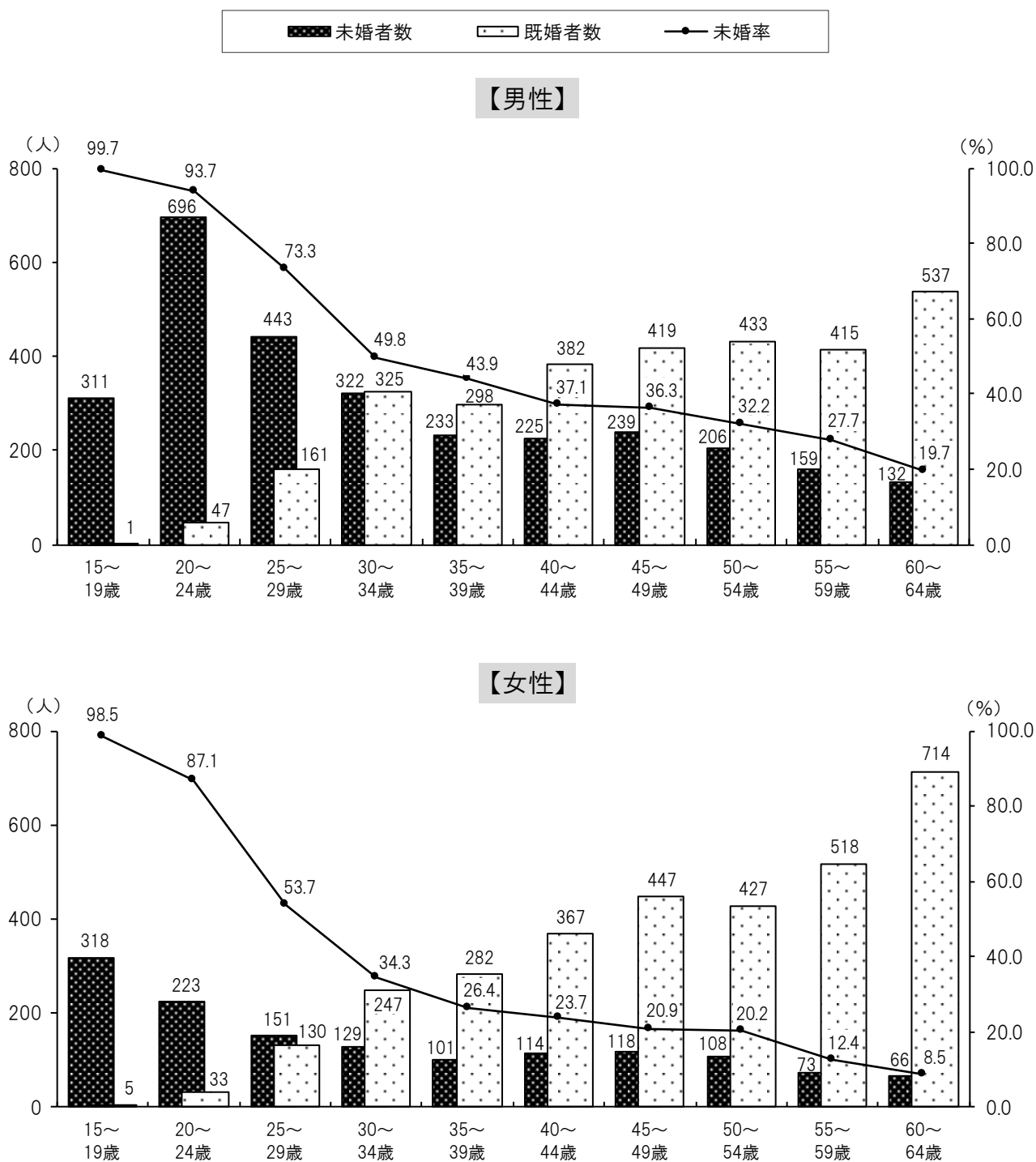


資料：国や県は人口動態統計、市は庁内資料

(3) 婚姻の状況

未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、本市には海上自衛隊があることも影響していると考えられます。また、30代になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

【 年齢別未既婚者数と未婚率 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

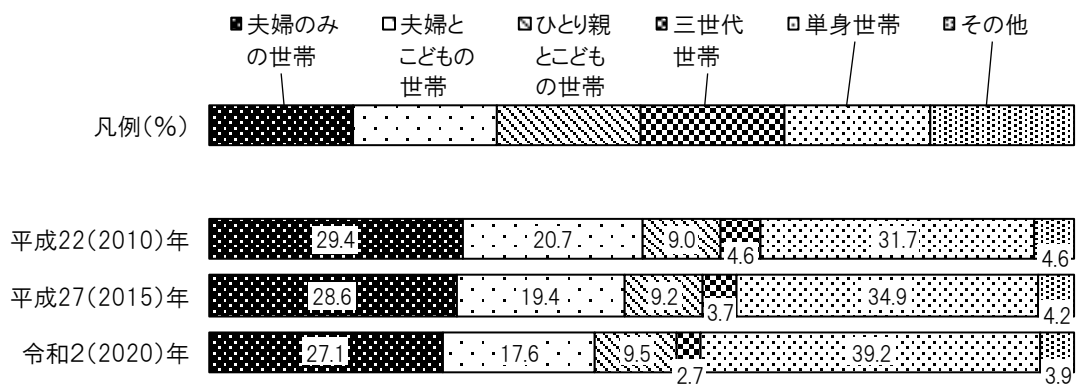
3 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成22(2010)年から令和2(2020)年までの推移で見ると、「単身世帯」の割合は増加で推移していますが、「夫婦のみの世帯」「夫婦とこどもの世帯」は緩やかに減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」の割合は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

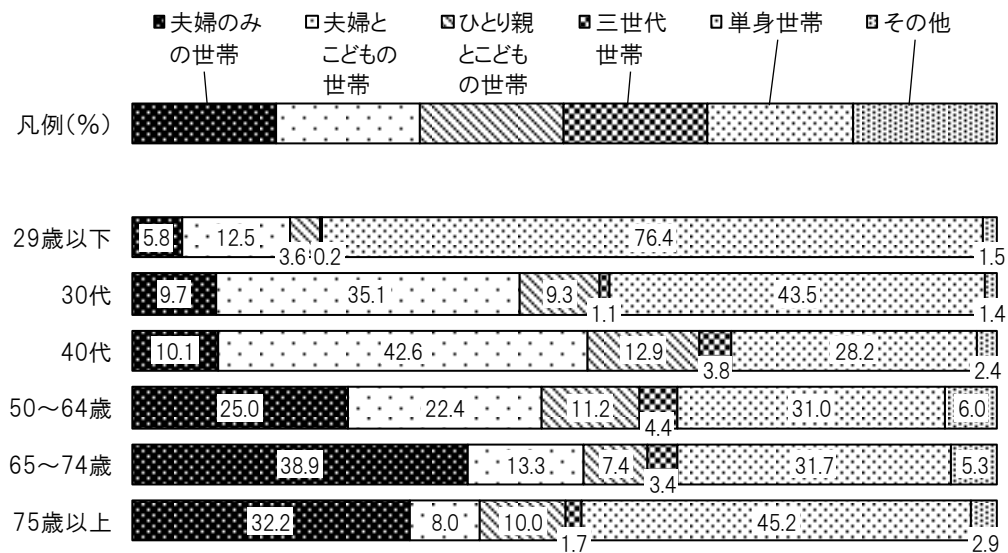
また、年齢別に世帯構成をみると、65歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、30代以下や75歳以上で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(2) ひとり親家庭の状況（20歳未満の子どもがいる世帯）

本市の20歳未満の子どもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では131世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

【ひとり親家庭の状況】

	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年	令和2(2020)年
ひとり親家庭(合計)	154	164	131
母子世帯数	126(81.8%)	135(82.3%)	105(80.2%)
父子世帯数	28(18.2%)	29(17.7%)	26(19.8%)

資料：国勢調査

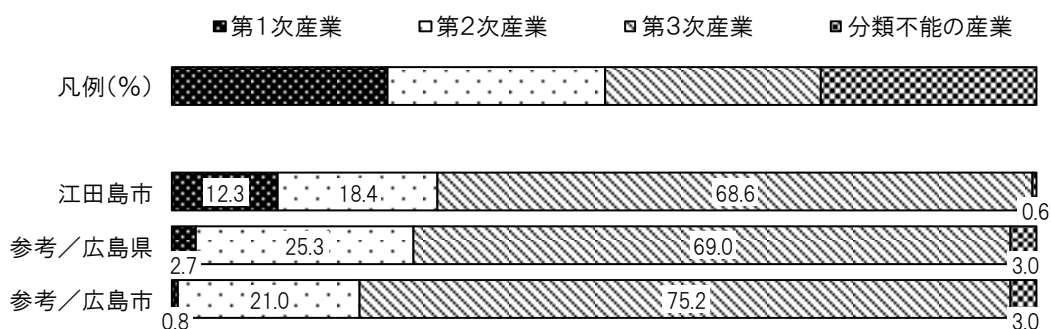
4 就業の状況

(1) 就業構造

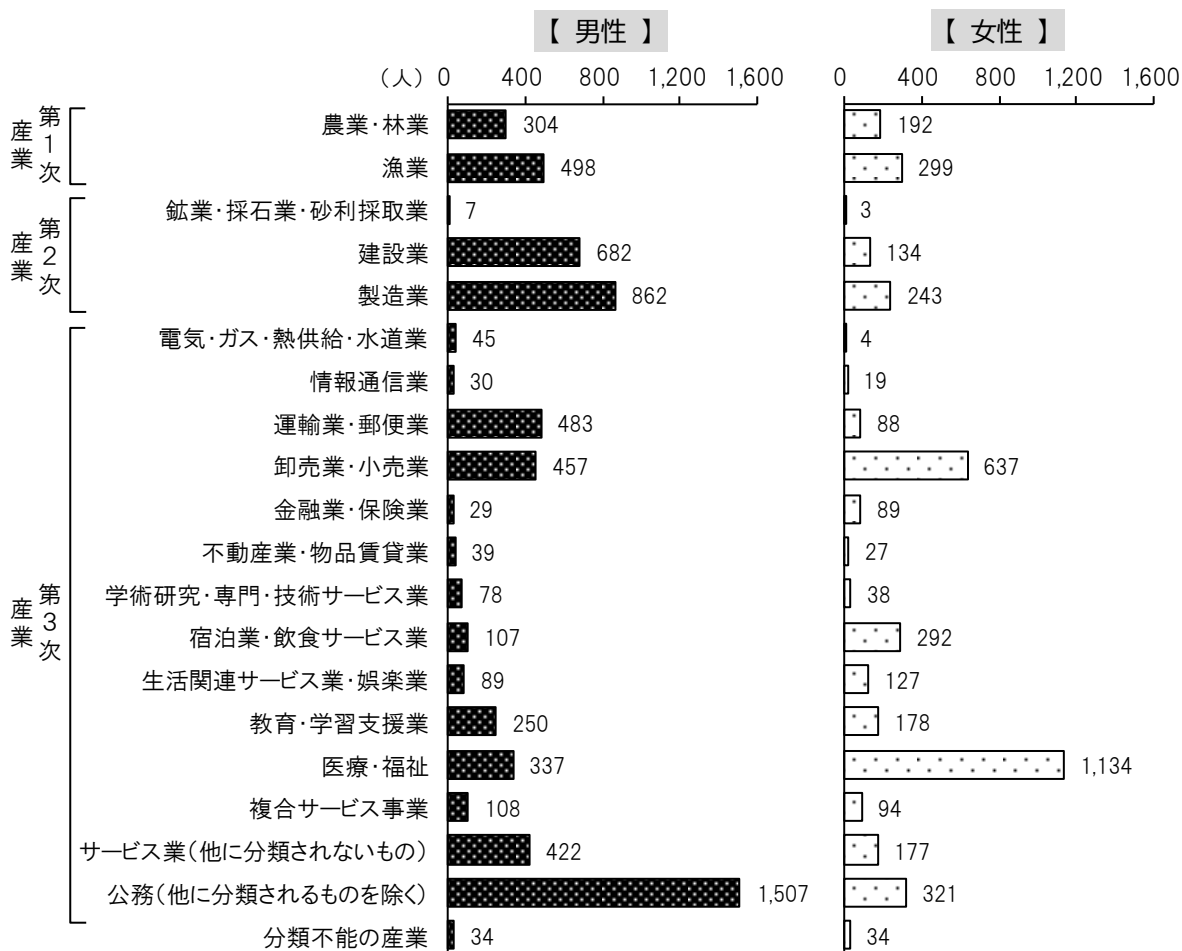
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が12.3%、第2次産業が18.4%、第3次産業が68.6%となっています。広島県全体と比べ、第1次産業の割合が高く、第2次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「建設業」「製造業」「公務」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

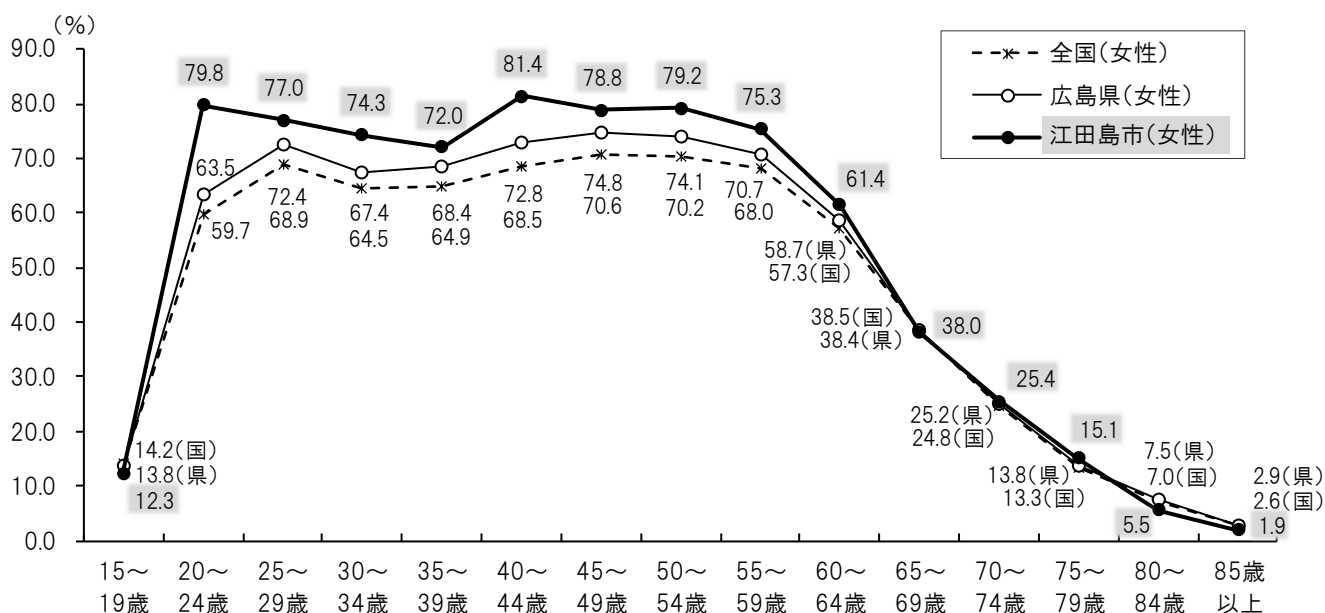


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

(2) 年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、20～50代において全国及び広島県の平均を上回っていますが、依然として「婚姻～子育て開始時期」に一旦低下し、その後、再び上昇をみせる「M字カーブ※」の状況がうかがえます。

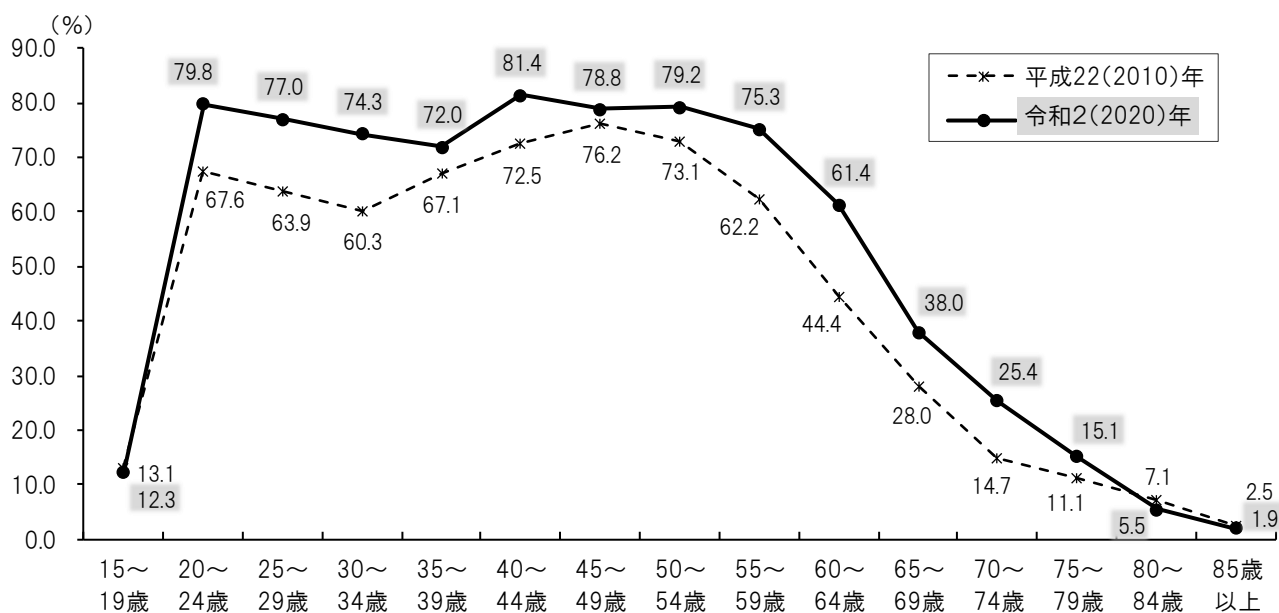
【 年齢別就業率（国・県比較） 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

本市の就業率は、平成22（2010）年に比べ全体的に増加しています。

【 女性の年齢別就業率（経年比較） 】



資料：国勢調査

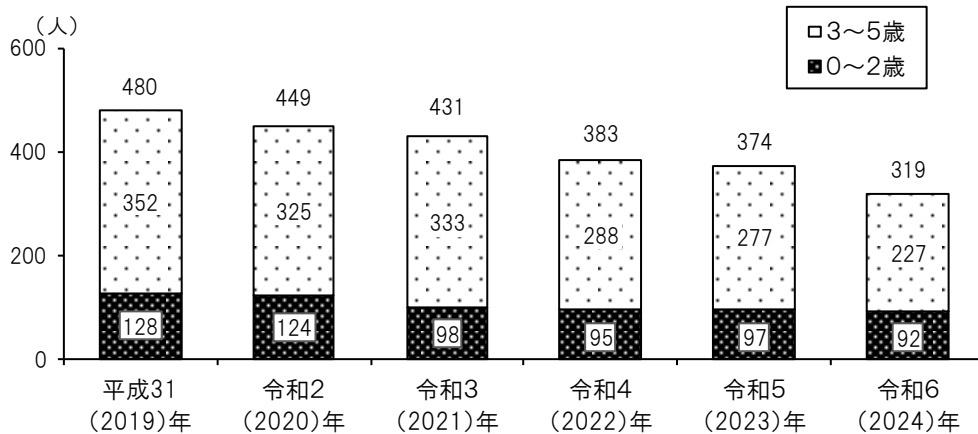
※ 日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

【2】子育て支援施設等の利用状況

1 保育施設入園児童数

本市の入園児童数は減少傾向にあり、令和6（2024）年は319人となっています。また、こどもの人口（就学前児童数）に対する入園児童数の割合を示す入園率は73.0%となっています。

【 保育施設入園児童数の推移 】



【 保育施設入園児童数等の推移 】

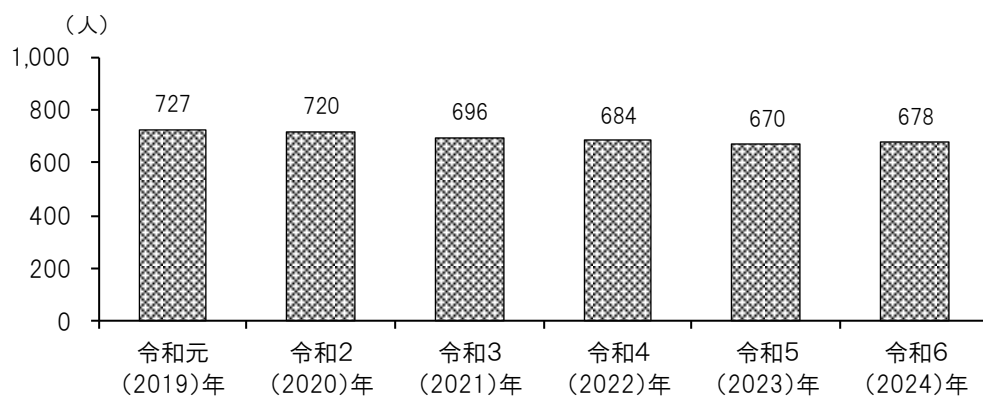
	平成31 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
入園児童数(人)	480	449	431	383	374	319
就学前児童数(人)	694	628	579	542	524	437
入園率(%)	69.2	71.5	74.4	70.7	71.4	73.0

資料：子育て支援課（各年4月1日現在）

2 小学校児童数

市内の小学校は、令和6（2024）年で6校、児童数は678人となっており、児童数は減少傾向にあります。

【 小学校児童数の推移 】



【 小学校別児童数の推移 】

(単位：人)

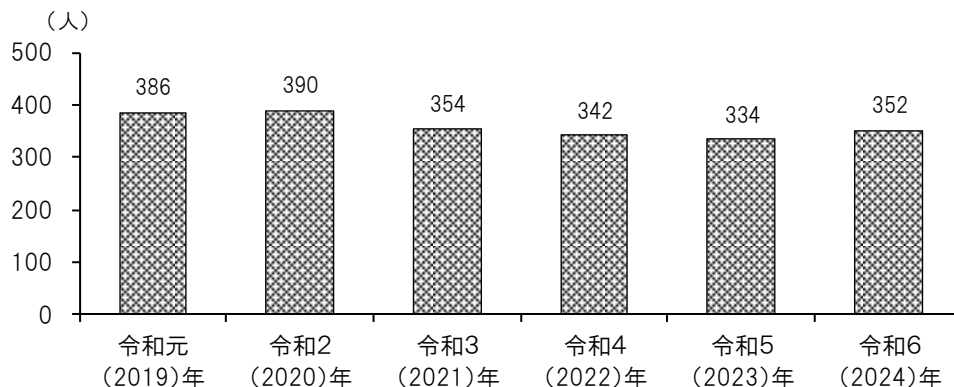
	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年	令和5 (2023)年	令和6 (2024)年
小学校数(校)	6	6	6	6	6	6
教職員数	111	113	106	112	105	106
児童数	727	720	696	684	670	678
切串小学校	56	51	46	47	48	50
江田島小学校	229	223	216	209	206	212
中町小学校	131	122	115	108	101	120
鹿川小学校	115	106	102	102	103	94
三高小学校	51	54	49	47	51	43
大古小学校	145	164	168	171	161	159
教員一人当たり児童数	6.5	6.4	6.6	6.1	6.4	6.4

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

3 中学校生徒数

市内の中学校生徒数は減少傾向にありますが、令和6（2024）年では、前年を上回り352人となっています。

【 中学校生徒数の推移 】

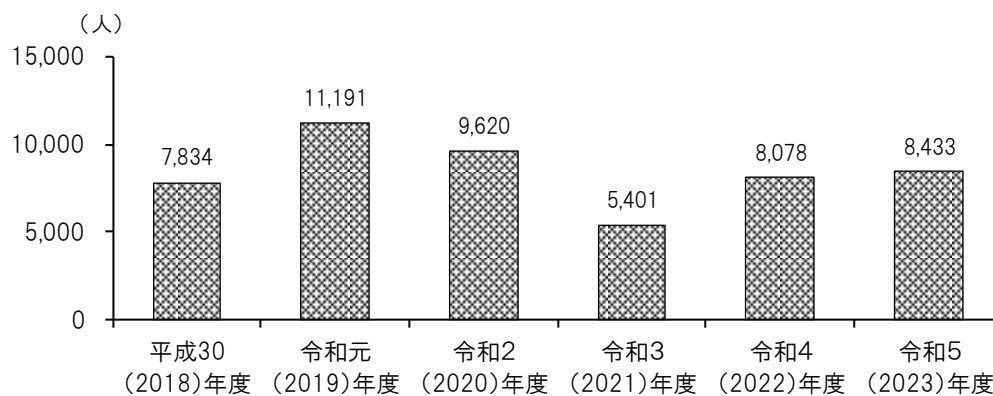


資料：学校教育課（各年5月1日現在）

4 子育て世代包括支援センターの利用状況

子育て世代包括支援センターの利用者数をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は8,433人となっています。

【 子育て世代包括支援センターの利用者数の推移 】

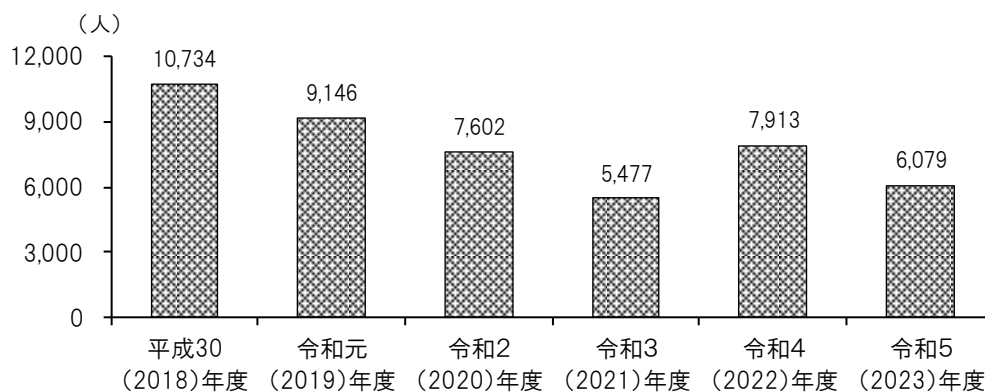


注：平成30（2018）年度は子育て支援センターの利用者数
資料：子育て支援課（各年度末現在）

5 児童館の利用状況

児童館の利用者数をみると、新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で過ごす児童が増えたため、利用者数は減少傾向にあります。

【 児童館の利用者数の推移 】



【 児童館別利用者数の推移 】

(単位：人)

	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童館利用人数(合計)	10,734	9,146	7,602	5,477	7,913	6,079
津久茂児童館	1,525	1,699	917	525	900	1,122
中町児童館	5,535	5,917	5,139	4,511	6,596	4,957
高田児童館	2,490	-	-	-	-	-
柿浦児童館	1,184	1,530	1,546	441	417	0

資料：子育て支援課（各年度末現在）



中町児童館 イベントの様子

【3】母子保健事業の状況

1 妊娠届出件数

妊娠届出件数をみると、近年、減少で推移していましたが、令和5（2023）年度では、前年を上回り77件となっています。

【妊娠届出件数】

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
届出件数(件)	106	107	90	66	77

資料：子育て支援課（各年度末現在）

2 乳幼児訪問実施状況（保健師訪問）

保健師による乳幼児訪問実施状況をみると、令和5（2023）年度では63人となっています。

【乳幼児訪問実施状況（保健師訪問）】

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
実施数(人)	69	73	71	61	63

資料：子育て支援課（各年度末現在）

3 乳幼児健康診査等の受診率

乳幼児の健康診査受診率をみると、いずれも減少傾向にあり、特に1歳6か月児の受診率は85.1%と低くなっています。5歳児健康相談の受診率は、令和5（2023）年度は93.9%と、前年度に比べ増加しています。

【乳幼児健康診査等受診率の推移】

（単位：％）

		平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
健康診査受診率 (集団健診)	3か月～5か月児	90.6	94.0	95.0	95.0	95.0	91.8
	1歳6か月児	96.8	97.0	96.0	95.0	87.0	85.1
	3歳6か月児	96.2	87.0	98.0	95.0	86.0	91.4
5歳児健康相談(集団健診)受診率		91.5	96.6	94.0	88.0	84.6	93.9

資料：子育て支援課（各年度末現在）

【4】福祉的課題を抱えている人の状況

1 ひとり親家庭の相談・訪問状況等

ひとり親家庭の相談件数をみると、令和5（2023）年度は19件、訪問件数は3件となっており、相談件数は減少傾向にあります。再就職支援相談件数は令和5（2023）年度は12件と、前年度に比べ増加しています。

【ひとり親家庭の相談・訪問状況等】

（単位：件）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
相談	40	47	31	25	31	19
訪問	12	16	6	2	5	3
再就職支援相談	17(3)	19(1)	8(1)	1(0)	6(0)	12(0)
母子父子福祉資金貸付	2	2	0	2	2	2

注：（ ）内の数値は就職者数

資料：子育て支援課（各年度末現在）

2 給付金の受給状況

ひとり親家庭を対象とした高等職業技能訓練促進給付金の受給者数は、令和5（2023）年度は3人、自立支援教育訓練給付金の受給者数は1人となっています。

【給付金受給者数の推移】

（単位：人）

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
高等職業技能訓練促進給付金	3	4	4	5	3	3
自立支援教育訓練給付金	1	0	0	1	0	1

資料：子育て支援課（各年度末現在）

3 児童虐待の相談状況

本市の児童虐待相談件数をみると、増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は52件となっています。要支援家庭の件数は、近年、おおむね横ばいで推移していますが、不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。

【児童虐待相談状況】

	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
児童虐待(件)	56	64	68	39	60	52
要支援家庭(件)	41	24	45	25	28	24
不登校児童・生徒数(人)	13	13	18	24	31	38

資料：子育て支援課（各年度末現在）

【5】地域こども・子育て支援事業の状況

1 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

子育て世代包括支援センターは、市内に1か所設置しています。

（単位：か所）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
設置か所数	1	1	1	1	1

2 地域子育て支援拠点事業（にこ♡にこひろば）

地域子育て支援拠点事業（にこ♡にこひろば）の利用者数は、令和4（2022）年度以降、増加傾向にあり、令和5（2023）年度は806人となっています。

（単位：人）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延べ利用人数(月間)	1,083	858	500	789	806

3 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査の受診人数をみると、令和4（2022）年度以降、緩やかな減少傾向にあり、令和5（2023）年度は636人となっています。

（単位：人）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
対象人数	106	107	90	66	77
延べ受診人数	1,003	789	975	663	636

4 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業の訪問実施数は減少傾向にあり、令和5（2023）年度は41人、実施率は64.1%となっています。

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
対象者数(人)	74	82	86	67	64
訪問実施数(人)	58	59	50	50	41
実施率(%)	78.0	72.0	58.0	75.0	64.1

注：保健師による訪問数は含まない。



5 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

ファミリー・サポート・センターの利用者数は、令和5（2023）年度は55人となっており、前年度に比べ減少しています。

（単位：人）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延べ利用人数	—	—	40	60	55

6 一時預かり事業

一時預かり事業の利用者数は減少傾向にあり、令和5（2023）年度は1～2歳児が85人、3～5歳児が20人となっています。

（単位：人）

		令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延べ利用人数	0歳	0	0	0	0	0
	1～2歳	129	236	82	107	85
	3～5歳	55	16	34	69	20

7 時間外保育事業（延長保育）

時間外保育事業（延長保育）の利用者数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和5（2023）年度は86人となっています。

（単位：人）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
利用人数	103	94	78	90	86

8 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業の利用者数をみると、近年は増加傾向にあり、令和5（2023）年度は26人となっています。

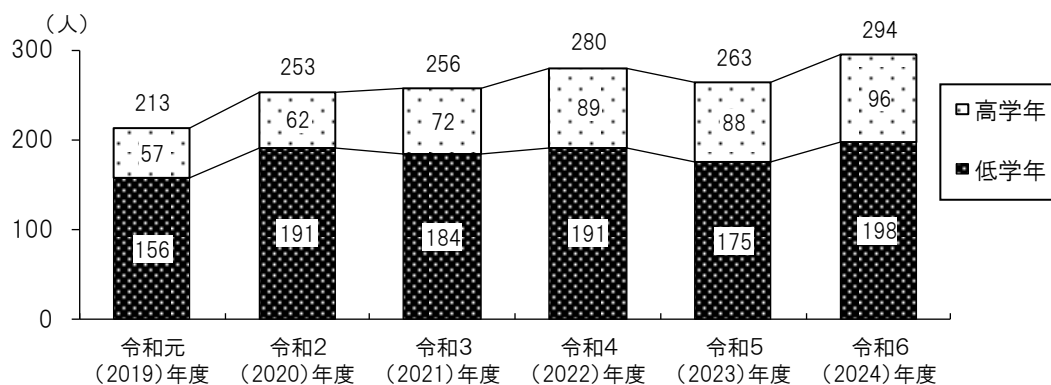
（単位：人）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
延べ利用人数	3	6	7	12	26

9 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、市内8か所で実施しています。登録児童数は増加傾向にあり、令和6（2024）年度は294人、登録率は43.4%となっています。

【 放課後児童クラブ利用者数の推移 】



	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
実施か所数(か所)	9	9	9	9	8	8
登録児童数(人)	213	253	256	280	263	294
低学年	156	191	184	191	175	198
1年生	63	73	63	68	50	74
2年生	51	62	66	64	66	53
3年生	42	56	55	59	59	71
高学年	57	62	72	89	88	96
4年生	36	34	40	44	46	44
5年生	21	13	23	29	24	39
6年生	0	15	9	16	18	13
登録率(%)	29.3	35.1	36.8	40.9	39.0	43.4

第3章 本市における子育て支援の現状と課題

【1】第2期計画の主な取組と今後の課題

第2期計画では「施策体系」における3つの基本目標と9つの基本施策に沿って事業を実施しました。

実施に当たっては、各担当部署において定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第2期計画における取組内容を点検し、基本施策ごとに今後の課題を整理しました。

【第2期計画の施策体系】

基本目標	基本施策
【基本目標1】 親子が共に成長する（育つ）子育て	1 健康づくりの推進 2 心を育む機会の充実 3 子育て力の向上
【基本目標2】 みんなで見守る子育て	1 子育てを支え・見守る意識の醸成 2 地域のつながりづくり
【基本目標3】 みんなで支えあう子育て	1 相談体制の充実 2 保育サービスの充実 3 子育て支援サービスの充実 4 子どもの安全・安心の確保

基本施策 1 健康づくりの推進

- (1) 健康の保持・増進
- (2) 食育の推進

【これまでの主な取組内容】

- 年間4クール（5月、8月、11月、2月）、乳幼児健康診査等を実施するとともに、10か月児健康相談を行いました。
- 離乳食教室や歯磨き教室、個別栄養相談などを通して、こどもの成長段階に応じた食事や遊び、生活習慣の大切さについて啓発しました。
- 夏休みプール一般開放事業や青少年芸術鑑賞事業を推進し、こどもの心身の健全育成に努めました。
- 体調急変時の相談先等について「こんにちは赤ちゃん訪問」で保健師が説明するとともに、市のホームページやLINEを活用して、啓発に努めました。また、こどもの病気や応急処置等について、こどもと一緒に学べる「にこにこQQひろば」を開催しました。
- 「健康江田島21計画」に基づき、乳幼児健診や離乳食教室、栄養教諭の訪問指導、食育指導、農業体験、調理体験などを実施し、こどもの頃からの継続した食育と「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣付けをはじめ、食への感謝の心の醸成とマナーの習得など、家庭、地域、行政が連携して食育を推進しました。

【今後の課題・取組の方向性※】

- 個別案内や認定こども園を通すなど、健診未受診者の受診勧奨を実施するとともに、発達相談につなぐ他機関を紹介するなど、健診で何らかの課題を指摘された場合の適切なフォローに努める必要があります。
- 健全な食生活等を促進するため、ホームページやアプリ等を活用した情報発信や周知、啓発、きめ細かな個別相談に努める必要があります。
- スポーツ活動について、通年で取り組み、こどもが参加しやすいスポーツイベントを実施する必要があります。
- 保護者の不安を少しでも解消できるよう、救急時の相談先等の周知、啓発が必要です。また、消防本部が行うこどもの体調急変時やけが等の応急処置に係る講習対象を、保育士等、幼少年と関わる職種に拡充するとともに、「にこにこQQひろば」を消防庁舎外でも開催し、実施件数と参加人数の増加を図る必要があります。
- 認定こども園と連携した事業では、食育の関心が低い人にもアプローチできるため、園と関係機関の連携の強化に努めるとともに、現状を踏まえ、食育がより効率的、効果的に行われる体制づくりに努める必要があります。

※継続して取り組む内容も含む。（以下同様）

基本施策2 心を育む機会の充実

- (1) 体験やふれあいの機会づくり
- (2) 学ぶ力を伸ばす教育の推進

【これまでの主な取組内容】

- 本市の地域の特性を生かした特色ある保育内容を設定し、各こども園において取り組みました。
- にこにこひろばや児童館において、季節の行事などのイベントを計画的に実施したほか「さとうみサイエンスキャンプ」や中学生を対象とした職場体験、子ども会平和学習等、体験活動の充実を図りました。中学生を対象とした乳幼児とのふれあい体験については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。
- 「こんにちは赤ちゃん訪問」で自宅訪問時に絵本をプレゼントするとともに、図書館での読み聞かせ、子育て支援教室やこども園等への出前読み聞かせを実施し、絵本に親しむ環境づくりに努めました。
- 市民センター、交流プラザ所管課とも連携しながら、主催講座や交流発表会を開催しました。
- 総合的な学習の時間や各教科、学校の教育活動を通じて「里海」を教育資源とした本市ならではの特色ある教育を推進するとともに、各校の取組を支援しました。「さとうみ学習」コーディネーターを配置して、カリキュラム開発、実践や学校訪問による助言、指導、探究活動への伴走支援を行い、小学5年生の全児童を対象にした海に触れ、海を知る活動、マリンアドベンチャー等を実施しました。
- 江田島市学力調査結果を踏まえ、教務主任研修での交流や指導、助言を行うとともに、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組みました。
- 各小・中学校及び認定こども園に外国語指導助手（ALT）3名を派遣し、園児が楽しみながら英語に触れる機会を設けるとともに、小学校及び中学校の英語教育の充実を図りました。
- 小・中学校におけるキャリアノート及びキャリア・ログの作成、中学校における職場体験学習（キャリア・スタート・ウィーク）等キャリア教育の推進により、児童・生徒が社会人、職業人として自立していくために必要な意欲、態度や能力を育みました。職場体験学習は、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2、3年度は中止、令和4年度からは感染状況を見ながら可能な範囲で実施しました。
- 小・中学校の連携を行い、9年間を通して地域の良さに触れ、郷土を愛する心を育てるよう努めました。また、各校の取組を学校だよりに掲載し、情報を発信しました。



マリンアドベンチャーの様子



外国語指導助手（ALT）による
英語教育の様子

【 今後の課題・取組の方向性 】

- こども園での地域の特性を生かした保育内容を毎年見直し、工夫する必要があります。
 - にこにこひろばの利用者が増加傾向にあることから、イベントの内容の更なる充実を図るとともに、市の広報紙やホームページ、子育て支援アプリ「母子モ」等を活用するなど、幅広く情報を発信する必要があります。
 - 年々参加者が減少傾向にある泊まりを伴うさとうみサイエンスキャンプについて、開催方法を工夫し、同一メンバーによる長期体験活動を確保する必要があります。
 - 中学生を対象とした職場体験や乳幼児とのふれあい体験が実体験で実施できるように取り組む必要があります。
 - 子ども会平和学習により多くの児童が参加するよう、募集の強化に取り組む必要があります。
 - 図書館職員による出前講座等を周知し、保育施設でも実施できるよう努める必要があります。
 - 「さとうみ学習」を通じて、ふるさとを実感する教育活動の充実を図るとともに、各校での実践事例を増やししながら「コアカリキュラム化」を図る必要があります。
 - 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、組織的な授業の改善に努めるとともに、一人一人の特性や学習の進度に応じた学びを一層充実させる必要があります。
 - 外国語指導について、特に中学校において英語に対する興味、関心を高める指導や改善が必要です。
 - 職場体験学習の実施期間が5日間から3日間となったため、体験をより充実させるよう、各事業所との事前、事後の連携を深める必要があります。
 - 地域に開かれた学校づくりに向け、各校の取組を地域に広く発信する必要があります。
-

基本施策3 子育て力の向上

(1) 保護者の学びと交流の場の提供

【 これまでの主な取組内容 】

- 家庭教育支援事業の中心事業として、家庭の教育力の向上と子育ての不安の解消を目的とした「親の力を学び合う学習プログラム」を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響で令和3、4年度は開催できませんでした。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 「親の力を学び合う学習プログラム」の継続的な実施を目指し、広報を工夫するとともに、ファシリテーター確保のため、フォローアップ講座や新規のファシリテーターの養成を検討する必要があります。
-

基本施策 1 子育てを支援・見守る意識の醸成

- (1) 子育てに対する意識の醸成
- (2) 子どもの人権と権利を守る取組の充実
- (3) ワーク・ライフ・バランスの推進

【 これまでの主な取組内容 】

- 民生委員・児童委員活動として、学校での朝のあいさつ運動や新入生の登下校の見守りなどを行うとともに、地域全体でこどもの成長を支えることを目的に、例年7月に女性会による「声のかけ合い運動」を実施しました。
- 人権啓発事業として、各校の人権教育担当者を対象とした江田島市人権教育研修や市PTA連合会との共催で人権学習講演会を開催しました。また、児童・生徒を対象に、人権に関する作品募集事業を実施しました。
- 市内の全中学校区にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を確立したほか、一つの中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置して、学校や家庭及び関係機関との連携の強化を図りました。
- 要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を図るとともに、職員が研修に積極的に参加して相談技術の研さんに励み、児童虐待の未然防止に努めました。
- これから親になる夫婦の育児に対する不安の払拭となるよう、ママ♡パパスクールを実施しました。
- 男女共同参画セミナーを開催するとともに、市の広報紙等を活用して啓発に努めました。
- 配偶者が出産予定の男性職員に育児休業制度の案内等を配布するなど、育児休業の制度の周知に努めるとともに、男女共同参画をテーマにした職員研修を実施し、意識啓発を図りました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 市PTA連合会と共催の人権学習講演会へのこどもの参加を促進するため、こどもに分かりやすい内容や講師の選定を行う必要があります。
- スクールソーシャルワーカーを全中学校区に配置することが難しいため、これまで以上に教員相談体制や関係機関との連携について充実を図る必要があります。
- 関係機関に要保護児童対策地域協議会の認知を広めるとともに、こどもの前での夫婦げんかが面前DVとなることを周知、啓発する必要があります。
- 男女共同参画について興味、関心のない世代や市民にどのような啓発をしていくか、更なる創意工夫が必要です。
- 男性職員の育児休業の取得の促進に努めるとともに、男女共同参画をテーマにした取組を推進し、意識啓発を図る必要があります。

基本施策2 地域のつながりづくり

- (1) 交流の場とネットワークづくり
- (2) 世代間交流の推進と人材の育成
- (3) 地域での見守り活動の充実

【これまでの主な取組内容】

- 市の広報紙やホームページ、子育て支援アプリ「母子モ」を活用して、子育てに関する情報を提供しました。
- にこにこひろばでママパパスクールやベビーマッサージなどのイベント等を開催し、保護者同士の交流を図りました。
- 母子保健推進員による「こんにちは赤ちゃん訪問事業」のほか、行政や地域で活動している人が訪問し、育児不安の軽減や孤立を防ぐための活動を行いました。
- 生協ひろしまの協力のもと、これからの孫育てについての意見交換を行うとともに、公民館講座を開催し、祖父母世代の子育てへの参加の促進、世代間交流の機会づくりに努めました。
- 母子保健推進員の研修を開催するなど、母子保健推進員の質の向上及び確保に努めました。
- 自治会や自主ボランティア等による登下校時の見守りやグループウェア等を通じた不審者情報について、学校に周知しました。また、必要に応じて警察と連携し、児童・生徒の安全の確保に努めました。新型コロナウイルス感染症の影響で「こども 110 番の家及び店」に係る確認ができなかった年度がありました。

【今後の課題・取組の方向性】

- にこにこひろばの内容が利用者の要望に添ったものになっているか、確認し、検討する必要があります。
- 孫育てについての意見交換への参加を促進するため、内容をブラッシュアップする必要があります。また、公民館の廃止に伴い、市民の学習機会が失われないよう、関係課が連携して事業の継続に取り組む必要があります。
- 「こども 110 番の家及び店」の確認ができていない箇所等については、連携の仕方も含めて体制を見直す必要があります。



ママパパスクールの様子

基本施策 1 相談体制の充実**(1) 妊娠期からの切れ目ない支援体制づくり****【 これまでの主な取組内容 】**

- 子育て世代包括支援センターを中心とした伴走型支援を導入し、妊娠期から子育て期の家庭を対象に面談機会の充実を図りました。
- 相談窓口から得られた内容をもとに、認定こども園、医療機関や関係部署と連携し、介入が必要な妊娠期から子育て世代の情報共有を図り、支援につなぐよう努めました。また、民生委員・児童委員による見守り活動を通して、気になるこどもや家庭を適切な専門機関につなぎました。
- 乳幼児健康診査や認定こども園と連携した、育児の悩みや成長、発達に関する悩みを相談する保健師との面談を実施するとともに、発達相談の周知を図りました。
- ママ♡パパスクール、産前・産後ママのサロンを通して、妊娠期の不安の軽減を図るとともに、助産師と連携した産前、産後の支援体制の充実を図りました。また、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査を実施しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- 妊娠 8 か月頃の面談や乳幼児健診の受診者 100%を目指すとともに、令和 7 年度からひろしまネウボラに参加するため、面談機会を 5 回から 7 回に増やし、対象者の面談を増やす必要があります。
- 介入が必要な家庭は複合的な課題を抱えていることが多いため、庁内各部署や関係機関との連携を強化し、情報の共有を図り、適切な支援につなぐ必要があります。
- ママ♡パパスクールやにこ♡にこハウスで実施される母子保健事業に、交通手段がないため、意欲があっても参加が難しい家庭でも参加できる方法を考える必要があります。
- 妊婦歯科健康診査の重要性を、妊婦やその家族にちらし等で説明し、受診を促す必要があります。
- 子育て中の女性の就職支援について、各課で行われている事業を統合し、広い間口で相談の機会を提供する必要があります。



基本施策2 保育サービスの充実

- (1) 受入体制の整備
- (2) 多様な保育ニーズへの対応
- (3) 人材の確保と育成

【これまでの主な取組内容】

- 保護者の就労の有無に関係なく、保育園でも3歳児以上の受け入れが可能となるよう、市内の保育施設を全て認定こども園に移行するとともに、3歳未満児の入園希望者の増加に対応できるよう、各園にパソコンやタブレット端末等を整備し、事務軽減の削減を図りました。
- 長期休業時への柔軟な対応やファミリー・サポート・センター、一時保育、病児・病後児保育事業等、多様な保育サービスの提供に努めるとともに、情報を提供し、利用の促進を図りました。また、公的サービスで対応できないサービスについては、民間事業者の参入の促進を図りました。
- 江田島市保育連盟研修会の開催や各種研修会への参加を通じて、保育士の資質や専門性の向上に努めました。人材の確保については、会計年度任用職員制度を活用し、保育士を任用しました。

【今後の課題・取組の方向性】

- 年度途中での3歳未満児の入園希望増加に加え、令和8年度から実施される「こども誰でも通園制度」に向け、職員の配置や施設の整備など、受入体制の充実を図る必要があります。
- ファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児事業を必要とする人への周知をはじめ、利用することに抵抗がある人への理解の促進に努める必要があります。
- 保育士支援アドバイザーによる保育士への相談支援や勤務環境の改善、会計年度任用制度を活用して保育士を任用するなど、若手保育士の育成や離職の防止を行う必要があります。

基本施策3 子育て支援サービスの充実

- (1) 子どもの居場所づくりの整備
- (2) 外国人家庭への支援
- (3) 配慮を必要とする子どもや家庭への支援

【 これまでの主な取組内容 】

- 各児童館や子育て世代包括支援センターで行事やイベントなどを開催しました。津久茂児童館は廃止し、津久茂交流プラザを中心とした、地域全体でこどもを見守ることができる環境に移行しました。また、子育て世代包括支援センターで開催しているイベントの出張版として、まちづくり出前講座を実施しました。
- クリスマス会や夏祭りなど、自治会やまちづくり協議会などの事業、イベントを通して、こどもと地域の交流を促進しました。また、こどもの居場所づくりや体験活動の促進を目的とした任意団体の活動を支援しました。
- 放課後児童クラブの職員による来館者の対応のほか、ちゃおチャオなどのイベントを実施しました。
- 市独自の放課後児童クラブ支援員等の研修会等を積極的に開催し、資質の向上に努めるとともに、情報交換の場の充実や人材の確保を図り、円滑な事業運営に努めました。また、放課後児童クラブ間や学校等との連携の強化に向け、積極的に情報交換を行うとともに研修等の充実に努めました。
- 外国人家庭への赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査、認定こども園や関係機関と連携した状況の確認を実施するとともに、参加しやすいよう出前講座を実施しました。また、他課と連携し、通訳を依頼しての就学相談や子育て世帯の生活相談業務を実施しました。
- 放課後児童クラブで外国人家庭の児童を受け入れ、日本語が分からない場合には英語版クラブだよりを配布するとともに、翻訳アプリを利用して意思疎通を図りました。
- 国の制度に基づく保育料の無償化をはじめ、児童手当、児童扶養手当の支給、子育て世帯生活支援特別給付金事業、保育給食費軽減事業等を実施しました。こども医療費助成制度については、対象者を高校生年代までにするとともに、所得制限を撤廃しました。
- 生活困難な状態のこどもやその家庭の早期発見、早期対応を図るため、認定こども園や小・中学校への巡回、各地区の主任児童委員との実務者地域会議等を行うとともに、必要に応じて個別ケース検討会議の開催や他部署との連携を行いました。
- 広島県が実施する学習教室の運営に参画し、会場を提供するとともに周知に努めました。
- スクールソーシャルワーカーを市内の一つの中学校に配置し、家庭環境や経済状況を把握して、関係機関との連携ができるように努めました。



- ひとり親家庭等については、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成制度などで世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、他の支援サービスのニーズを掘り起こし、必要な支援につながりました。生活が困窮している世帯については、くらしサポートセンターが相談に応じ、状況に応じて生活保護につながりました。
- 乳幼児健診や認定こども園と連携し、気になるこどもを対象に心理職や言語聴覚士による個別相談を行いました。
- 市地域自立支援協議会に設置しているこども支援部会の中で、各分野関係者との連携体制の強化に努め、障害児支援の充実に向けた検討を行いました。また、中重度の障害がある児童の保護者等を対象に特別児童扶養手当、重度の障害がある児童を対象に障害児福祉手当の支給を行うとともに、令和3年4月から重度心身障害者医療費制度の資格要件に精神障害を追加しました。

【 今後の課題・取組の方向性 】

- にこにこひろばの利用者が増加しているため、イベントの内容や情報発信の更なる充実を図る必要があります。
- 地域の交流事業について、より多くのこどもが参加できるイベントの計画、実施に取り組むとともに、役員等の人材の確保が必要です。
- 放課後児童クラブ支援員、補助員の確保や増加する入会児童の居場所の確保に取り組む必要があります。
- 外国人家庭を対象に、乳幼児健康診査受診の必要性について周知、啓発する必要があります。
- 通訳を必要とする相談業務について、担当課の緊密な連携が必要です。また、日本語が分からない場合のコミュニケーションについて検討する必要があります。
- 県の学習教室について、市の広報紙やホームページ等に加え、相談対応時に紹介するなど、更なる周知が必要です。
- 障害児支援の充実においては、各分野が協力し、本市の実情に合った体制を整える必要があります。



基本施策4 子どもの安全・安心の確保

- (1) 公共施設の整備
- (2) 遊びの場の充実

【これまでの主な取組内容】

- 子育て支援アプリ「母子モ」を活用し、市や各認定こども園の情報を発信しました。
- 小・中学校及び認定こども園の遊具点検を毎年実施し、不良箇所の修繕を行いました。
- 関係機関と連携し、認定こども園、小学校で交通安全教室を開催するとともに、大柿高校の生徒を対象とした自転車の安全利用等に係る啓発活動を実施しました。また、交通ルールの改正や交通安全運動について、市の広報紙を活用して周知、啓発を図るとともに、毎月1日に広報車による交通安全パトロールを行いました。
- 通学路安全点検プログラム推進会議を開催するとともに、市交通安全協会に協力を依頼して、年に一度、市内のカーブミラーの点検を実施し、不備がある箇所の改善に努めました。
- 公共施設の新築の際には、段差を解消するなどのバリアフリー化を進めました。
- 地元自治会等による公園の清掃、除草、巡回を行うとともに、専門業者による定期点検を実施しました。

【今後の課題・取組の方向性】

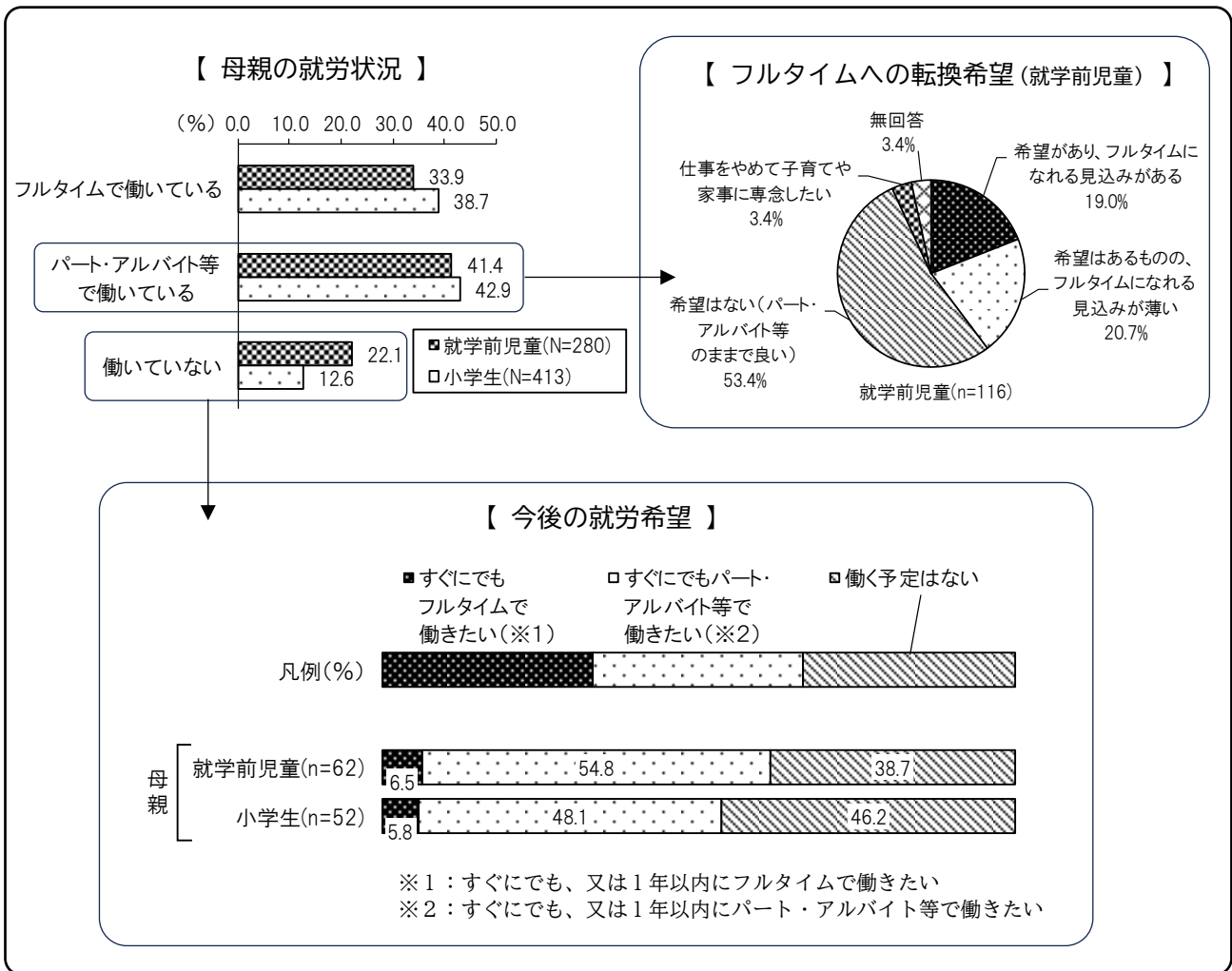
-
- 市や認定こども園から保護者に情報発信できる子育て支援アプリ「母子モ」の積極的な活用が必要です。
 - 保育施設や学校などの施設や遊具について、点検を行いながら長寿命化を図る必要があります。
 - 市交通安全協会の構成員、公園の管理に参加している団体や人数が高齢化に伴い減少しているため、担い手確保に向け支援していく必要があります。
-

【2】アンケート調査結果の概要

【1】就学前児童保護者・小学生保護者調査から

1 保護者の就労状況について

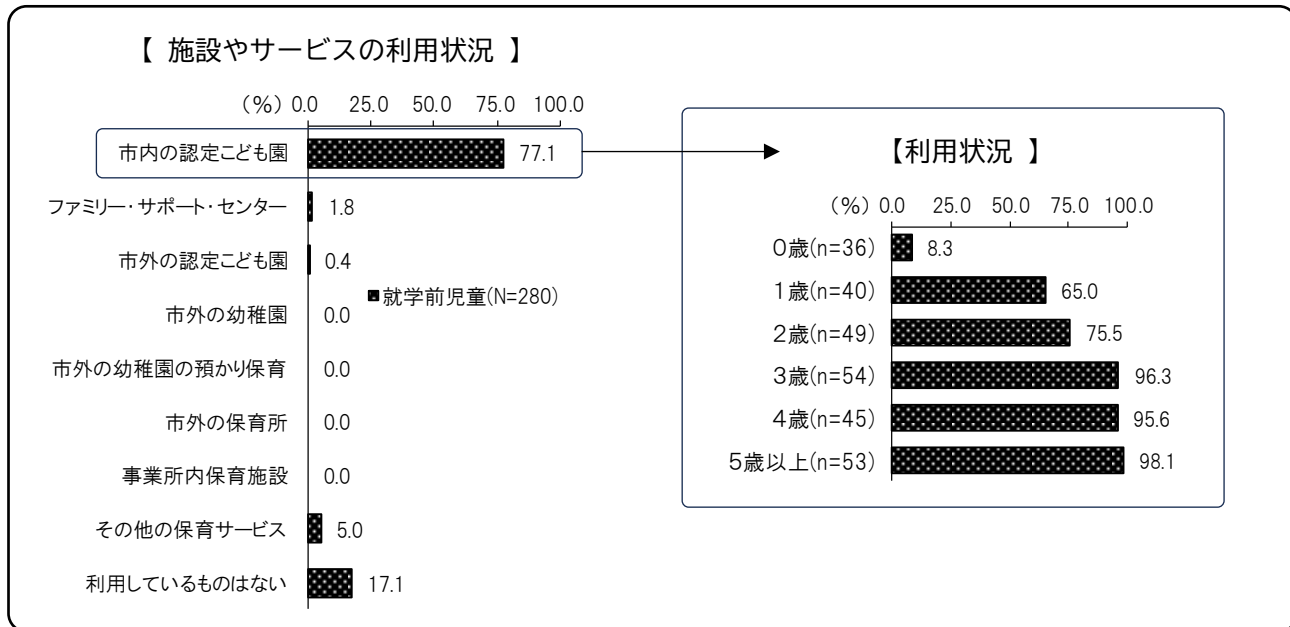
- 就学前児童、小学生共に母親の約4割がパートタイム等で就労しています。パートタイムで就労している人の約4割が、今後フルタイムへの転換を希望しており、フルタイム就労に対するニーズが高いことが分かります。また、現在働いていない母親の過半数が早期の就労を希望しています。



2 施設やサービスの利用状況と利用希望について

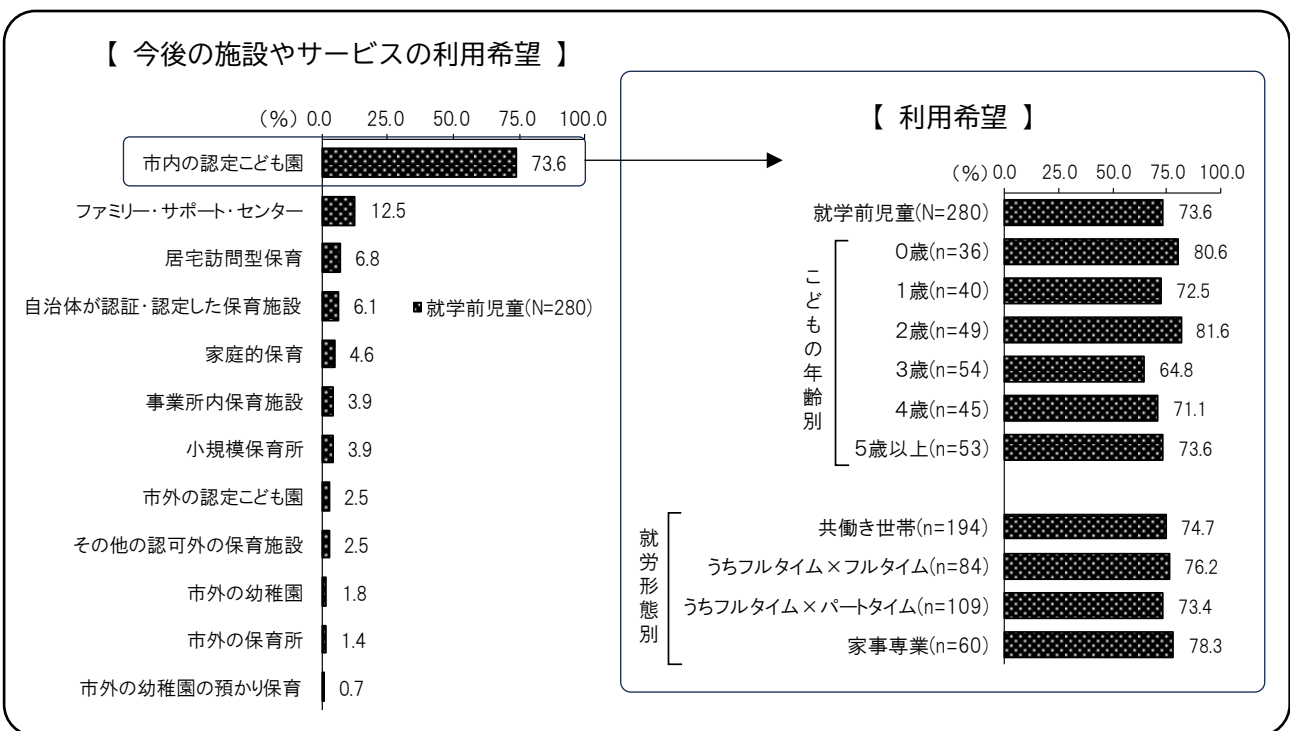
(1) 利用状況

- 8割近くのこどもが市内の認定こども園を利用しており、特に3歳以上での利用が多くみられます。



(2) 今後の利用希望

- 施設やサービスの平日の利用希望については「市内の認定こども園」が7割以上と最もニーズが高く、次いで「ファミリー・サポート・センター」が続いています。
- 0歳児や2歳児など低年齢児のニーズが高くなっています。また、現在、家事専門の約8割が認定こども園の利用を希望しており、今後の就労を見据えたニーズがうかがえます。

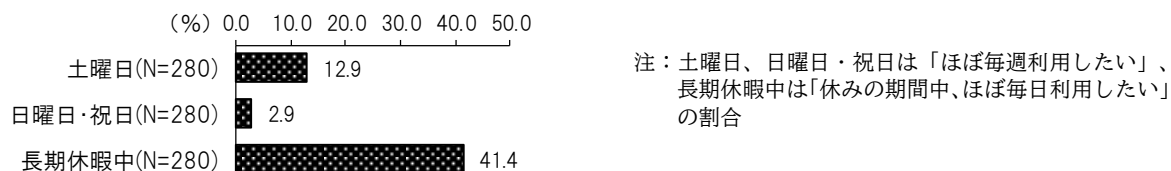


3 各種教育・保育サービスのニーズについて

(1) 土日等の利用希望

- 教育・保育施設について、土曜日の利用希望者は12.9%ですが、日曜日・祝日については2.9%と少ない状況です。一方、夏休み等の長期休暇中については、約4割が利用を希望しています。

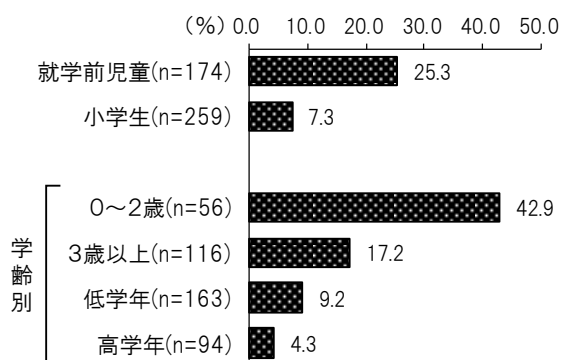
【 土・日・祝日等の利用希望 】



(2) 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

- 病児・病後児のための保育施設等については、就学前児童の4人に1人、小学生で1割程度が利用を希望しており、特に0～2歳児のニーズの高さが目立っています。

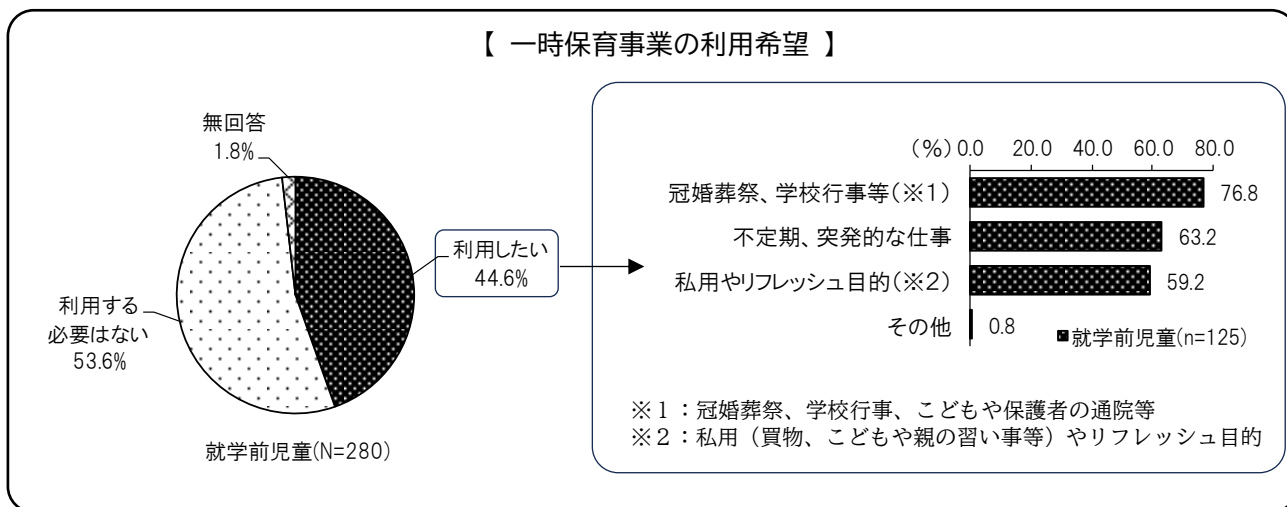
【 病児・病後児のための保育施設等の利用希望 】



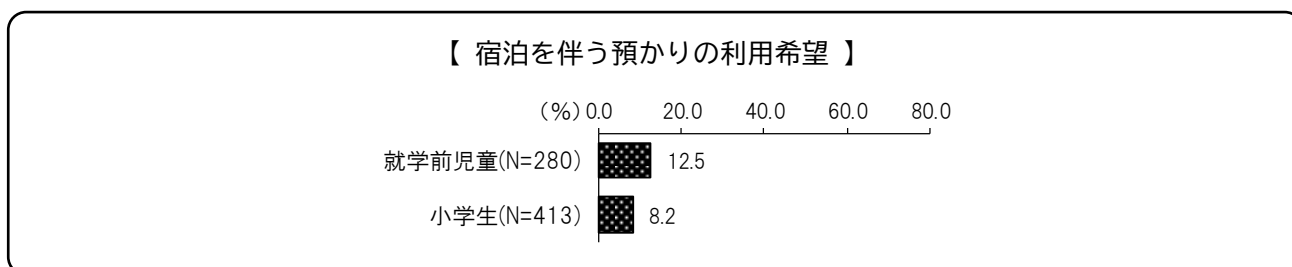
病児・病後児保育室（わかば）

(3) 一時保育事業等の利用希望

- 一時保育事業については、4割以上のニーズがみられ、特に「冠婚葬祭、学校行事、子どもや保護者の通院等」での利用が見込まれています。



- 宿泊を伴う預かりの利用希望については、就学前児童で12.5%、小学生で8.2%と、いずれもニーズは1割程度となっています。



特色ある保育（認定子ども園のうみ）

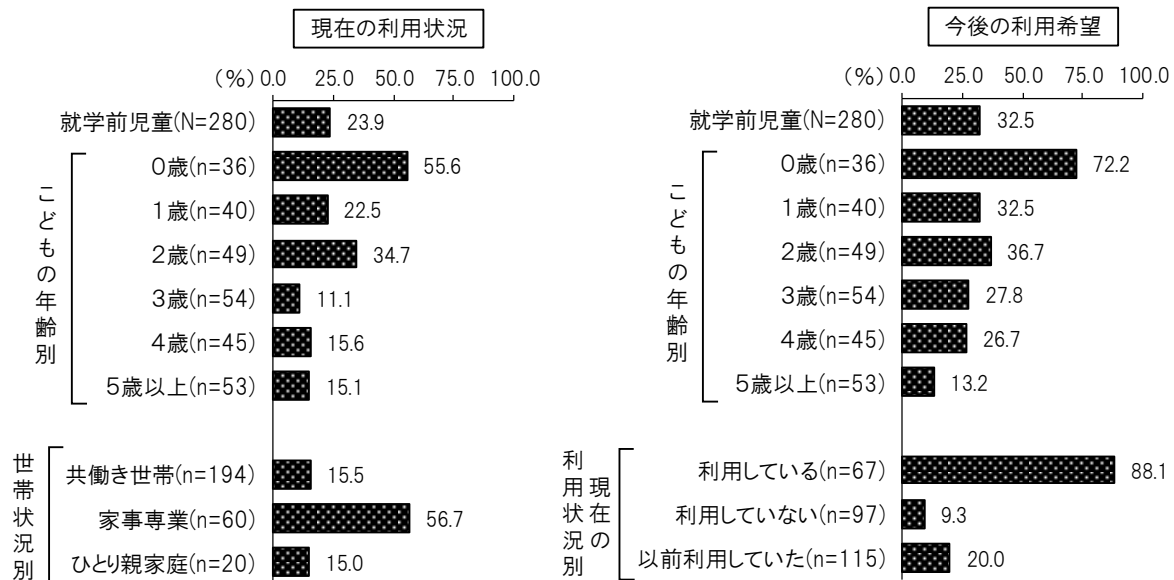


特色ある保育（認定子ども園みたか）

(4) 子育て世代包括支援センター（にこ♡にこハウス）の利用希望

- 子育て世代包括支援センター(にこ♡にこハウス)を現在利用している人は0歳児に多く、今後の利用希望も0歳児が多くなっています。また、現在利用している人の約9割が利用希望を示しており、リピーターが多いことが分かります。

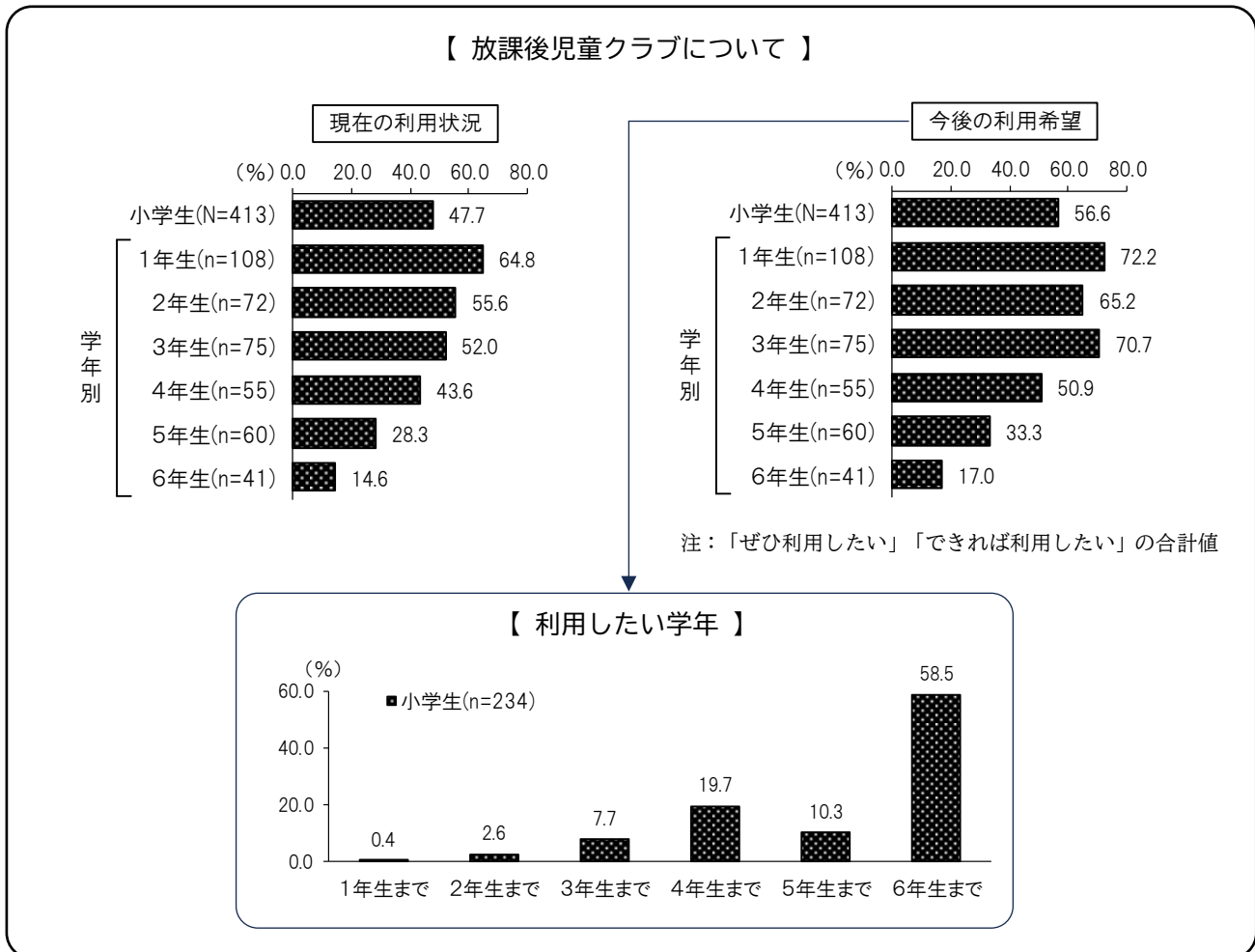
【 子育て世代包括支援センター（にこ♡にこハウス）について 】



にこ♡にこハウス

4 放課後児童クラブのニーズについて

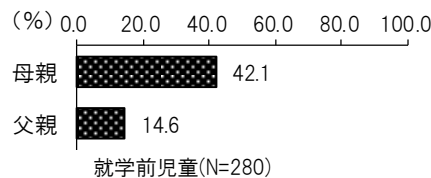
- 放課後児童クラブの利用者は、1～3年生で半数以上であり、学年が上がるほど利用者が減少しています。
- 今後の利用希望については、半数以上と現在の利用割合を上回っており、特に1～3年生でニーズが高くなっています。また、6年生まで利用したい方が最も多いことが特徴です。



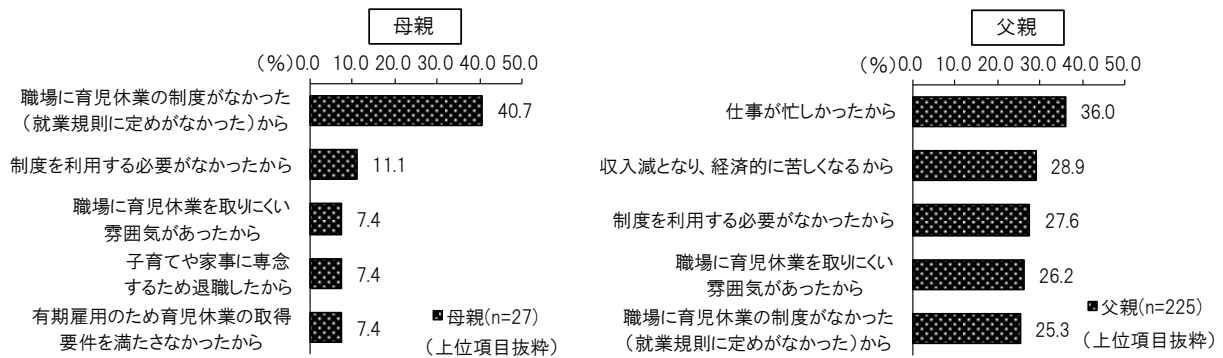
5 育児休業の取得状況について

- 母親の育児休業取得率は約4割（42.1%）を占めていますが、父親は14.6%と低い状況です。父親が育児休業を取得しなかった理由は「仕事が忙しかったから」を筆頭に「収入減となり、経済的に苦しくなるから」など、母親が取れなかった理由と、その内容に大きな差がみられます。

【 育児休業の取得状況 】



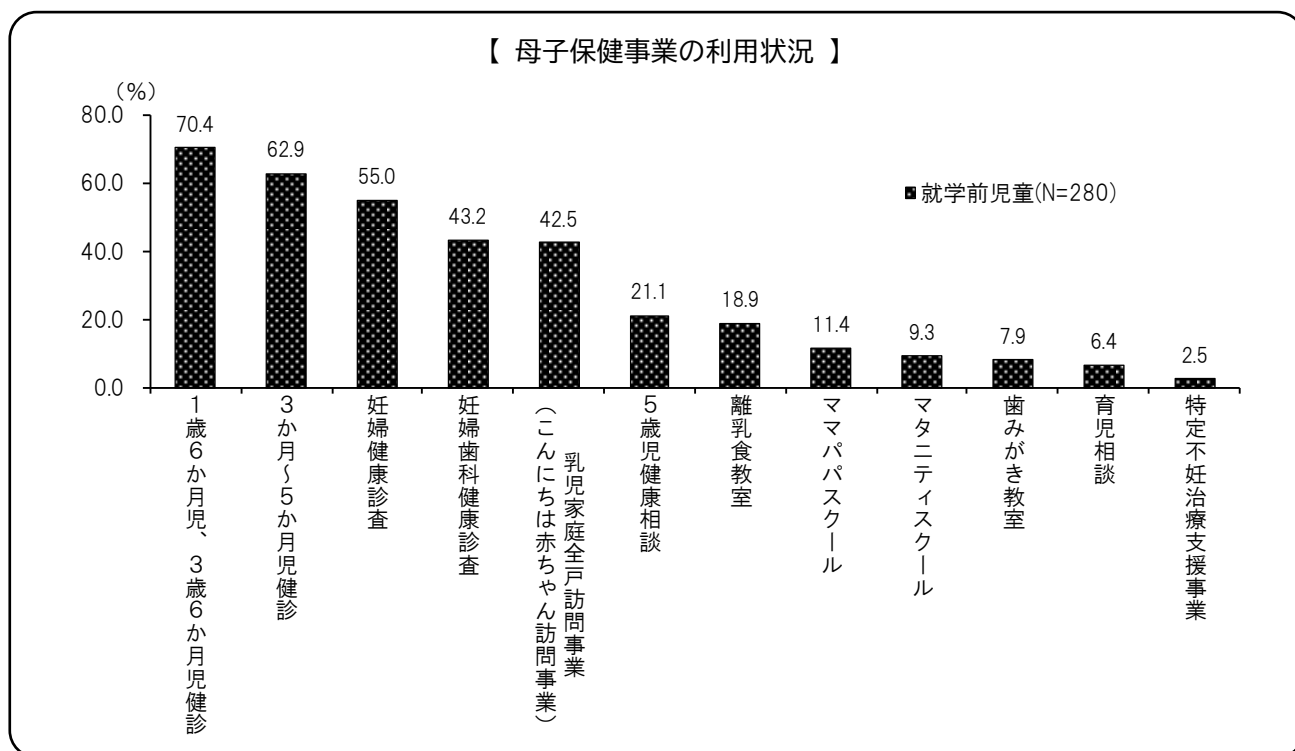
【 育児休業を取得しなかった理由 】



6 妊娠期からの母子保健事業について

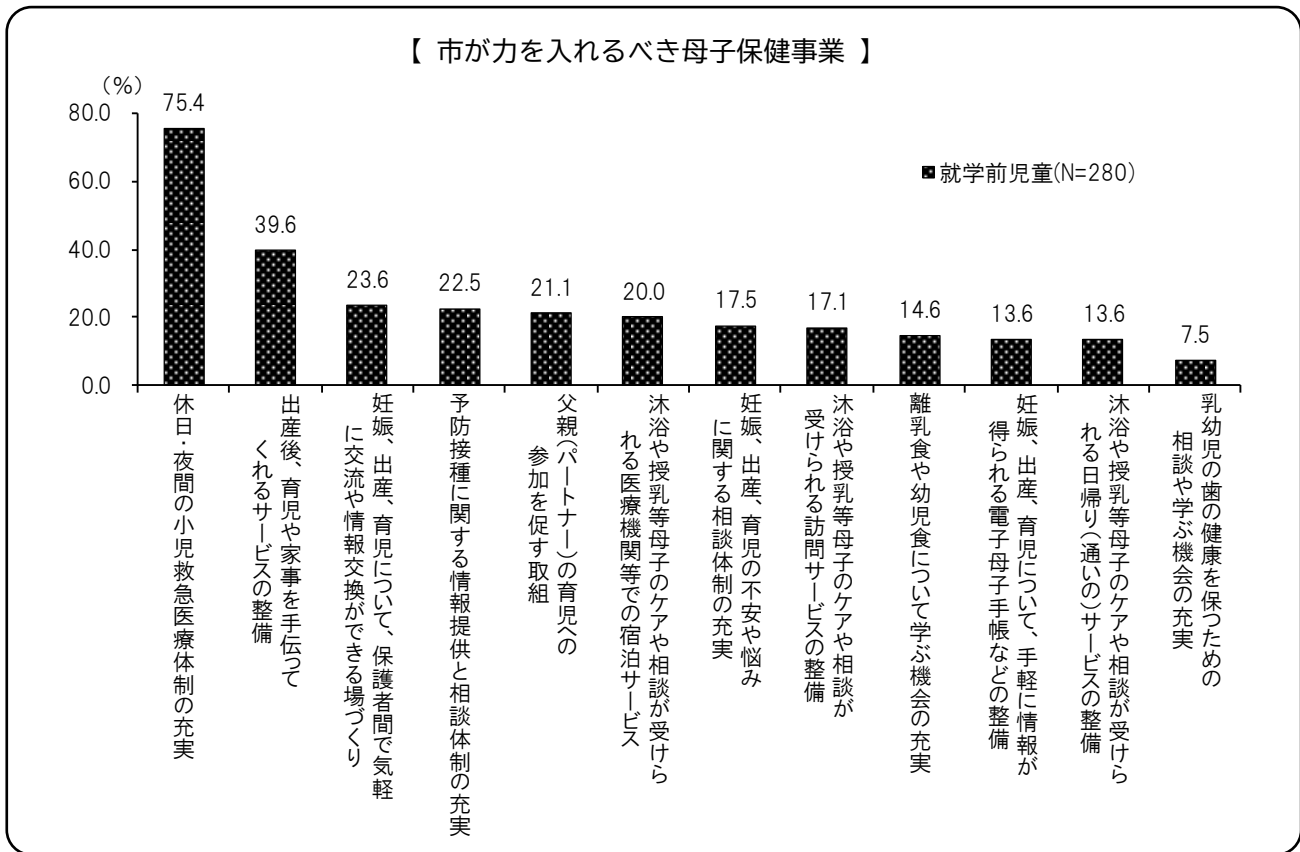
(1) 母子保健事業の利用状況

- 母子保健事業の利用は「1歳6か月児、3歳6か月児健診」をはじめ「3か月～5か月児健診」「妊婦健康診査」「妊婦歯科健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）」が4割以上と多くみられます。



(2) 市が力を入れるべき母子保健事業について

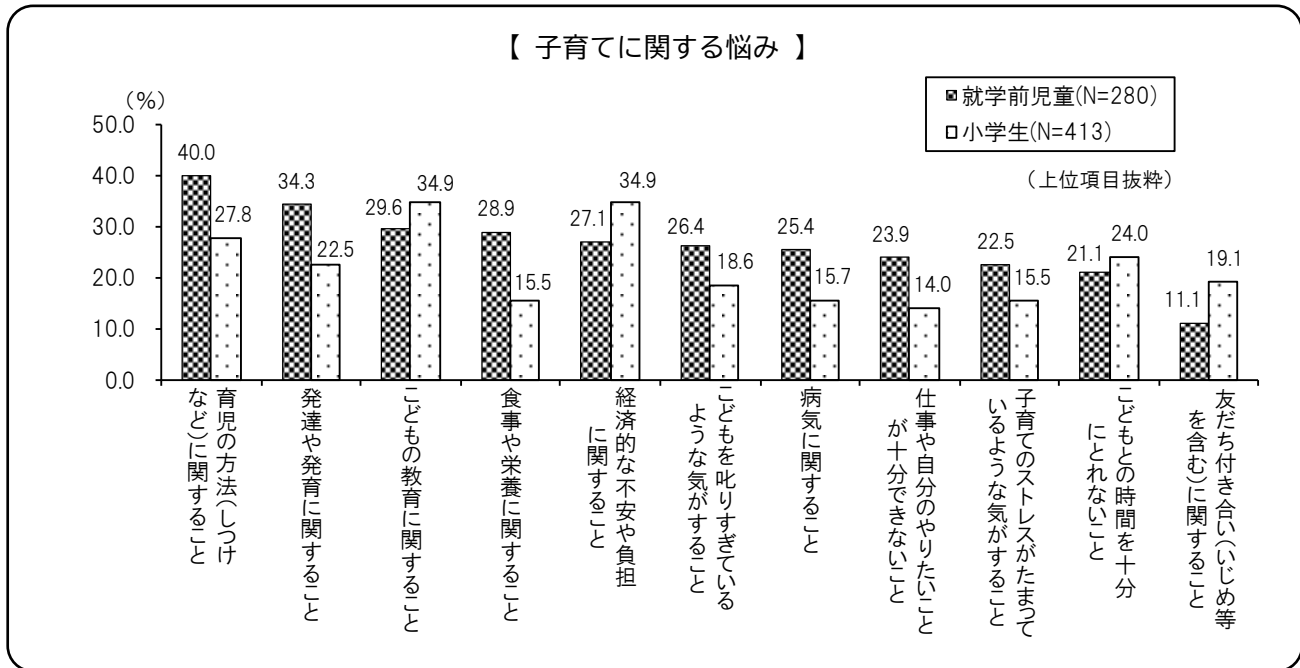
- 市が力を入れるべき母子保健事業については「休日・夜間の小児救急医療体制の充実」が最も多く、次いで「出産後、育児や家事を手伝ってくれるサービスの整備」「妊娠、出産、育児について、保護者間で気軽に交流や情報交換ができる場づくり」などが求められています。



7 子育て支援施策について

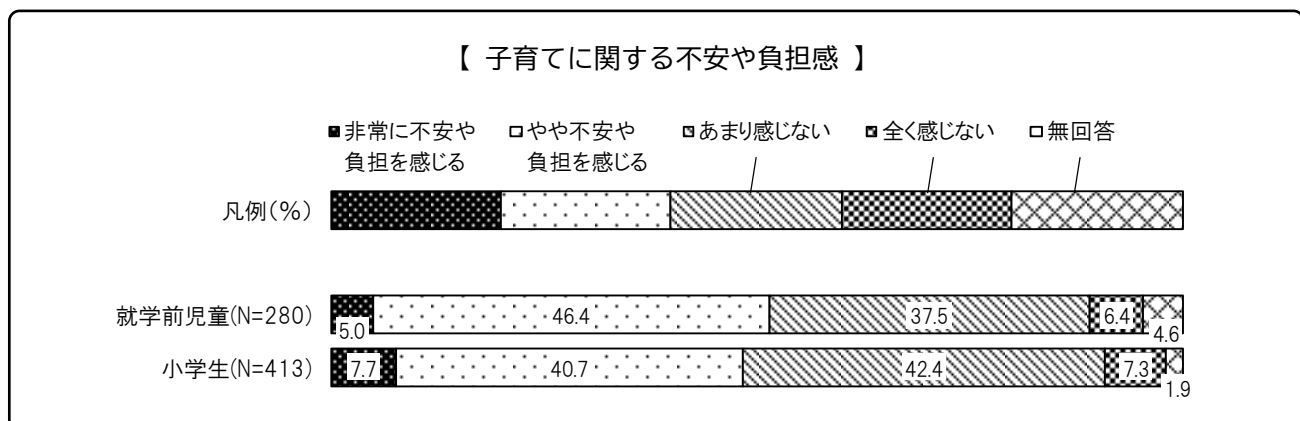
(1) 子育てに関する悩みなどについて

- 就学前児童保護者では、育児の方法（しつけなど）をはじめ、こどもの発達や発育、教育、食事や栄養などが、悩みとして上位に回答されています。小学生保護者では就学前児童に比べて、特に経済的な不安や友だち付き合い（いじめ等）に関する悩みが多くみられます。



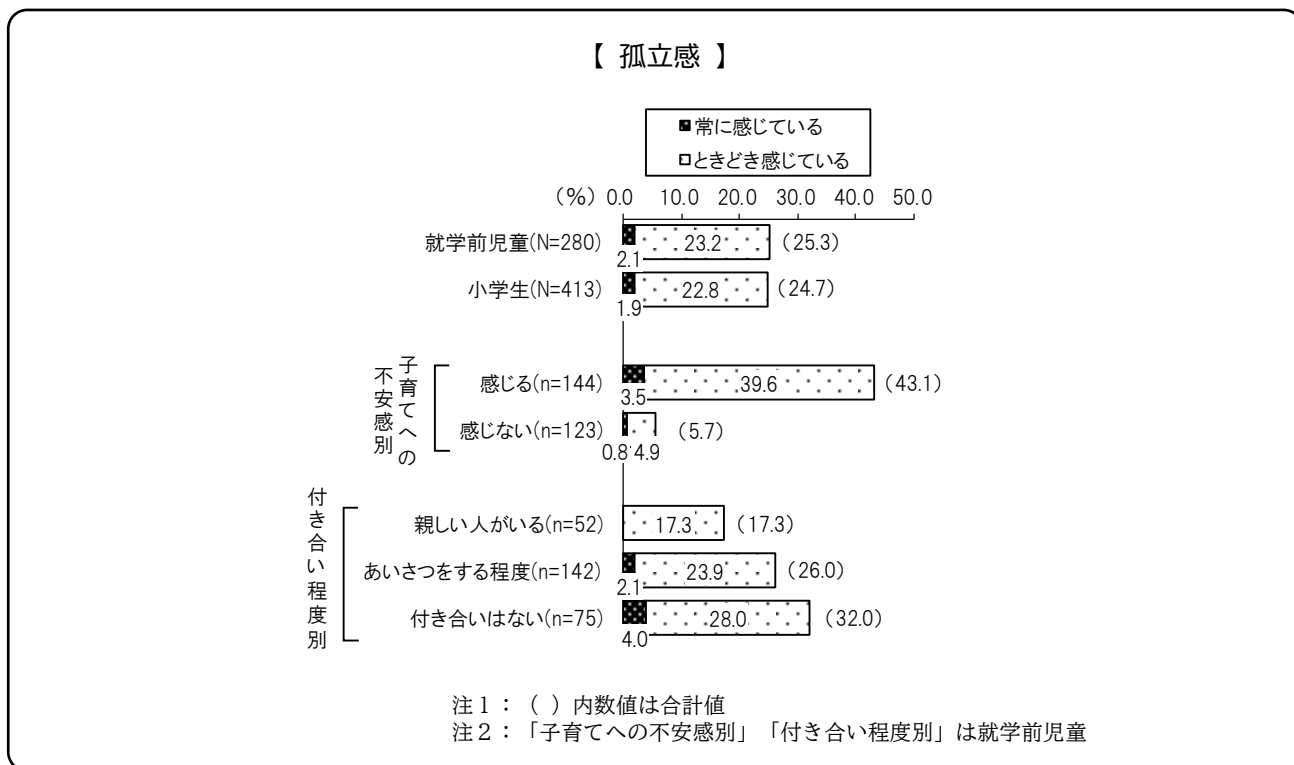
(2) 子育てに関する不安や負担感について

- 就学前児童、小学生保護者共に約半数が、子育てに不安や負担を感じると回答しています。



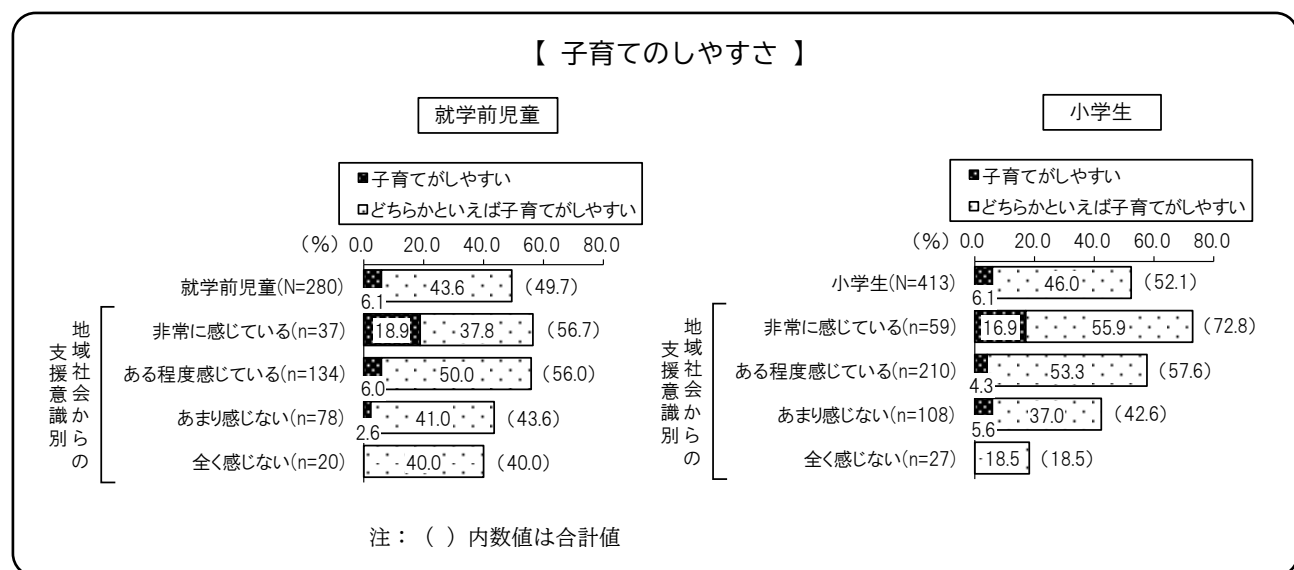
(3) 孤立感について

- 就学前児童、小学生保護者共に、4人に1人が孤立を感じています。特に子育てに不安を感じる人や近所付き合いが薄い人ほど孤立を感じる割合が高くなっています。

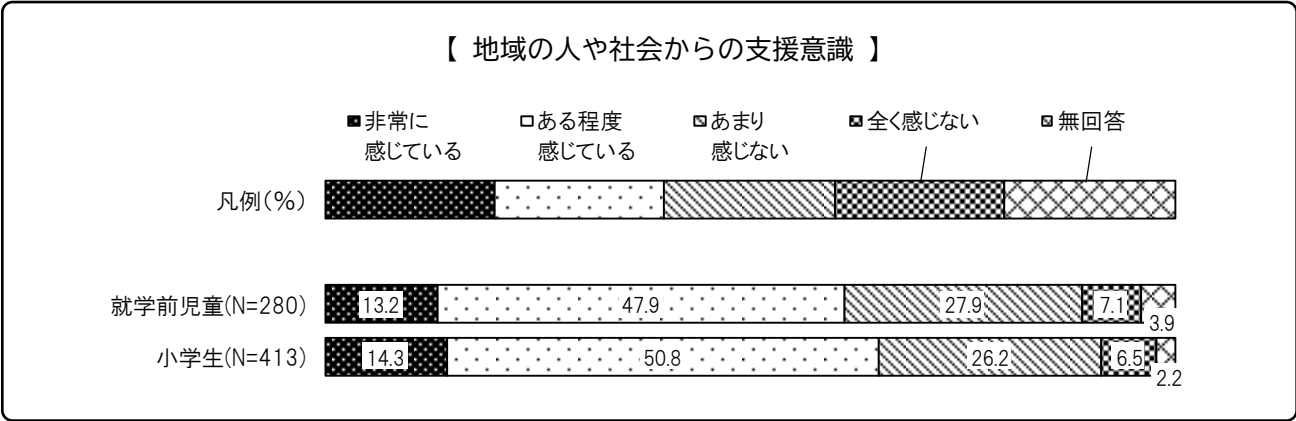


(4) 子育てのしやすさについて

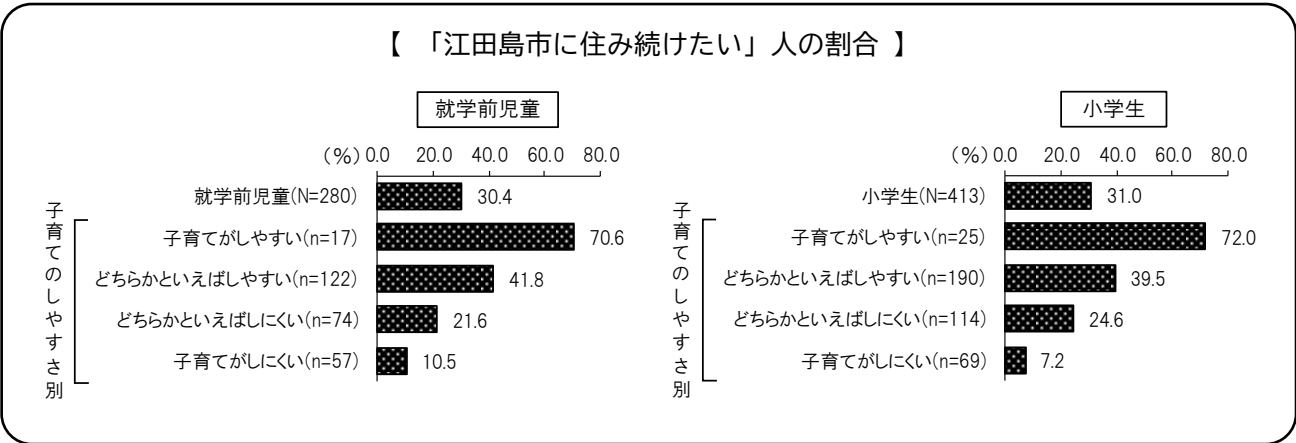
- 江田島市が子育てをしやすいと感じる人は、就学前児童、小学生保護者共に約半数となっており、特に地域社会から支援意識を感じている人ほど子育てをしやすいと感じる人も多い傾向にあります。



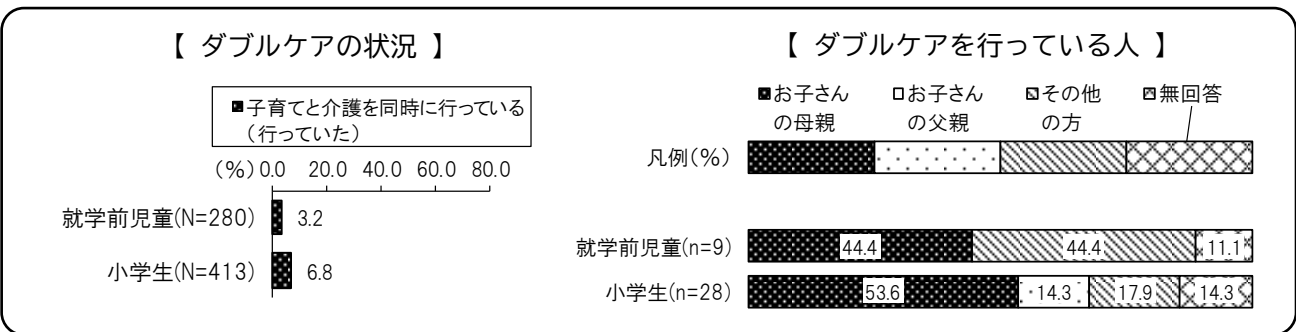
- 就学前児童、小学生保護者共に6割以上が、地域の人や社会に支えられていると感じています。



- これからも江田島市に住み続けたいと思う人は、就学前児童、小学生保護者共に約3割となっており、子育てしやすいまちだと感じる人ほど江田島市に住み続けたいという人も多く、相関性がうかがえます。

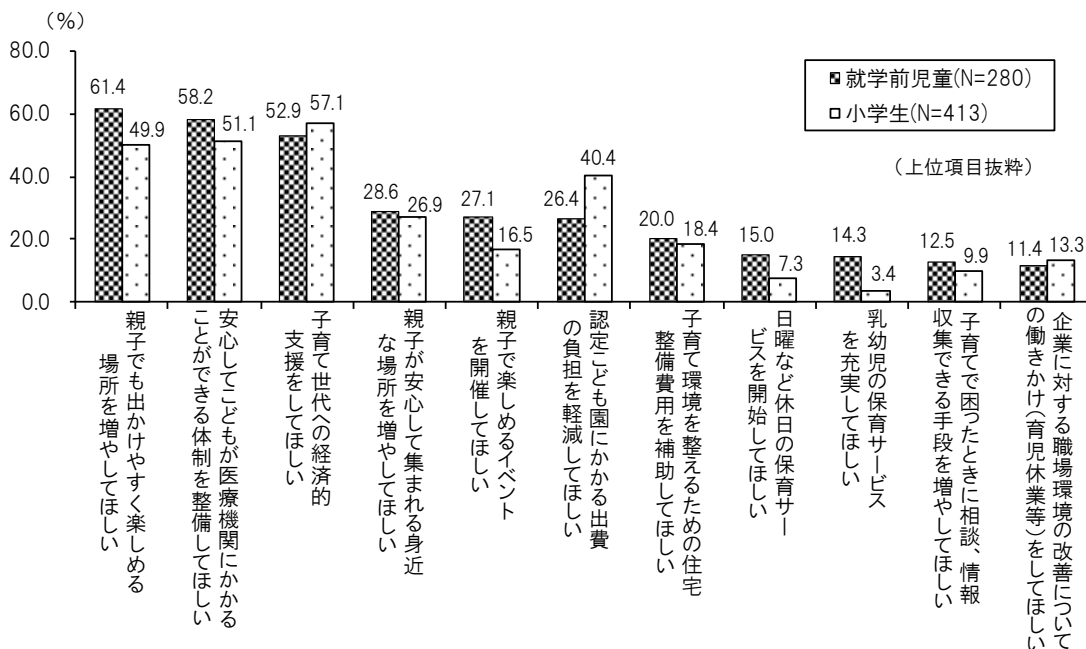


- 子育てと介護を同時に行うダブルケアの状況は、1割未満となっています。そのうち、小学生では過半数が母親と回答しており、就学前児童の母親の割合を上回っています。



- 子育てしやすいまちにするために必要な支援として、就学前児童、小学生保護者共に、「親子でも出かけやすく楽しめる場所」「安心して医療機関にかかることができる体制の整備」「経済的支援」が上位に回答されています。

【 子育てしやすいまちにするために必要だと思う支援 】

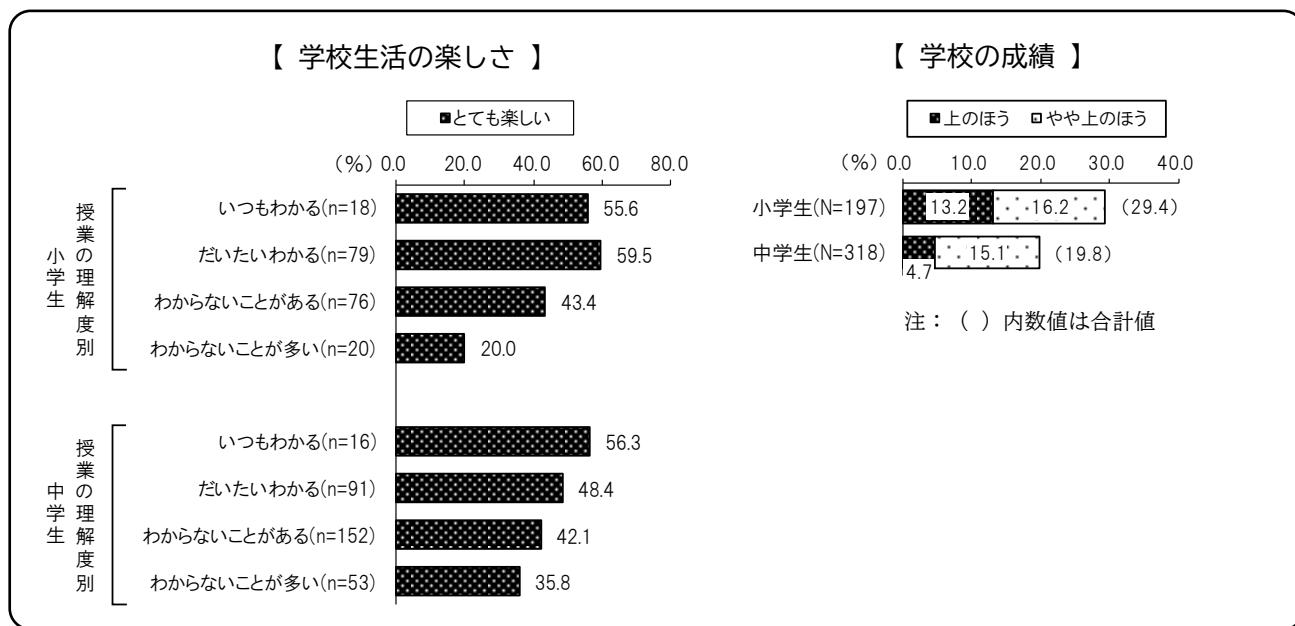


注：「認定子ども園にかかる出費の負担を軽減してほしい」の選択肢は、小学生では「小学校にかかる出費の負担を軽減してほしい」となっている。

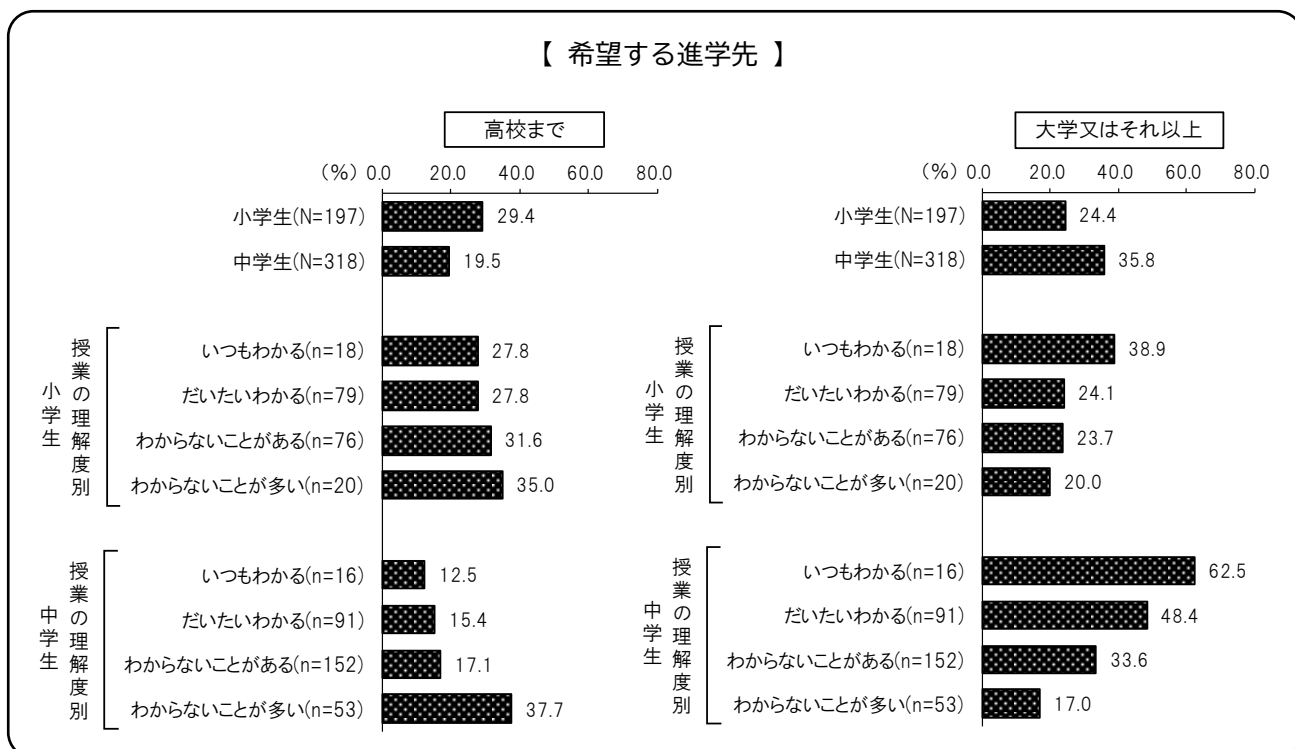


[2] 小学生・中学生の生活についてのアンケート調査から

- 学校生活の楽しさについては、小学生、中学生共に授業の理解度と大きな相関性がうかがえます。
- 学校の成績について「上のほう」「やや上のほう」の合計割合は、小学生で約3割、中学生で約2割となっており、中学生は小学生に比べて「上のほう」の割合が低くなっています。

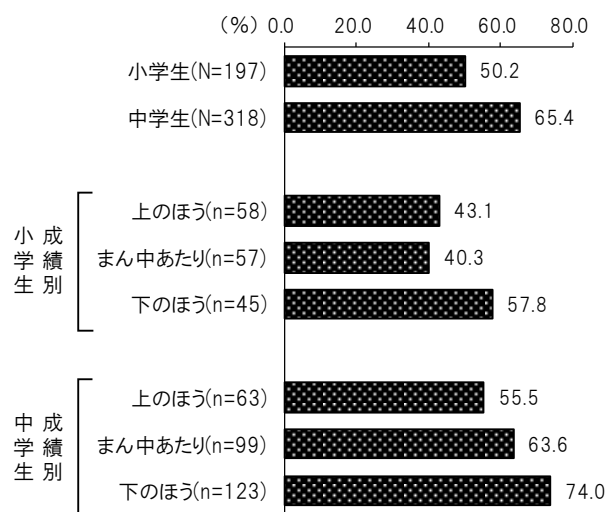


- 希望する進学先について、小学生、中学生共に「大学又はそれ以上」と回答した人で授業の理解度が高くなっています。



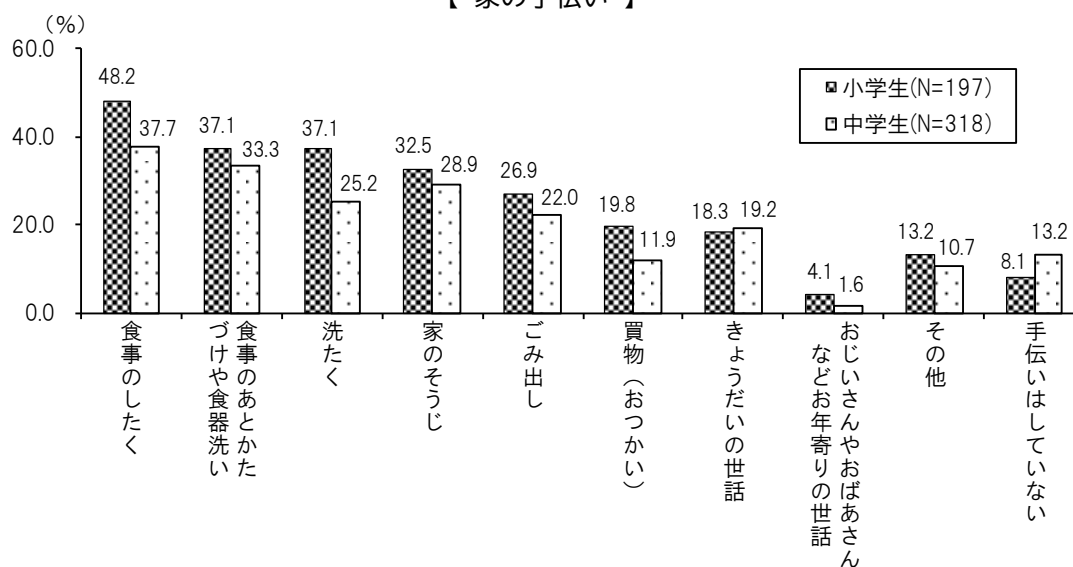
- スマートフォン等の使用時間について、中学生は小学生に比べて使用時間が長く、小学生、中学生共に、2時間以上使用する人で成績が「下のほう」の割合が高くなっています。

【 スマートフォン等の使用時間（2時間以上合計） 】

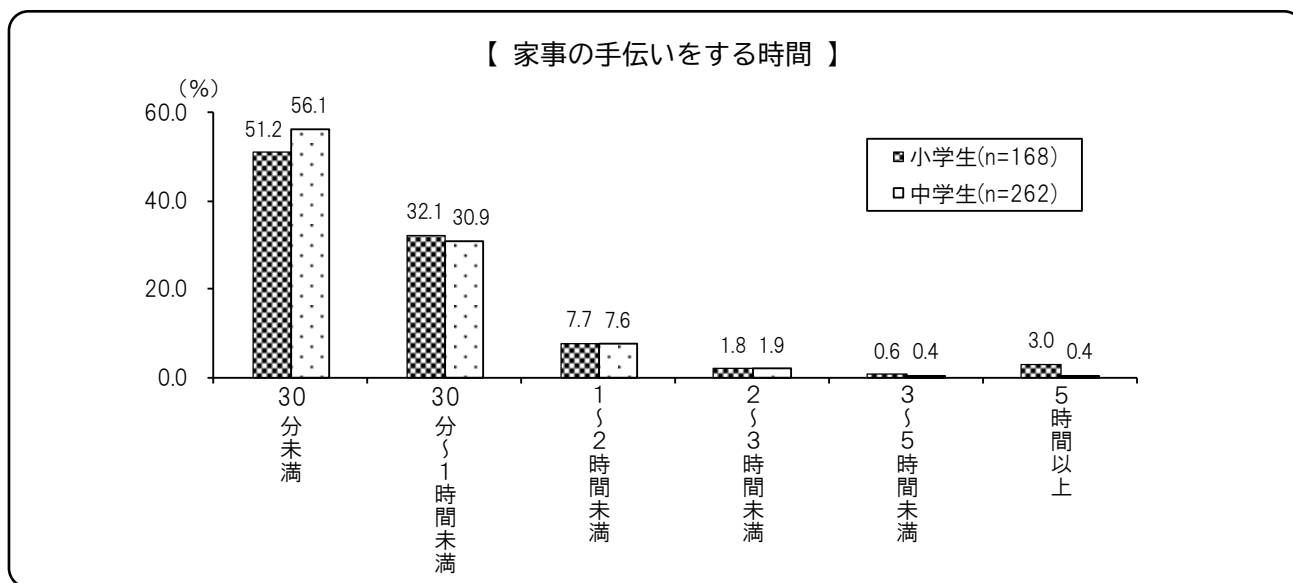


- 家の手伝いについては、小学生、中学生共に「食事のしたく」「食事のあとかたづけや食器洗い」が上位に回答されており、次いで小学生は「洗たく」、中学生は「家のそうじ」が続いています。一方、1割程度が「手伝いはしていない」と回答しています。

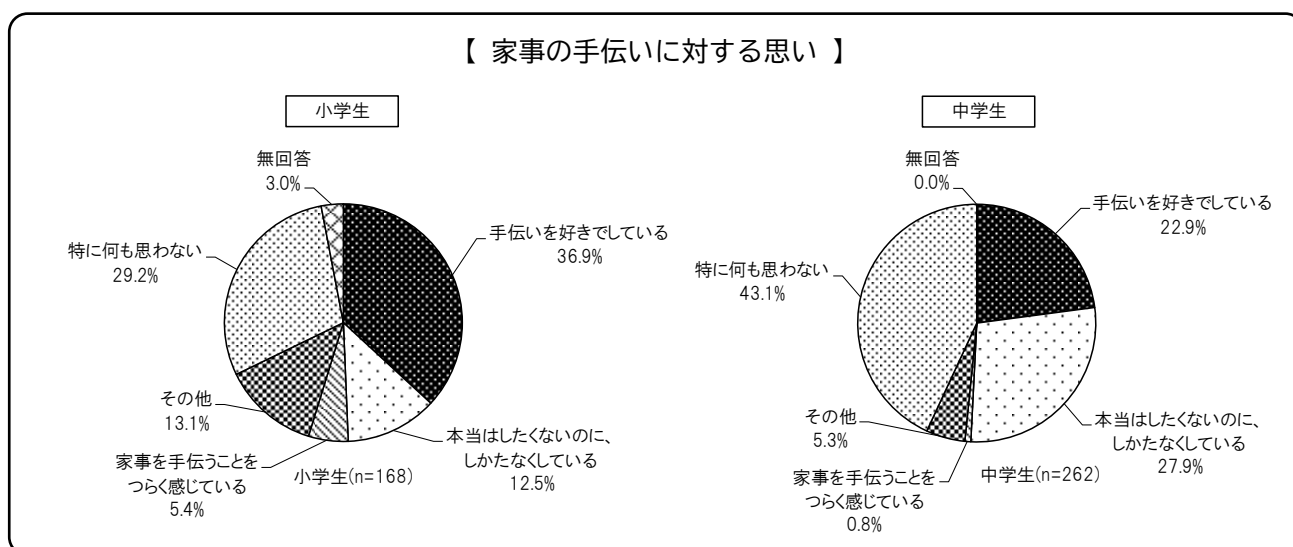
【 家の手伝い 】



- 家事の手伝いをする時間については「30分未満」が最も多くなっていますが、「2時間以上」と回答した児童・生徒も僅かながらみられます。

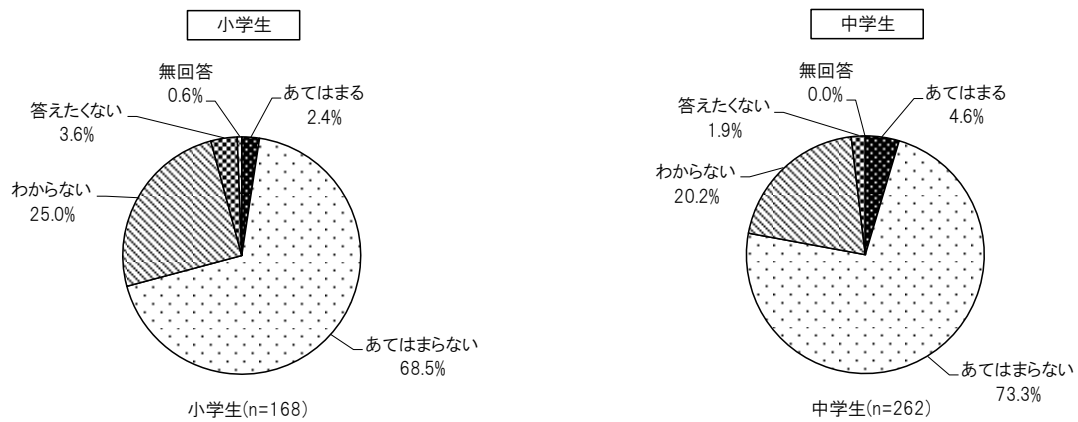


- 家事の手伝いについて「手伝いを好きでしている」割合は、小学生で3割以上、中学生で約2割となっていますが、「しかたなくしている」「つらく感じている」の合計は、小学生で約2割、中学生で約3割となっています。



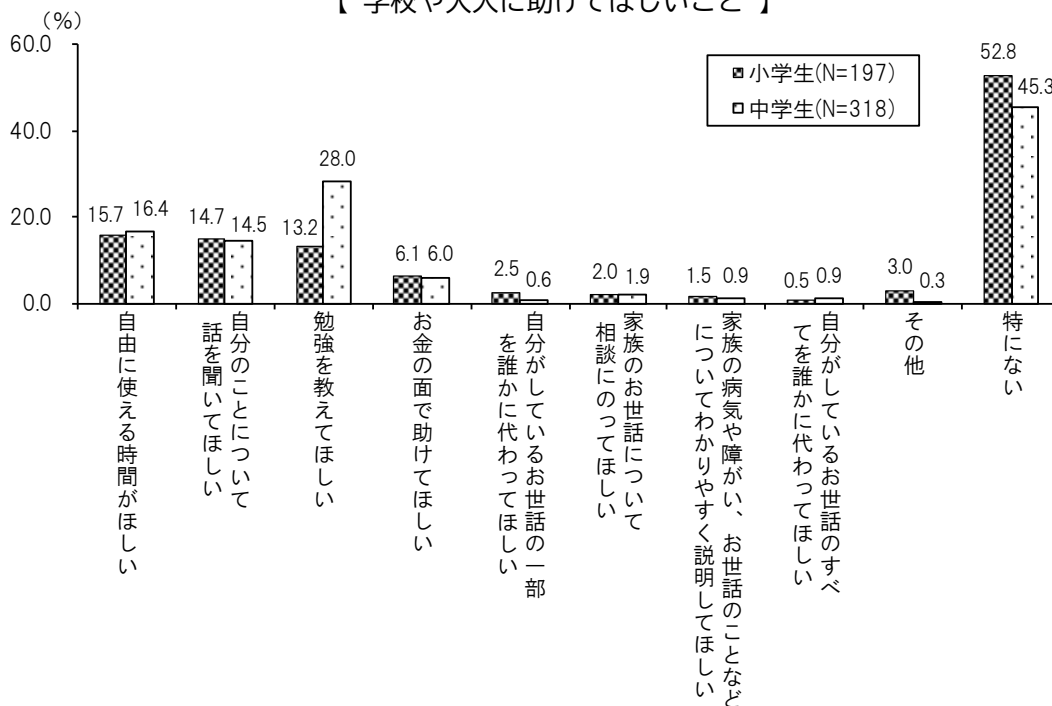
- ヤングケアラーの自覚について、小学生の2.4%、中学生の4.6%が「あてはまる」と回答しています。

【 ヤングケアラーの自覚について 】



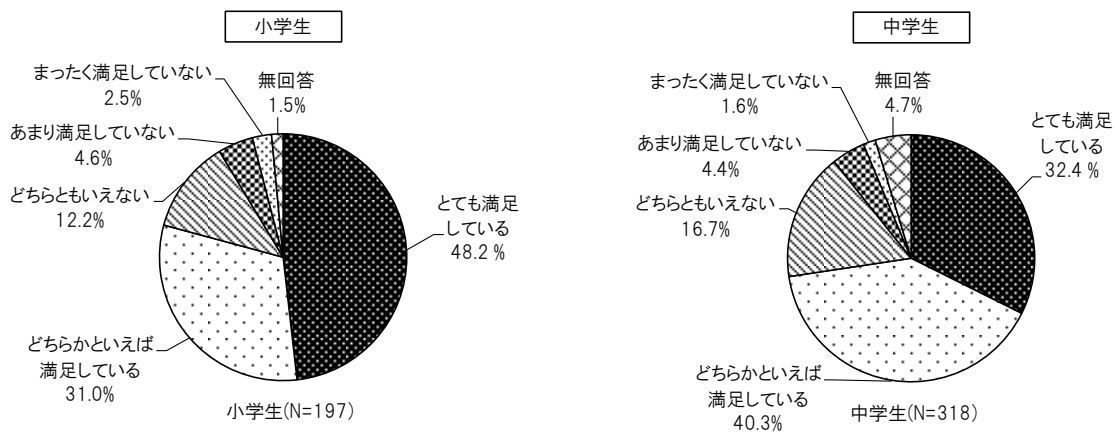
- 学校や大人に助けてほしいこととして、小学生、中学生共に「自由に使える時間がほしい」「自分のことについて話を聞いてほしい」「勉強を教えてほしい」が上位に回答されており、特に中学生で「勉強を教えてほしい」が小学生を大きく上回っています。

【 学校や大人に助けてほしいこと 】



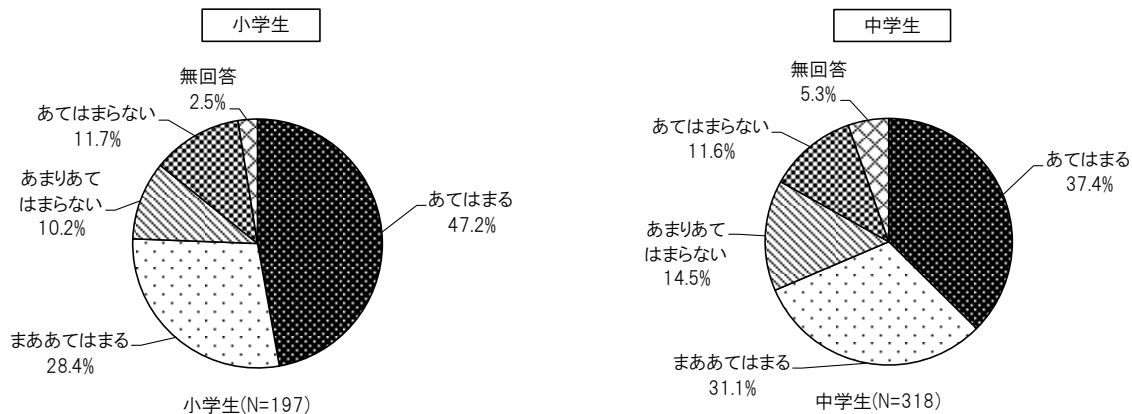
- 現在の生活について、小学生、中学生共に7～8割が満足しており、特に小学生の約半数が「とても満足している」と回答しています。

【現在の生活の満足度】

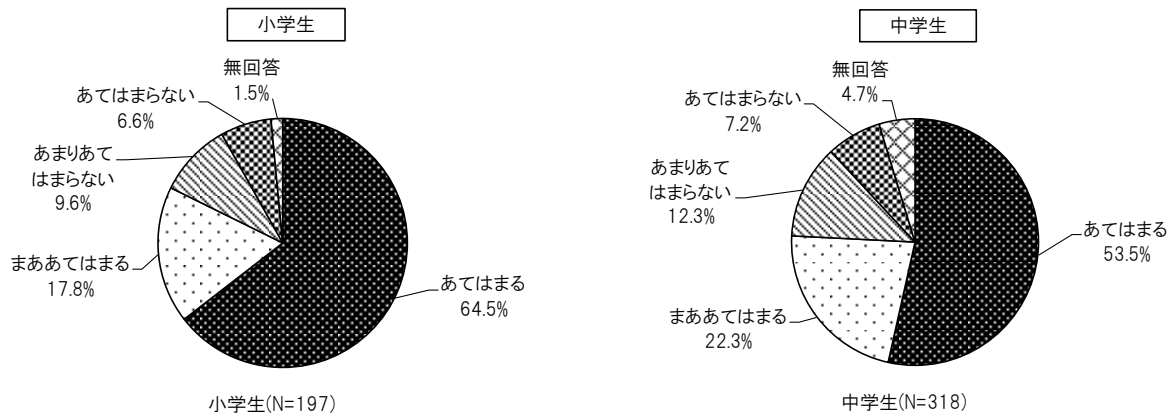


- 小学生の約半数、中学生の約4割が「自分の好きなところがある」と回答しています。
- 小学生の6割以上が「夢や目標がある」と回答しており、中学生の割合を上回っています。

【自分の好きなところがある】



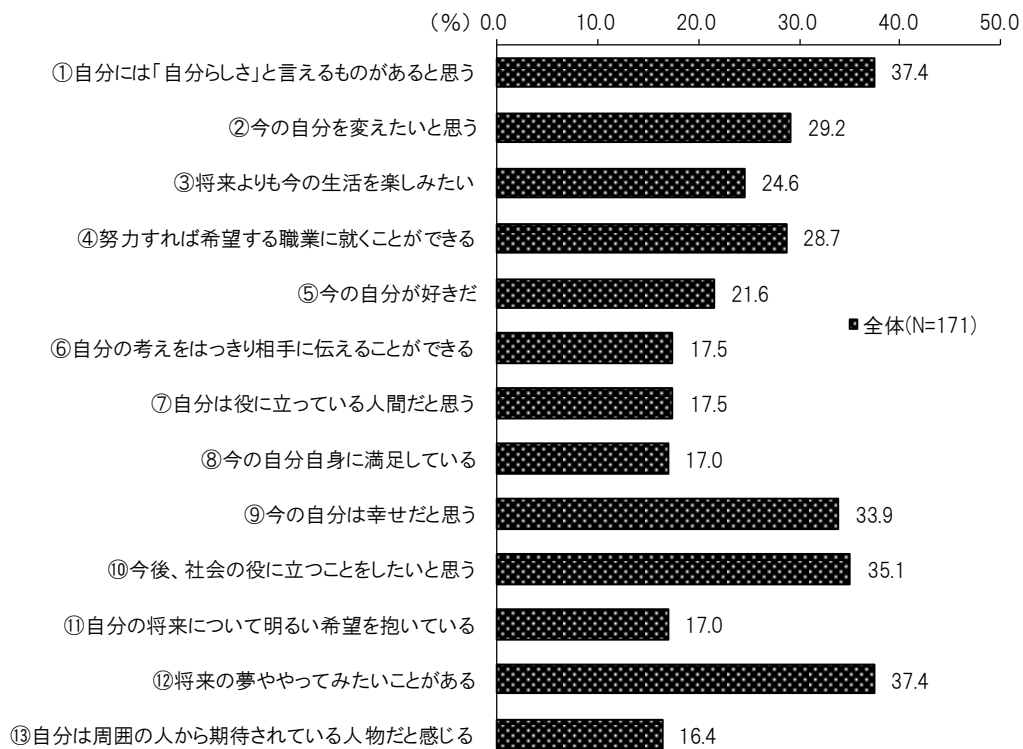
【夢や目標がある】



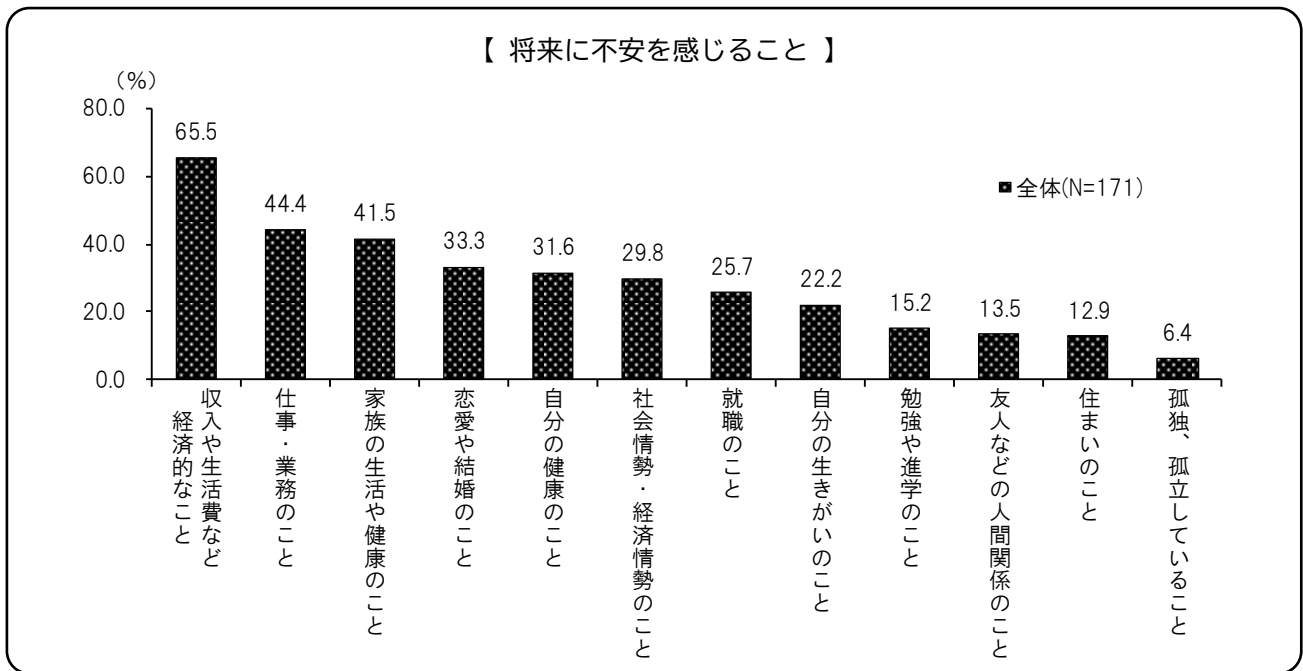
[3] 江田島市市民の意識と生活に関するアンケート調査から（16歳～39歳の市民）

- 現在の思いや意識については「あてはまる」の割合が高い順に「① 自分には自分らしきと言えるものがあると思う」「⑫ 将来の夢ややりたいことがある」「⑩ 今後、社会の役に立つことをしたいと思う」「⑨ 今の自分は幸せだと思う」などの順となっています。

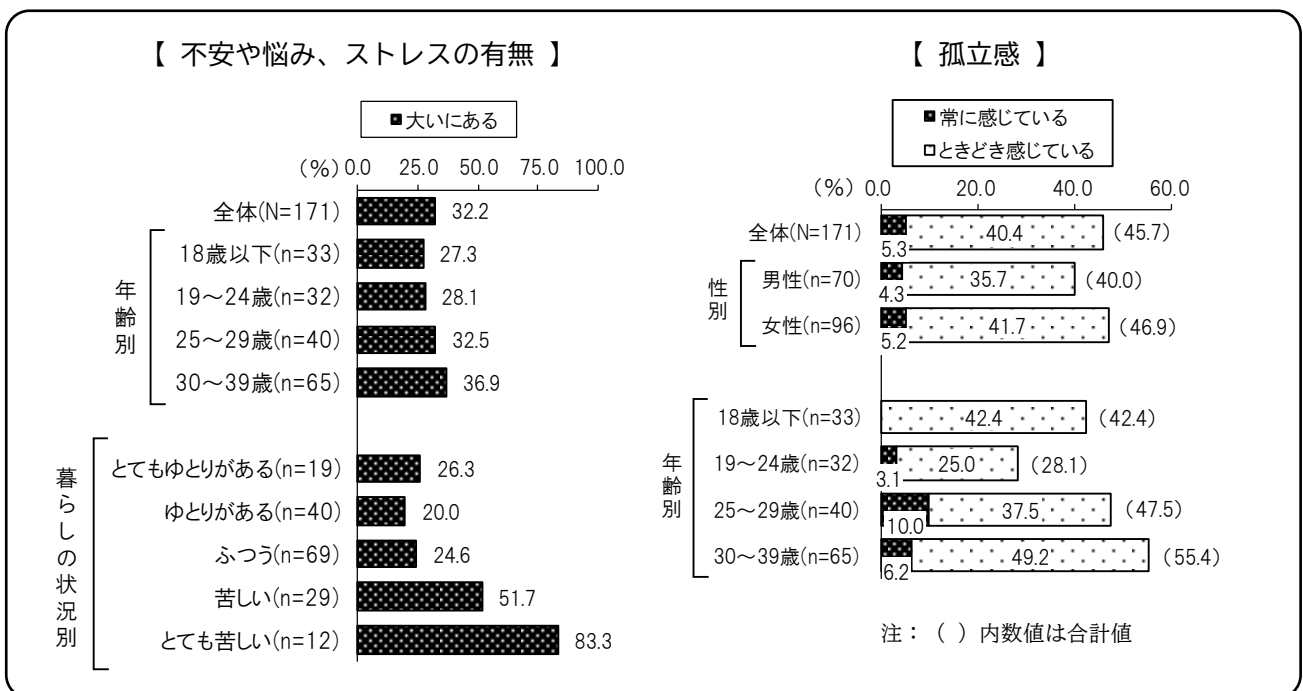
【現在の思いや意識（「あてはまる」の割合）】



- 将来への不安については「収入や生活費など経済的なこと」を筆頭に「仕事・業務のこと」「家族の生活や健康のこと」「恋愛や結婚のこと」などの順となっており、経済的な不安が上位に回答されています。

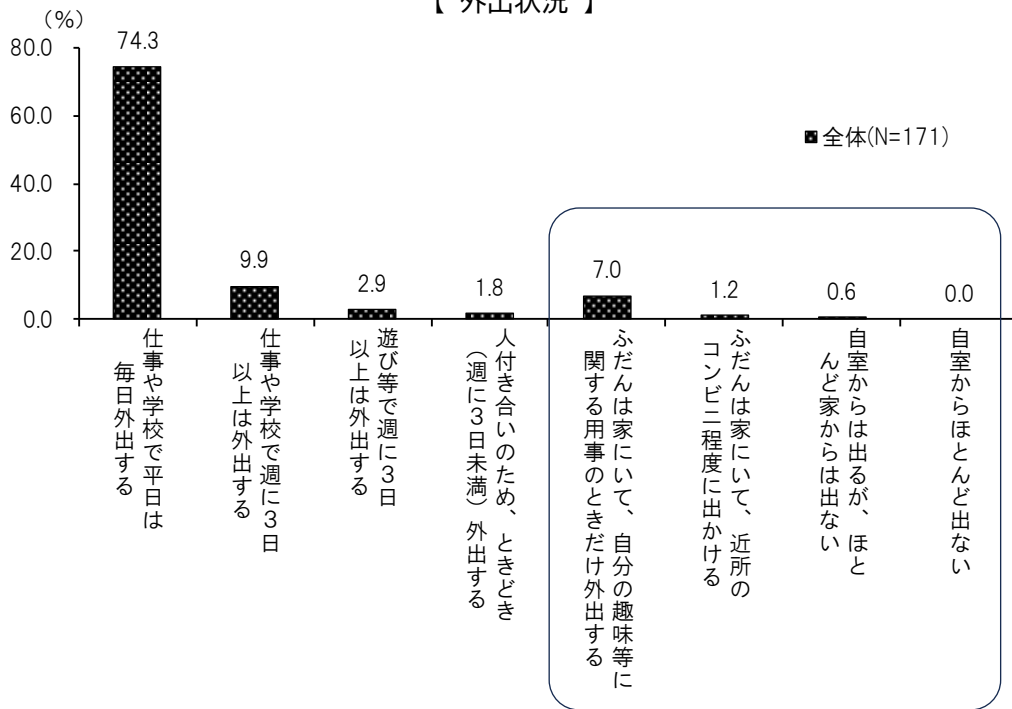


- 不安や悩み、ストレスについては、暮らしが苦しい層ほどストレスを抱えている若者が多くなっています。
- 孤立感については、男性に比べ女性で高く、特に 30 代で孤立を感じる割合が高くなっています。

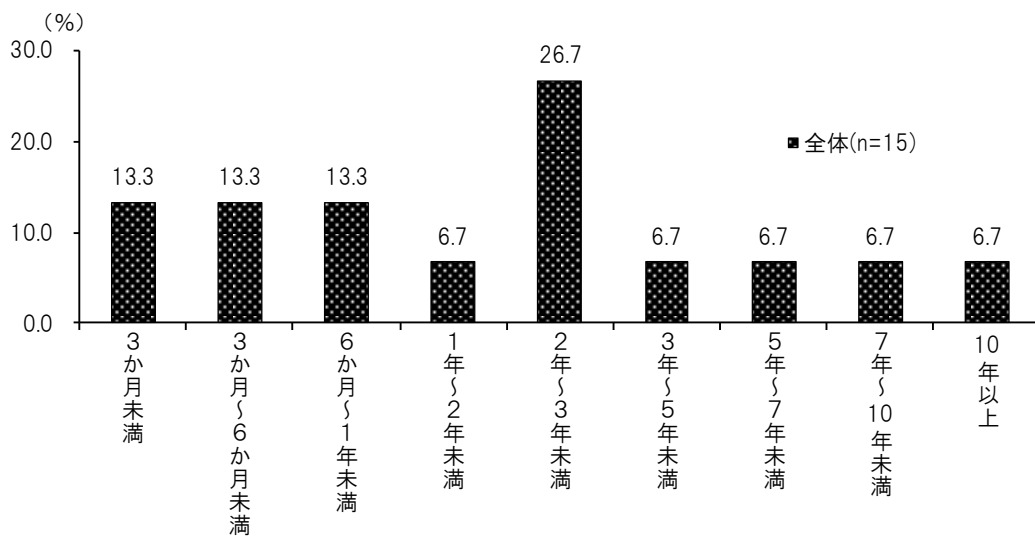


- 外出状況については、大半が「仕事や学校で平日は毎日外出する」と回答していますが、外出をしない人において、その期間が「10年以上」の人もみられます。

【 外出状況 】

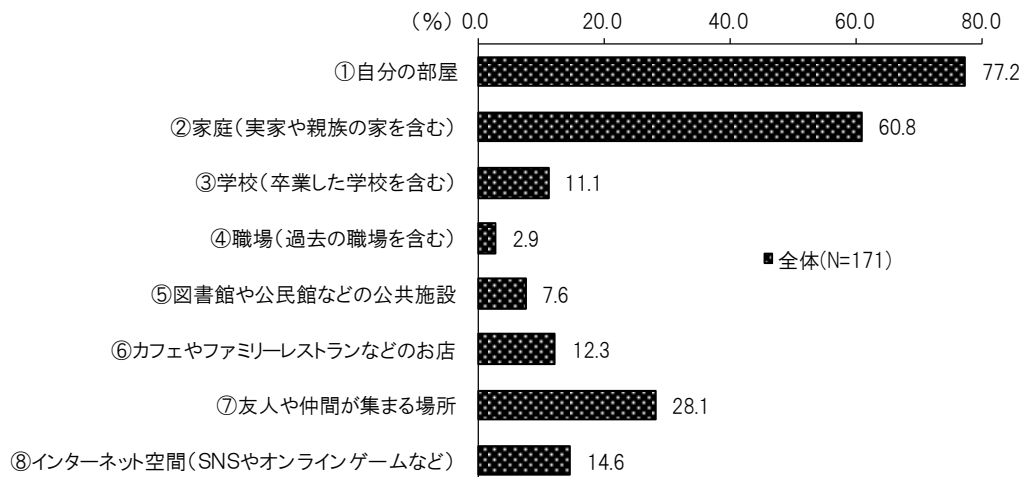


【 外出状況が現在の状態になった期間 】



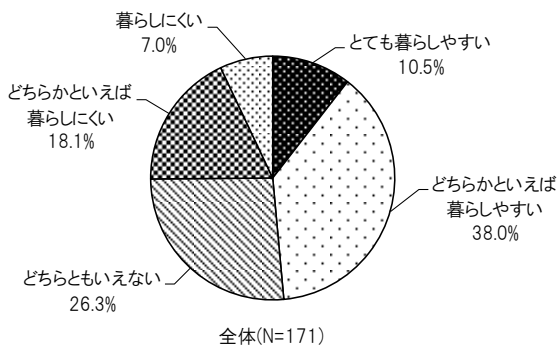
- 「居心地の良い場所」について「あてはまる」の割合が高い順に「① 自分の部屋」「② 家庭（実家や親族の家を含む）」「⑦ 友人や仲間が集まる場所」の順となっています。

【 居心地の良い場所（「あてはまる」の割合） 】

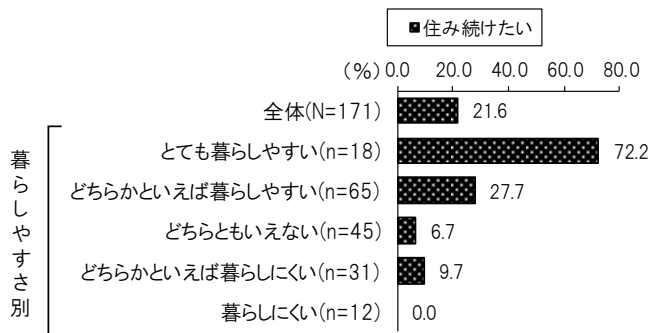


- 江田島市を「暮らしやすい」と考える人は約半数みられます。また、約2割が江田島市に「住み続けたい」と回答していますが、暮らしやすさの評価が高い人ほどその割合も高い傾向にあります。

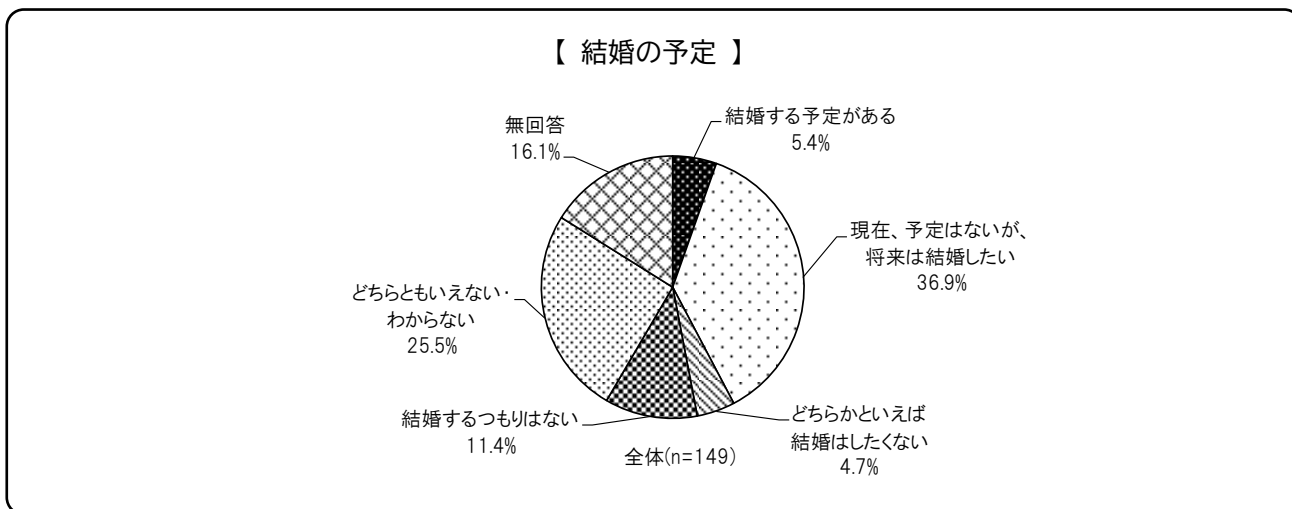
【 江田島市の暮らしやすさ 】



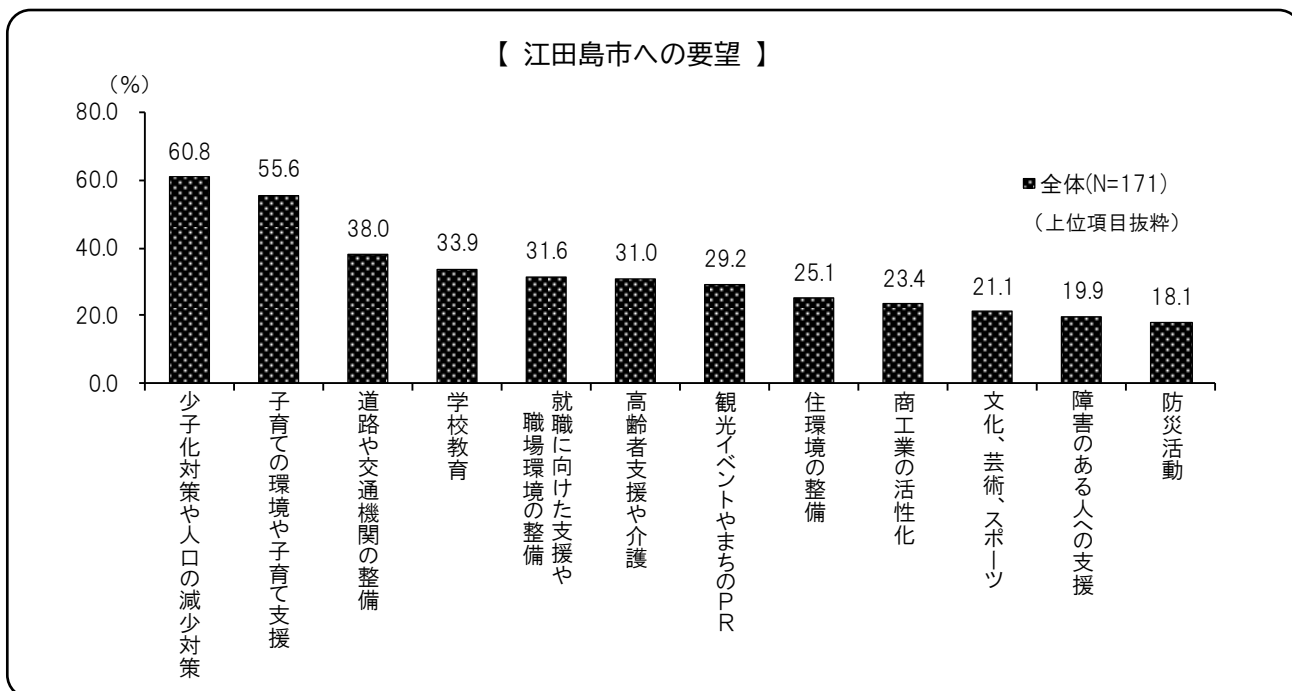
【 永住意向 】



- 結婚については、3割以上が「現在、予定はないが、将来は結婚したい」と回答していますが「どちらかといえば結婚はしたくない」「結婚するつもりはない」の合計は16.1%となっています。

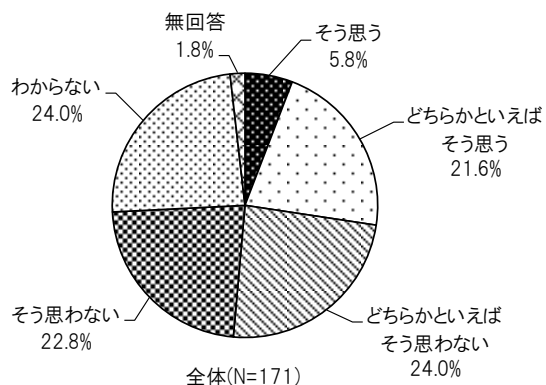


- 市に取り組んでもらいたいことについては「少子化対策や人口の減少対策」を筆頭に「子育ての環境や子育て支援」「道路や交通機関の整備」の順となっています。

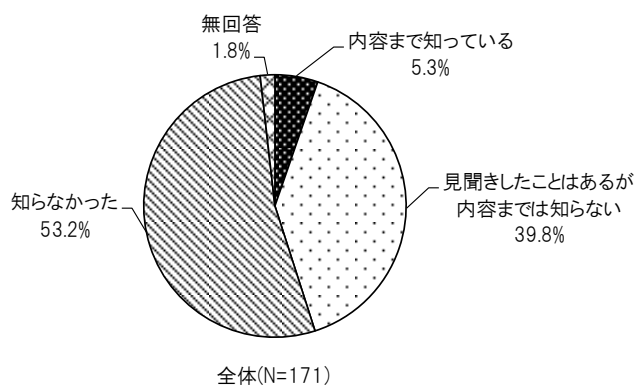


- まちづくりへの子どもや若者の意見の反映については、約3割が意見を取り入れていると思うと回答しており、半数近くが意見を取り入れていると思わないと回答しています。
- 子ども基本法の認知については、名称のみの認知を含めると4割以上ですが、「内容まで知っている」割合は1割未満となっています。

【 まちづくりに子どもや若者の意見を取り入れていると思うこと 】

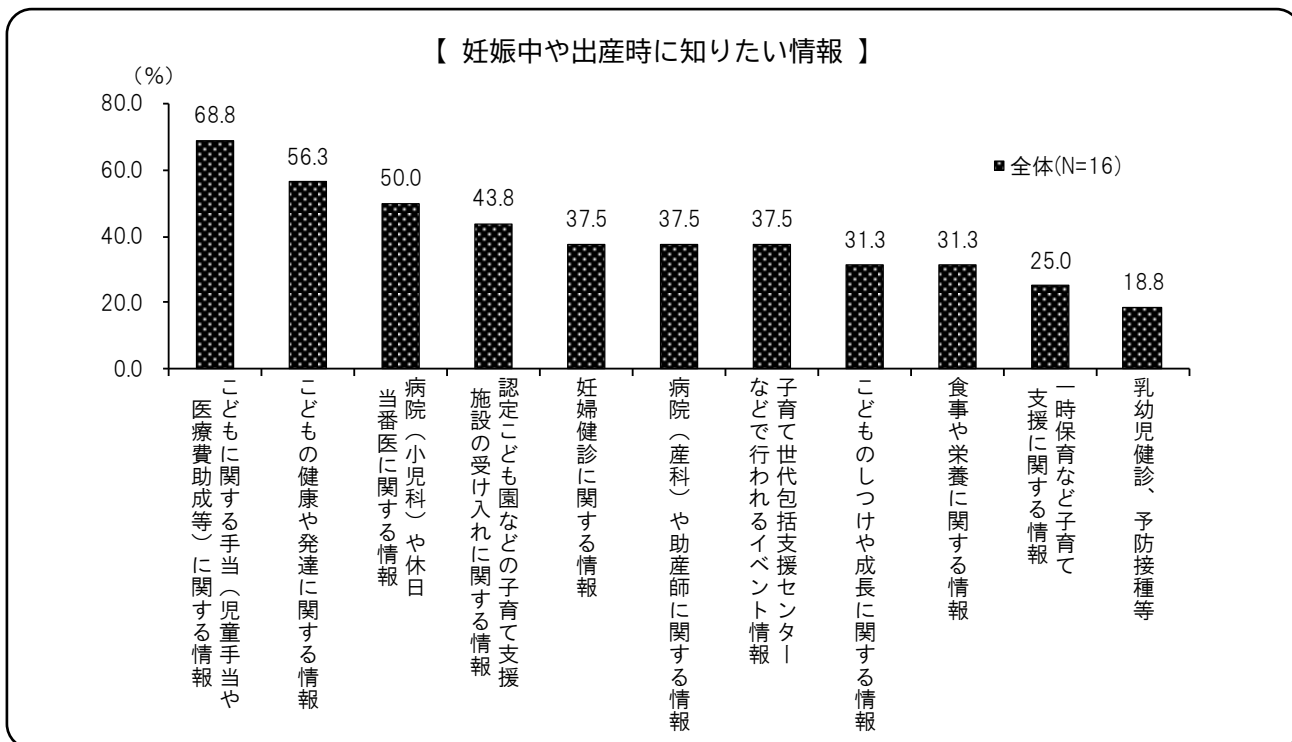


【 子ども基本法の認知状況 】

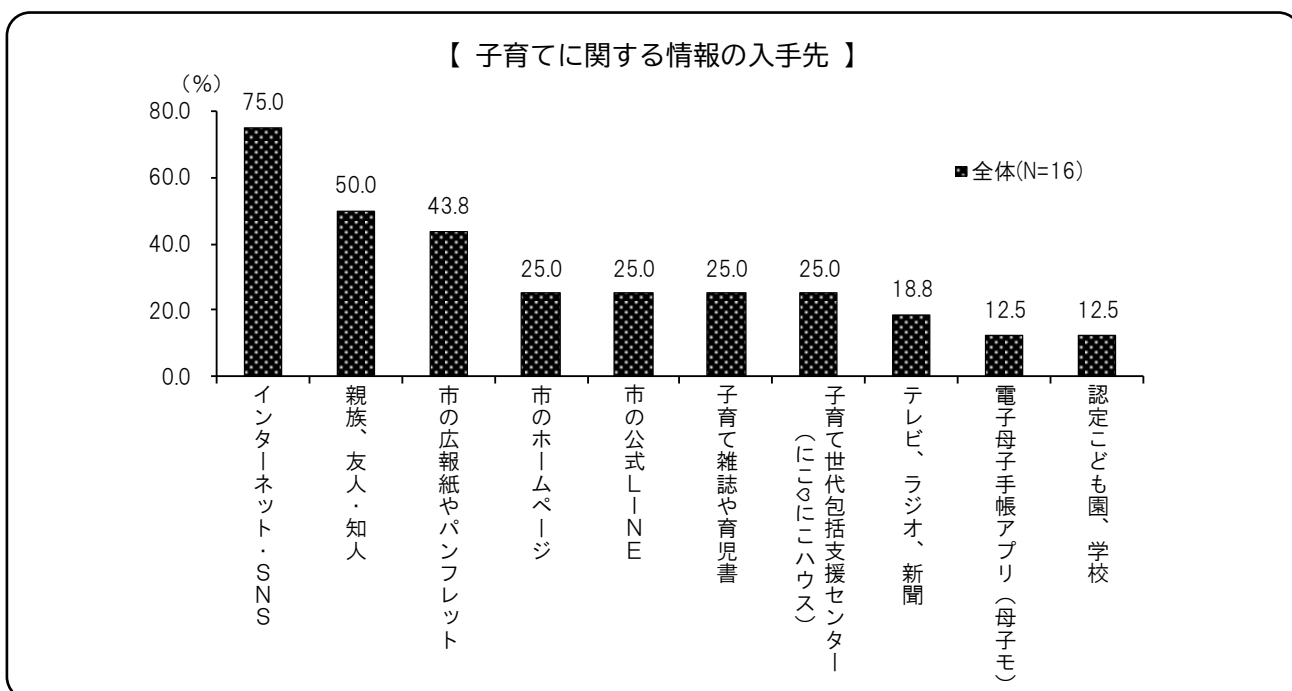


[4] 江田島市子育て支援に関するアンケート調査から（妊娠期の女性）

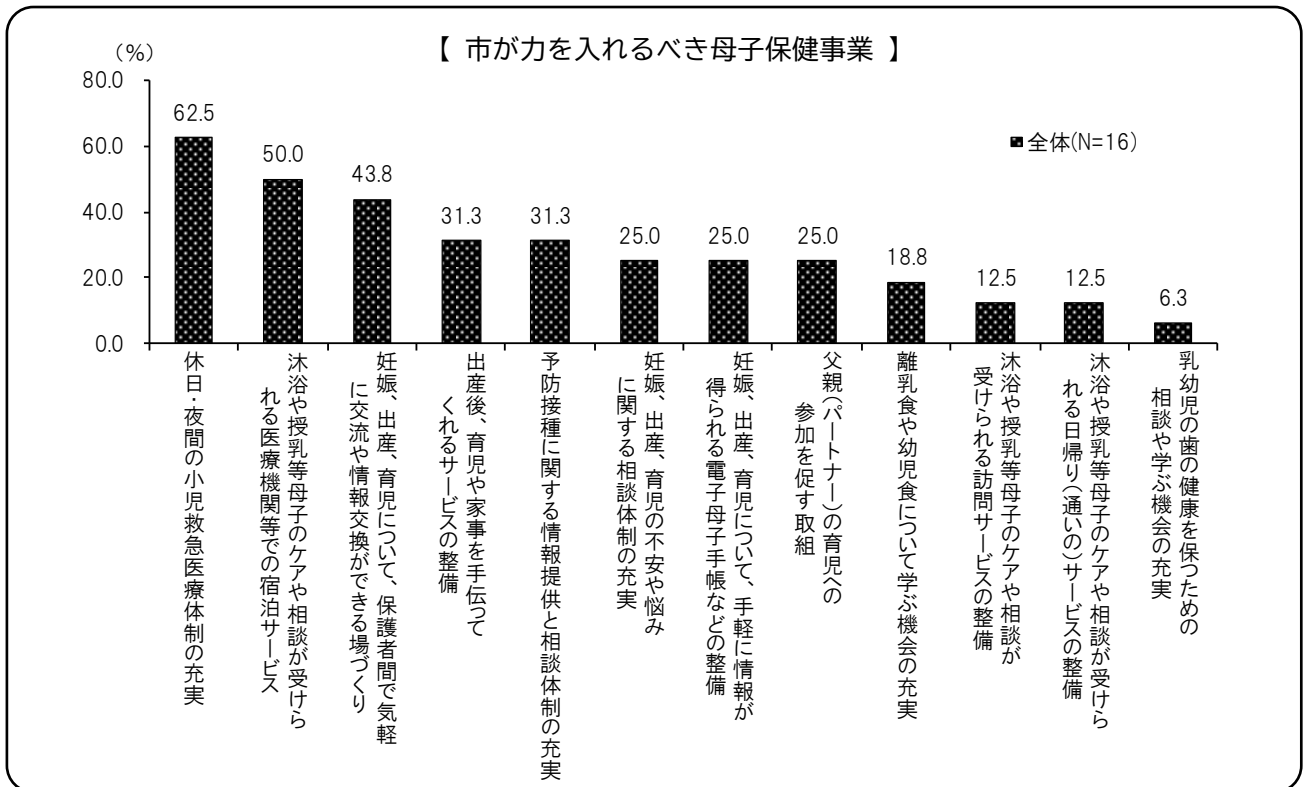
- 妊娠期の女性において、妊娠中や出産時に知りたい情報として「子どもに関する手当（児童手当や医療費助成等）に関する情報」が最も多く、次いで「子どもの健康や発達に関する情報」「病院（小児科）や休日当番医に関する情報」の順となっています。



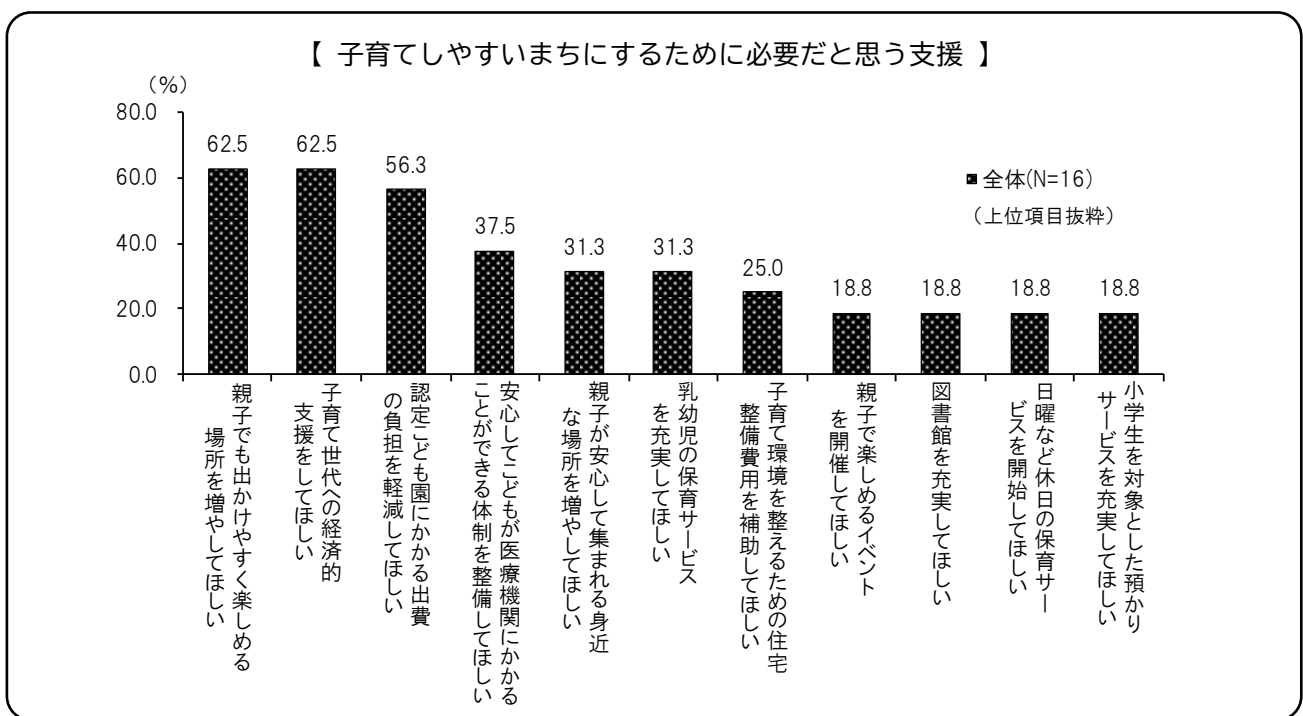
- 子育てに関する情報の入手先として「インターネット・SNS」「親族、友人・知人」「市の広報紙やパンフレット」が上位に回答されています。



- 市が力を入れるべき母子保健事業については「休日・夜間の小児救急医療体制の充実」を筆頭に「沐浴や授乳等母子のケアや相談が受けられる医療機関等での宿泊サービス」「妊娠、出産、育児について、保護者間で気軽に交流や情報交換ができる場づくり」などが求められています。



- 子育てしやすいまちにするために必要な支援として「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「子育て世代への経済的支援をしてほしい」「認定子ども園にかかる出費の負担を軽減してほしい」が上位に回答されています。



【3】本市の課題

公的資料等統計データの分析や第2期計画の取組内容、さらに、アンケート調査結果から読み取れる、こども施策に関する本市の課題を整理しました。

1 「こどもまんなか社会」実現に向けた啓発の推進

- 全てのこども、若者を対象とする本計画の趣旨を踏まえ、本市においても、国が目指す「こどもまんなか社会」の実現を目指す必要があります。そのためには、こども、若者が暮らしやすい江田島市を、市民と共につくっていく必要があることから「こども基本法」の趣旨や「子どもの権利条約」に基づき、こども、若者の権利や擁護体制について、全ての市民が理解を深めることができる取組の推進が必要です。
- 児童虐待の防止をはじめ、こどもの人権を守る取組の充実が必要です。そのため、人権啓発事業の推進とともに、子育ての孤立を防ぐ、また、生活課題の解決に向けた支援の充実やこどもの心のケアが必要です。
- 地域共生社会の考え方を踏まえ、障害の有無にかかわらず適切な教育・保育が提供できる体制づくりをはじめ、外国につながるのあるこどもへの支援など、全てのこどもが安心して暮らすことができる社会づくりの推進が必要です。

2 母子保健事業の充実

- 妊娠期の女性を対象としたアンケート調査結果では「こどもに関する手当」等、経済的支援に対するニーズが最も高く、このほか母子保健事業としては、小児救急医療体制の充実を求められています。さらに、親子でも出かけやすく楽しめる場所のニーズも高い状況です。子育て情報はインターネットやSNSから入手する人が多くなっています。妊娠期からの切れ目ない支援が求められているとともに、集いの場の充実を図り、子育ての不安の解消や孤立感の解消を図る必要があります。また、子育て支援アプリなど、多様な媒体を活用した周知や利用の促進を図るなど、積極的な情報提供が支援につながります。
- 本市では乳幼児健康診査や10か月児健康相談をはじめ、こどもの成長段階に応じた生活習慣についての啓発や食育などを推進してきましたが、健診後の適切なフォローの充実をはじめ、育児不安を解消するための施策の充実が必要です。
- 悩みを誰にも相談できずに抱え込むことを防止するとともに、孤立を防止するためにも、子育て中の保護者における不安や負担感の解消に向けた、相談支援等の充実が必要です。また、市の相談窓口をはじめ公的な相談機関の周知や利用の促進が求められます。

3 保護者の就労ニーズへの対応と受入体制の整備

- アンケート調査結果では母親の就労に対するニーズは高く、そのニーズに応じた適切な保育サービスの受入体制の整備とともに、多様な保育サービスの展開により、安心して子どもを預けることができる環境づくりが必要です。特に入所を希望する児童の低年齢化を踏まえた、適切な供給量の整備への検討をはじめ、地域の実情に応じたクラスの編成や0歳児から就学までの一貫した保育、教育の実現に向けた人材の確保及び質の向上のための取組が必要です。
- 子育て世代包括支援センター（にこひにこハウス）等における相談支援や情報提供の充実など、多様なニーズや働き方、ライフスタイルに応じた支援機能の強化が必要です。
- 放課後児童クラブについては、現在、就労しておらず「すぐにでも働きたい」と考える小学生の保護者は多く、今後の放課後児童クラブに対するニーズは、引き続き高いことが想定されます。継続的にクラブの安定した運営ができるよう、支援員の確保をはじめ、ニーズに応じた運営の在り方を検討する必要があります。
- 本市が推進している男女共同参画施策との連携により、子育て家庭における多様な働き方の在り方や性別にかかわらず家事や子育てに参画することの促進など、様々な手段を活用した啓発活動の充実が必要です。特にワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を図るための取組の継続的な推進が必要です。

4 地域特性を生かした学ぶ力を伸ばす教育の充実

- 本市独自の地域特性や自然環境を生かした、教育・保育内容の充実をはじめ、学校教育におけるふるさとを実感する教育活動の充実や職場体験、ふれあいの機会づくりなど、地域を学び、本市への愛着度を醸成する学びの場の充実が必要です。
- 平和学習や図書館での講座等の開催、外国語指導の充実など、学ぶ力を伸ばし、興味、関心を高める教育活動の充実を図る必要があります。
- コミュニティ・スクールの導入など、地域と一体となって子どもを育む、地域に開かれた学校づくりを推進する必要があります。

5 地域で子育てを見守る体制づくり

- アンケート調査結果では「子育てしやすいまちだと思わない」と回答した人ほど「市外に転出したい」人が多く、また、近所付き合いが薄い人ほど、孤立を感じている人が多い傾向にあるなど、大きな相関がうかがえます。地域で子育て支援の活動を推進する関係団体等への支援をはじめ、地域住民と保護者、関係機関が連携して、地域全体で子育てを支える環境づくりの一層の推進が必要です。

- 子育てしやすいまちにするために必要だと思える支援として「親子でも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」というニーズが第1位に回答されています。子育てしやすいまち、ずっと住み続けたいまちづくりには、こどもの居場所づくりや世代間での交流の場の創出、地域における子育て支援活動の促進など、地域とのつながりをつくる活動の充実が必要です。
- 「子育てしやすいまち」を視点とした、まちづくりの推進が求められます。そのため、安全な遊び場や防犯、交通安全対策など、こどもの安全の確保が求められます。子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が重要です。

6 こどもの貧困の解消に向けた支援対策の充実

- こどもの進学に対する意識は、ひとり親世帯の場合「高校まで」の割合が高くなっています。また、こどもは、学校を楽しいと思うほど、授業もよく理解している傾向があるといった相関性がみられます。生活の状況等に左右されず、落ち着いて勉強できる環境など、こどもの学びの支援体制を構築し、本人の意思で進学先を選択できるような環境づくりが必要です。
- こどもが家事や家族の世話などを行っている時間は、1日1時間未満で大半を占めていますが、3～5時間以上担っているケースも僅かながらみられます。また、自身がヤングケアラーに「あてはまる」と回答したこどもは数パーセントで「家事等をしかたなくしている」「家事等をするのがつらい」といった意識を持つこどもも僅かながらみられ、ヤングケアラーの疑いが持たれます。こどもが自分の希望を持ち、実現に向けて努力できるよう、現状を適切に把握し、支援していくことが求められます。
- 経済的に苦しい状況にある子育て世帯に対しては、こどもが安定した日常生活を送ることができるよう、経済的支援と、それらの制度の周知を図る必要があります。そのためには、誰もが福祉課題に関心を持ち、誰一人取り残さないためにも見守り活動を含む支援体制の構築をはじめ、地域住民や関係機関、行政とのネットワークづくりが必要です。

7 こども・若者が活躍し暮らしやすいまちづくり

- 若者に対するアンケート調査結果では「将来の夢ややってみたいことがある」と回答した若者は4割近くみられますが、その将来に対して「明るい希望を持っている」人は2割未満に低下します。将来への不安としては「収入や生活費など経済的なこと」が最も多く、ほかの項目を大きく上回っています。また、不安や悩み、ストレスを抱え、孤立を感じている若者は、30代で多く、現在の暮らしを苦しいと感じている人ほどストレスも多い傾向にあります。若者が不安や悩みを抱え、孤立することがないように、また、適切な相談や支援につながるができるよう、相談支援体制の構築が必要です。

- ふだんは家にいて外に出ないなど、いわゆる「ひきこもり」の疑いがある若者が、市内にも少なからず存在しています。アウトリーチ（訪問支援）を含めた相談支援や一人一人に適した居場所づくりに向けた取組が必要です。
- 江田島市を「とても暮らしやすい」と思う若者ほど、江田島市に「住み続けたい」と回答しており「暮らしにくい」と思う人との大きな差がみられます。また、現在、未婚の若者における今後の結婚希望者は、予定者も含めて約4割を占めています。今後の生活の安定に向けて、就労への支援をはじめ、自主的に活動や活躍ができる居場所づくりの検討、学びの場の環境整備など、若者への多様な支援体制づくりが求められています。



第4章 こども施策の推進に関する基本的な方針

【1】基本理念

第2期計画においては、その基本理念を「一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・江田島 ～地域で見守り 支えあう 子育てにやさしいまち えたじま～」と定め、親子が周囲に支え見守られていると感じながら、本市で暮らす全てのこどもが健やかに成長できる、やさしいまちづくりに向けて、これまで様々な施策を推進してきました。

この度、本計画においては「第2期計画」で取り組んできた施策を含む「こども計画」へと、支援対象を拡大するとともに、更なる施策の充実を図ることとなります。

「こども計画」の基盤となる国の「こども大綱」においては、全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知識等を身に付けながら心身共に健やかに成長できる「こどもまんなか社会」を目指しています。

第2期計画における基本理念は、この「こども大綱」が目指す社会づくりにもつながるものであり、地域全体でこどもから若者、保護者など、全ての関わりのある人へ向けた施策の総合的な推進を図り、こどもが大きな夢を持って心豊かに成長し、誰もが自分らしく共に輝いて生きることができるまちづくりに向けて、この基本理念を継承します。

● 本計画の基本理念 ●

一人ひとりが自分らしく輝き共に生きるまち・えたじま ～ こどもがまんなか こどもの未来をつくる島 えたじま ～

「第2期計画」において位置付けた、こども・子育て支援施策の具体的取組は、その更なる充実を図ることで「第3期 江田島市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）として位置付けます。

本計画は、その「第3期計画」をはじめ「こどもの貧困対策推進計画」「こども・若者計画」及びその他法令等で定めるこども施策に関する計画と一体的に策定する総合的な計画です。

本計画では、基本理念の実現に向けて、これまでの取組やアンケート調査結果から読み取れるニーズや課題などを踏まえ、次の7つの基本目標を定め、具体的な取組を展開します。

【2】施策の体系

【基本目標1】 こどもと若者にやさしいまちづくり

- 施策の方向1 こどもまんなか社会に向けた取組の推進 **重点**
- 施策の方向2 こども・若者の人権と権利を守る取組の充実
- 施策の方向3 様々な家庭環境にあるこどもへの支援

【基本目標2】 健やかに育つ環境づくり

- 施策の方向1 こどもの誕生前から就学前までの切れ目のない支援 **重点**
- 施策の方向2 健康の保持・増進
- 施策の方向3 食育の推進
- 施策の方向4 ワーク・ライフ・バランスの推進

【基本目標3】 子育て支援サービスの充実

- 施策の方向1 教育・保育事業の充実と人材の確保 **重点**
- 施策の方向2 多様な保育ニーズへの対応
- 施策の方向3 配慮を必要とするこどもへの支援

【基本目標4】 心を育む学びの場の充実

- 施策の方向1 学ぶ力を伸ばす教育の推進
- 施策の方向2 体験やふれあいの機会づくり **重点**
- 施策の方向3 家庭や地域における教育力の向上

【基本目標5】 地域とのつながりづくり

- 施策の方向1 こどもの居場所づくり **重点**
- 施策の方向2 交流の場とネットワークづくり
- 施策の方向3 こどもを守る環境づくり

【基本目標6】 こどもの貧困と格差の解消（「江田島市こどもの貧困対策推進計画」）

- 施策の方向1 教育・学習への支援
- 施策の方向2 生活及び就労への支援
- 施策の方向3 経済的支援

【基本目標7】 こども・若者の未来づくり（「江田島市こども・若者計画」）

- 施策の方向1 本市で活躍するこども・若者への支援
- 施策の方向2 こども・若者の生活を支える体制づくり
- 施策の方向3 こども・若者が働きやすい環境づくり
- 施策の方向4 社会参加・仲間づくりの促進

第5章 こども施策の展開

基本目標1 こどもと若者にやさしいまちづくり (主な対象：全てのこども・若者)

「第2期計画」は、妊娠期から就学前児童、小学生、おおむね中学生までのこどもを対象とする、子育て支援施策を展開するための計画でした。

本計画は、その対象を青年期の若者まで拡大し、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども政策を社会の真ん中に据え、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」を目指すこととしています。

「第2期計画」では、江田島市人権教育研修や市PTA連合会との共催による人権学習講演会を開催するなど、こどもの人権を守る啓発事業を推進するとともに、ひとり親家庭や障害のあるこどもといった、配慮を必要としているこどもへの支援など、困難な生活環境にあるこどもや家庭に対する支援の充実を図ってきました。

本計画では、こども、若者を権利の主体として認識し、その多様な人格や個性を尊重するとともに権利を保障し、現在とこれからの将来に向けて、こども、若者の最善の利益を図るための様々な取組を推進します。

基本目標1は、本計画の基本的な視点を具体化した全ての取組に関わる横断的な施策として、最も重点を置いて推進する施策（重点施策）として位置付けます。

施策の方向1 こどもまんなか社会に向けた取組の推進 **重点**

全てのこども、若者が身体的、精神的、社会的に幸せを感じる生活を送ることができる社会づくりを推進します。

取組名	取組内容
こどもまんなか社会に向けた意識の醸成	○ こども、若者の多様性を尊重し、暮らしを応援するため、関係機関と連携して、人権啓発、人権擁護活動を実施し、こども、若者が権利の主体であることについて、社会全体での意識の醸成を図ります。
こどもの権利を守る取組の推進	○ 「こども基本法」をはじめ「子どもの権利条約」の理念に基づき、こどもの擁護体制を築くための施策について、調査、研究に取り組みます。
こどもや当事者の意見聴取	○ 本計画に定めるこども、若者施策について、こどもや若者、保護者を含む子育て当事者の視点を尊重するため、その意見を聞き、対話の場の確保に努めながら共に進めていく体制づくりを目指します。

施策の方向2 こども・若者の人権と権利を守る取組の充実

こどもの人権を守る取組を推進するとともに、様々な機会を通じて児童虐待を早期に発見し、迅速かつ適切に対応できるよう、啓発活動の充実をはじめ、関係機関や地域との連携を強化します。

取組名	取組内容
人権啓発事業の推進	○ 人権学習講演会の開催や人権感覚を育むための人権作品コンクールの実施など、人権の大切さや基本的人権についての理解を促進するための啓発活動を推進します。
児童虐待防止対策の推進	○ 児童福祉部門と母子保健部門を一体的に運営する「こども家庭センター」を中心に、こどもに対する虐待等を防止するための啓発活動を推進します。 ○ 要保護児童対策地域協議会等、関係機関との連携により、家庭内での状況や個別の生活課題に寄り添いながら、きめ細かな対応に努めます。
こどもの心のケア	○ 児童・生徒及び保護者の心のケアと課題解決に向け、県など関係機関と連携し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの適切な配置に努めます。

施策の方向3 様々な家庭環境にあるこどもへの支援

経済的困難な状況にある子育て家庭への対応をはじめ、ひとり親家庭や障害のあるこども、外国人家庭のこどもへの対応など、様々な家庭環境にあるこどもに対して、誰一人取り残さない支援体制の充実を図ります。

取組名	取組内容
こどもの貧困対策の推進	○ 「江田島市こどもの貧困対策推進計画」に基づき、経済的困難を抱えるひとり親家庭への自立支援をはじめ、総合的な貧困対策を推進します。
配慮が必要なこどもへの支援	○ 障害のあるこどもや日本語によるコミュニケーションが十分でない外国人家庭のこどもなど、様々な家庭環境にある配慮が必要なこどもに対して、その悩みや不安を解消できる体制の充実に努めるとともに、自立に向けた相談や制度等の情報を提供し、生活の支援に努めます。

基本目標2 健やかに育つ環境づくり（主な対象：妊娠期から幼児期）

本市では、妊娠期からの切れ目のない支援が行えるよう、子育て世代包括支援センターを中心とした伴走型支援の導入をはじめ、産前、産後ママのサロンを通して育児不安の解消に努めるとともに、乳幼児健康診査や認定こども園と連携した育児の悩みや成長、発達に関する悩みを相談する保健師との面談の実施など、多様な支援策を展開してきました。

アンケート調査結果では、市が力を入れるべき母子保健事業として、小児救急医療体制の充実をはじめ、出産後の育児や家事の支援、保護者間で気軽に交流や情報交換ができる場づくりなどが求められています。

母子保健に関する、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、育児相談などが気軽に利用できるよう、多様な媒体を活用した周知、情報提供の充実や子育て中の親子が集える場の充実に取り組みます。

施策の方向1 こどもの誕生前から就学前までの切れ目のない支援 **重点**

母親がこどもを妊娠して、小学校1年生になる頃までは、こどもの長い人生において人格の基盤を築く「はじめの重要な時期」です。社会全体でこどもの育ちを支える共通した考え方について、周知に努め、啓発活動を推進します。また、妊娠期の不安を軽減し、安心して妊娠、出産に臨めるよう「ひろしまネウボラ」への参画をはじめ、子育て支援アプリの活用など、妊娠期からの切れ目のないきめ細かな支援を推進します。

取組名	取組内容
はじめの100か月の育ちビジョン※の推進	○ 生まれたこどもが小学生になるまでの、おおむね100か月（約8年4か月）は、人生を幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすため、重要な時期であることから、こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支え、保護者を応援する意識の醸成に努めるとともに、多様な支援施策を推進します。
ひろしまネウボラの推進	○ 県が推進する、妊婦や子育て家庭の不安や悩みに寄り添い、見守り、支援する仕組みである「ひろしまネウボラ」に参画し、妊娠期から出産後も、産婦健診、訪問等を通して、関係機関と連携し、切れ目のない支援を行います。
子育て情報の提供	○ 市の広報紙やホームページをはじめ、多様な方法で子育てに関する情報を発信します。併せて市内、市外を問わず、多くの方に本市の取組を知ってもらえるように発信内容の工夫に努めます。 ○ 子育て支援アプリ「母子モ」を活用し、妊娠や出産、子育てに関する必要な情報の提供に努め、子育ての不安の解消に努めます。

※ こども家庭庁が策定した、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（方針）のこと。（令和5（2023）年12月22日閣議決定）

取組名	取組内容
情報交換・相談の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て世代包括支援センターの「にこにこひろば」において、乳幼児のいる保護者同士の交流や情報交換、子育てに関する相談の場を設置します。また、出前講座の実施等、ニーズを見据えながら、今後の取組を検討します。 ○ 市のホームページやアプリ等を活用し、こどもの健康づくりに関する情報の発信に努めるとともに、講座の開催等について周知を図るなど、参加の促進に努めます。
連携の仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口から得られた内容について、庁内関係部署や関係機関との連携を強化し、情報の共有を図り、適切な支援につながるよう努めます。
発達への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育てやこどもの発達に不安を抱える保護者を対象に「のびのび発達相談」を実施し、育児不安の軽減を図り、必要な支援につなぐとともに、相談員の確保に努めます。
相談支援の充実と育児不安の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」や育児相談、乳幼児健診等の機会を活用し、育児不安の軽減に努めるとともに、より良い支援ができるよう、福祉、医療、保健等関係機関との連携を図ります。 ○ これから親になる夫婦を対象に「ママパパスクール」を実施し、育児に対する不安の軽減をはじめ、子育ての知識の習得、参加者同士の交流の促進を図ります。

施策の方向2 健康の保持・増進

親子の健康づくりを推進し、こどもの健やかな成長を支援するとともに、小児救急医療等相談先についての周知に努めます。

取組名	取組内容
乳幼児健康診査等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乳幼児健康診査や10か月児健康相談等を実施し、こどもの健康の保持及び増進を図るとともに、未受診者や発達に課題を抱えるこどものフォローの充実に努め、保護者が抱える発達の不安や悩みの軽減を図ります。 ○ 未受診者に対する、個別の案内や園を通じた受診の勧奨を行うなど、受診率の向上に努めます。

取組名	取組内容
親子の健康づくり	○ 「にこにこひろば」における歯磨き教室の開催をはじめ、離乳食教室や食育講座の開催、栄養士による個別の相談ができる場を設けるなど、こどもの成長段階に応じた食事や遊び、生活習慣の大切さについて啓発します。
小児救急時・医療の対応	○ 休日・夜間の急なこどものけがや病気について電話で相談できる「こども医療電話相談（#8000）」、急なけがや病気で病院に行くか救急車を呼ぶか迷ったときに24時間相談ができる「救急相談センター広島広域都市圏（#7119）」の周知に努めます。また「こんにちは赤ちゃん訪問事業」において、保健師から体調急変時の相談先について周知に努めます。 ○ こどもの病気やけが等の応急処置等について、こどもと一緒に学べる「にこにこQQひろば」を開催するとともに、参加の促進に努めます。 ○ 安心して受診しやすい体制を確保します。

施策の方向3 食育の推進

幼児期から望ましい食習慣や生活習慣を身に付け、健やかな体と豊かな人間性を育むことができるよう「第4次健康江田島21計画」に基づき、市全体で食育を推進します。

取組名	取組内容
食育の推進	○ 「第4次健康江田島21計画」に基づき、家庭や認定こども園、学校、地域社会と連携して「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化をはじめ、家族そろって食事をとるなど、正しい食生活について学ぶ場を充実させ、心身共に健康なこどもの育成を目指します。



食育教室の様子

施策の方向4 ワーク・ライフ・バランスの推進

本市の男女共同参画の施策との連携により、仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）を支える環境の整備を推進します。

取組名	取組内容
ワーク・ライフ・バランスの推進	○ 性別にかかわらず家事や育児、介護等を担うことへの理解の促進をはじめ、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりなど、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組を推進します。
固定的な性別役割分担意識の払拭	○ 固定的な性別役割分担意識の払拭に向け、男女共同参画セミナーの開催や啓発を推進します。 ○ 事業所や就業者への啓発活動を充実するとともに、性別にかかわらず育児休業、介護休業を利用しやすい環境づくりを促進します。



基本目標3 子育て支援サービスの充実（主な対象：幼児期～学童期）

本市では、保護者の就労状況にかかわらず、全てのこどもに質の高い幼児期の教育・保育事業を提供するとともに、全ての子育て家庭が孤立することなく、安心してこどもを育てられるよう、地域で子育て支援の取組を推進してきました。

アンケート調査結果では、母親の就労に対するニーズに応じた適切な保育サービスの受入体制の整備とともに、多様な保育サービスの展開による、安心してこどもを預けることができる環境づくり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進が求められています。

保護者の就労ニーズや地域のニーズに応じた教育・保育施設の受入体制を整備するとともに、本市の自然環境を生かした特色ある保育事業の充実や多様な保育サービスを展開し、安心して子育てできる環境の整備を推進します。

施策の方向1 教育・保育事業の充実と人材の確保 **重点**

保護者の就労形態の多様化や就労ニーズの変化などにきめ細かく対応し、計画的な子育て支援基盤の整備と人材の確保に努めます。

取組名	取組内容
保育ニーズに対応した受入体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 育児休業明けの職場復帰やこどもが低年齢児から就労する保護者の増加などによる、低年齢児の受入対応に向けて、保護者のニーズやこどもの人口推移等を踏まえ、適切な利用定員の確保を図ります。 ○ 多様化する保育ニーズに対応するため、保育のICT（情報通信技術）化を図ります。
人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士支援アドバイザーが保育施設を巡回し、保育士からの相談への対応や勤務環境の改善等について支援します。 ○ 会計年度任用職員制度等の活用など、受入体制に応じた保育士の人材の確保に努めます。 ○ 保育士の研修機会を確保し、人材の育成を図ります。
特色ある保育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の自然環境や文化、産業など、地域性を生かした特色ある保育事業を通して、こどもが学びの楽しさを感じ、人間性を育む環境づくりを推進します。



特色ある保育（認定こども園きりくし）



特色ある保育（認定こども園えたじま）



特色ある保育（認定こども園おおがき）

施策の方向2 多様な保育ニーズへの対応

就労形態や生活スタイルの変化による保育ニーズの多様化に対応し、ニーズに応じた多様な保育サービスの提供を推進します。

取組名	取組内容
ファミリー・サポート・センター事業の推進	○ 子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）と子育ての援助をしたい人（サポート会員）との有償の相互援助活動である「ファミリー・サポート・センター」の周知に努めるとともに、研修会や交流会を通して、活発な活動の推進に努めます。
一時保育事業の実施	○ 保護者の就労や疾病等により保育が困難となった場合に、保育施設で一時的な預かり（一時保育事業）を行います。運営に当たっては、保護者のニーズや提供施設の状況、また「こども誰でも通園制度」の利用ニーズ等を踏まえ、適切な必要量を検討します。 ○ 長期休業時の柔軟な対応を検討します。
病児・病後児への支援	○ 保護者が就労等により家庭で看病ができないときに、病児・病後児保育施設「わかば」において、保護者に代わって対応します。
放課後児童クラブの充実	○ 保護者が、就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、こどもの健全育成を図ります。 ○ 運営の効率化についての検討をはじめ、申込者の増加にも対応できるよう、支援員、補助員の確保及び資質の向上を図ります。



ファミリー・サポート・センター
交流会（孫育てセミナー）



放課後児童クラブの様子

施策の方向3 配慮を必要とするこどもへの支援

障害のあるこどもへの適切な福祉サービスの提供をはじめ、家庭の事情に応じた相談へのきめ細かな対応など、配慮が必要なこどもへの支援を推進します。

取組名	取組内容
重層的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複雑化、複合化するこどもと家庭を取り巻く問題の解決に向けて、対応する職員の専門性の確保や重層的な多機関との連携により、こどもと子育て家庭の支援に努めます。
障害のあるこどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市地域自立支援協議会の「こども支援部会」において、発達上の支援を必要としているこどもへの支援策を継続して検討します。 ○ 保護者の「気付き」の段階から、乳幼児の発達支援、障害のあるこどもへの支援を推進し、適切な福祉サービスにつなぎ、こどもの健やかな成長を支援します。 ○ 認定こども園等において、関係機関と連携し、特別な支援を要する児童・生徒の障害や発達の状態に応じた就学相談を行い、保護者の心理的な負担の軽減を図ります。 ○ 市障害者相談支援事業所「ぱすてる」において、障害のあるこどもの保護者からの相談に的確に対応できるよう、医療的ケア児支援コーディネーターを配置するとともに、職員の資質向上に努めます。 ○ 発達障害等支援を必要とする児童・生徒に対して、放課後等デイサービスなど必要な福祉サービスを提供します。
外国人家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本語によるコミュニケーションが十分でない外国人家庭に対しても、必要な子育て支援が提供できるよう、学校や放課後児童クラブにおける翻訳機や翻訳アプリの活用をはじめ、外国語による健診通知、乳幼児健診等における相談への対応など、誰一人取り残さない多文化共生社会づくりを目指します。



基本目標4 心を育む学びの場の充実（主な対象：幼児期～学童期～思春期）

本市では、こどもの豊かな人間性と社会性を向上させ、健全な成長を促進する教育環境の整備に取り組んできました。特に第2期計画期間では、江田島市学力調査結果を踏まえ、教務主任研修での交流や指導、助言、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図りました。また、総合的な学習の時間や教育活動を通じて「里海」を教育資源とした、本市ならではの特色ある教育に取り組み、こどもの学ぶ力の育成に努めました。

今後も、確かな学力の育成をはじめ、心豊かな成長を支える学校教育を推進するとともに、家庭や地域をはじめ、関係機関との連携を強化します。

施策の方向1 学ぶ力を伸ばす教育の推進

こども一人一人の個性と能力が十分に発揮できるよう、きめ細かな教育の推進と基礎学力の向上を図ります。

取組名	取組内容
確かな学力の育成	○ 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に取り組み、確かな学力を育みます。また、その成果を学力調査等で検証し、更なる授業改善へとつなげていきます。
グローバル社会に対応する教育の推進	○ 小・中学校及び認定こども園において、ネイティブな発音や外国の異文化、習慣に慣れ親しむことを目的として外国語指導助手（ALT）を派遣し、小学校ではコミュニケーション能力の基礎を、中学校ではより高度なコミュニケーション能力を習得できるよう、英語教育の充実を図るとともに、幼少期から英語に触れる機会の充実を図ります。
キャリア教育の推進	○ 中学校の職場体験学習をはじめ、小中学校におけるキャリア・ログ（キャリアノート）の作成等、発達段階に応じて、夢や希望の実現に向けたキャリア教育を推進します。
健全育成の推進	○ こどもが参加しやすいスポーツ活動やスポーツイベントの開催をはじめ、文化芸術活動等を推進し、こどもの心身の健全な育成に努めます。
不登校対策の促進	○ 学校内支援施設となるSSR※の設置に加え、学校外における不登校支援施設となる教育支援センターの設置やフリースクール等民間団体との連携等に取り組めます。

※ 不登校、不登校傾向及び特別な支援が必要な児童・生徒への支援を行う学校内支援施設のこと。（スペシャルサポートルーム）

地域で活動する人材や関係団体と連携し、親子が気軽に体験活動やふれあい活動に参加できる環境づくりを推進します。

取組名	取組内容
絵本に親しむ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「こんにちは赤ちゃん訪問事業」における、絵本のプレゼントや「にこにこひろば」等における読み聞かせの実施などを通して、幼少期から絵本に親しむ環境づくりを推進します。
体験活動等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「にこにこひろば」や児童館において、季節の行事などのイベントを計画的に実施します。 ○ 小学生を対象とした「さとうみサイエンスキャンプ」を開催し、ふるさとの自然を観察し、自然科学に対する興味や関心を高め、郷土愛を育むとともに、互いに学び合い、友情を深める場や機会を提供します。 ○ 郷土への愛着、誇りを持った「さとうみっ子」の育成を目指し、特色のある教育「さとうみ学習」を開発、実践していきます。 ○ 体験活動については、ジュニアリーダーズクラブ（江田島市子ども会連合会）との連携により、円滑な活動の運営に努めます。 ○ 中学生を対象として、総合的な学習の時間や家庭科の授業を活用した、職場体験やふれあい体験の実施に努めます。
地域に開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内全小中学校において、コミュニティ・スクールを導入し、地域と一体となって子どもたちを育む学校づくりを推進します。 ○ 幅広い年齢層を対象とした「自然観察会」を開催し、本市ならではの豊かな自然「里海」を活用した自然体験活動を推進します。 ○ 原爆被害者の会と連携し「子ども会平和学習」を実施するなど、平和学習を推進します。
学校経営の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校経営計画」に基づく具体的な取組の支援をはじめ「学校経営支援事業」等を活用した、ふるさとを実感する教育活動の充実に努めます。



さとうみサイエンスキャンプの様子



平和学習の様子

施策の方向3 家庭や地域における教育力の向上

家庭教育について学ぶ機会の充実など、子育て力を高める環境づくりを推進するとともに、地域に開かれた学校づくりを推進します。

取組名	取組内容
保護者の学びの場の充実	○ 家庭の教育力の向上と子育て不安の解消を目的とした「親の力を学び合う学習プログラム」を開催するとともに、ファシリテーター*の確保及び育成に努めます。
生涯学習活動の推進	○ 市民センターや交流プラザと連携し、幅広い世代を対象とした生涯学習講座の開催に努めるとともに、若い世代の参加を促進し、生涯学習活動の活性化を図ります。
地域公開授業等の開催	○ 学校のホームページや学校だより、校内の掲示板等で児童・生徒の学習活動の様子を発信し、地域公開授業を行うなど、地域に開かれた学校教育を推進します。

* 会議や研修等において、司会にとどまらず、参加者に発言を促すとともに、中立的な立場で意見をまとめ、より良い結論に導く役割を担う人のこと。



芸術鑑賞（小学校）



地域との連携

基本目標5 地域とのつながりづくり（主な対象：幼児期～学童期～思春期）

本市では、核家族化等により相談相手がないことからくる育児の不安や孤立感の軽減を図るため、子育て世代包括支援センターでの行事やイベントの開催など、子育て中の親子の交流を促進し、つながりを感じられる地域づくりを推進してきました。また、地域全体で子どもを見守ることができる環境づくりに努め、児童館や自治会、まちづくり協議会などの事業、イベント等を通して、子どもと地域の交流を促進するとともに、関係団体と連携し、地域における子どもの居場所づくりや体験活動を促進しました。

今後も、子育ての悩みや不安の解消、子育ての孤立を防ぐため、子育て世代の交流や仲間づくり、子育てサークル活動の育成に努めるとともに、地域で「顔の見える関係づくり」を促進し、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層が地域の様々な活動に参加できるよう、世代間で交流する機会づくりを推進します。

施策の方向1 こどもの居場所づくり **重点**

地域共生社会の実現に向けて、地域全体で子育てを支える環境づくりを進めるとともに、安全に活動できるこどもの居場所づくりを推進します。

取組名	取組内容
こどもの居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童館、交流プラザ等を活用し、こどもの居場所を確保するとともに、地域全体で子どもを見守る環境づくりを推進します。 ○ 「にこ♡にこひろば」におけるイベントの開催をはじめ、地域において、自治会、まちづくり協議会、女性会、PTA連合会等関係機関と連携し、夏祭りやスポーツ大会、クリスマス会など様々なイベントを開催します。 ○ こどもの居場所づくりの活動を支援するとともに、情報発信に努めます。

施策の方向2 交流の場とネットワークづくり

子育て中の不安や孤立感の軽減を図れるよう、子育てについて気軽に相談でき、必要な情報を得られる環境を整備するとともに、親子の交流の場づくりを推進します。

取組名	取組内容
交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「にこ♡にこひろば」など地域の身近な場所で「ママ♡パパスクール」やベビーマッサージ等妊娠期から子育て期を対象とした情報交換の場の提供や講習会の開催を通して、子育てに対する不安の軽減をはじめ、交流の促進、仲間づくりを支援するとともに、開催情報を発信します。

取組名	取組内容
世代間交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で「顔の見える関係づくり」を促進するとともに、こどもから高齢者まで、幅広い年齢層が地域の様々な福祉活動に参加できるよう、生涯学習やイベントなど、世代間で交流する機会づくりに努めます。 ○ 孫育てセミナー等を開催し、祖父母世代の子育てへの参加を促進します。 ○ 幅広い年齢層を対象とした生涯学習、文化芸術活動、スポーツ活動の講座等を開催するとともに、高齢者による伝統芸能等、こどもや若い世代、地域住民への高齢者の貴重な知識や技術の伝承活動の活性化を図ります。

施策の方向3 こどもを守る環境づくり

地域の関係機関と連携して、こどもの健全で豊かな人間性を育成する環境づくりを推進します。また、災害時の子育て家庭への支援対策をはじめ、関係機関と連携した地域の防犯対策など、こどもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、安全、安心な生活環境の整備を推進します。

取組名	取組内容
見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から近所で声を掛け合い、仲間づくりや地域と関わりを持てるよう地域活動への参加を促進します。 ○ 女性会による「声のかけ合い運動」や学校での「朝のあいさつ運動」、新入生の登下校の見守り等、地域全体でこどもを見守る活動を推進します。
福祉の担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが福祉の担い手となれるよう、人材育成の講座等を行い、福祉への理解を深め、地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダーや活動団体の育成を図ります。 ○ 地域で支援が必要な家庭を把握し、見守る活動を推進する母子保健推進員の確保に努めます。
遊具等の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育施設や学校等における施設や遊具について、定期的に安全点検を実施し、修繕の対応など、安全管理の徹底を図ります。



取組名	取組内容
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪の防止や犯罪が発生しにくい環境づくりを進めるため、江田島警察署、市防犯連合会や自治会等の関係機関、団体と連携して防犯活動や暴力追放を展開し、安全、安心なまちづくりを推進します。 ○ 自治会や自主ボランティア等により、児童・生徒の登下校時に街頭指導や青色回転灯付防犯パトロール車による見守り活動を実施します。 ○ 「こども 110 番の家及び店」の登録を促進し、通学路等児童・生徒の安全の確保に努めます。不審者情報を入手したときには、グループウェア*等を通じて、各学校に周知を図るとともに、必要に応じて警察と連携して対応します。
災害時の避難行動支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自主防災組織等の防災活動を通して、こどもとその保護者に対して、ハザードマップや避難情報の入手手段、避難経路の周知を図ります。 ○ 「江田島市地域防災計画」に基づき、防災行政無線、Lアラート、メール、登録制防災電話、FAX、多言語対応アプリ、SNS等様々な媒体を活用して、速やかに防災情報を伝達するとともに、防災情報の入手手段の周知や充実に努めます。
交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市交通安全協会や江田島警察署等関係機関と連携し、児童・生徒を対象とした交通安全教室を実施し、交通安全に対する意識の向上を図ります。
ユニバーサルデザインのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもや高齢者、障害のある人をはじめ、誰もが安全で快適に暮らすことができるよう、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、公共施設や公園等生活空間のバリアフリー化を推進します。 ○ 通学路や学校内外の危険箇所、改善の必要な箇所の把握及び改善に努めます。 ○ 道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備に努め、こどもや高齢者、障害のある人の外出時の安全の確保を図ります。
遊びの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが公園を安全に利用できるよう、施設の維持、管理とともに、施設の再編や集約等を検討し、質の向上を図ります。 ○ 安心して利用できる憩いの場として、公園の清掃や除草、巡回など地域ボランティアの確保に努めます。

※ 組織における情報の共有や業務の効率化のため、スケジュールやタスク管理機能、メール等の機能がパッケージ化された業務用ソフトウェアのこと。



交通安全教室

基本目標6 こどもの貧困と格差の解消（主な対象：全ての子ども）
「江田島市こどもの貧困対策推進計画」

保護者の所得や生活環境等に左右されず、適切な保育環境の提供をはじめ、こどもの希望に応じた塾や習いごと、落ち着いて勉強できる環境など、こどもの学びの環境を包括的に支え、本人の意思で希望する進学先を選択できる環境づくりが必要です。

全ての子どもが学ぶ意欲を高め、夢に挑戦できるよう、こどもの健やかな育ちと学びの環境づくりを支援します。

また、子どもや子育て家庭への支援については、地域住民の協力や協働が欠かせないことから、地域住民同士での見守り活動や生活に課題のある子どもを発見し、支援につなぎます。

本計画においては、基本目標6を「江田島市こどもの貧困対策推進計画」として位置付けます。

施策の方向1 教育・学習への支援

こどもの将来が、保護者の経済環境や生まれ育った環境によって左右されることがないように、全ての子どもが学ぶ意欲を高め、夢に挑戦できるよう、こどもの健やかな育ちと学びの環境づくりを推進します。

取組名	取組内容
幼児教育・保育の無償化	○ 全ての子どもが安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、国の動向を見据えながら、幼児教育・保育の無償化を継続します。
認定子ども園と小学校の連携強化	○ 認定子ども園から就学後の教育への円滑な移行を図るため、幼保小連携推進協議会を開催し、園と小学校の連携を強化し、支援が必要な子どもへの切れ目ない支援に努めます。
県事業の活用による学習支援	○ 経済的な理由から、学業や進学的环境が十分に用意されていないひとり親家庭の小・中学生に対して、県事業と連携し、学習の場の提供をはじめ、学力の向上や進学のための学習支援を行います。 ○ 学習支援を必要としている児童・生徒が、適切に活用できるよう事業の周知に努めます。
ヤングケアラー支援体制の構築に向けた取組	○ 大人が担うような家事や家族の介護を、こどもが日常的に行っている「ヤングケアラー」について、民生委員・児童委員をはじめ児童相談所や学校、教育委員会、関係機関等と連携を図り、ヤングケアラーが疑われる児童・生徒の把握に努めるとともに、今後の対策を検討します。

取組名	取組内容
学びの場の課題解決に向けた支援	○ 学びの場において不登校等の課題を抱えた児童・生徒の家庭環境や経済状況を把握し、必要な支援を行うため、県等の関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーの適切な配置に努めます。
特別支援教育における相談支援	○ 認定こども園等において、関係機関と連携し、保護者の理解を図りながら、特別支援を要する児童・生徒の障害や発達の状態に応じた就学相談を行い、保護者の心理的な負担の軽減を図ります。

施策の方向2 生活及び就労への支援

生活困難な状態にあるこどもの早期発見体制の構築をはじめ、保護者が安心して子育てできるよう、様々な相談への対応など、必要な支援を行います。貧困の対策に向けて、生活の安定と自立の促進、こどもの福祉の増進を図るための様々な施策に取り組みます。

また、関係機関と連携し、職業生活の安定と向上のための、状況に応じたきめ細かな支援に努めます。

取組名	取組内容
関係機関との連携による支援体制の整備	○ 生活困難な状態にあるこどもやその家庭に気づき、早期の対応を図るため、認定こども園や小・中学校への巡回をはじめ、主任児童委員との実務者会議の開催、個別ケース検討会議の開催など、関係機関と連携し、適切な支援が行き届くよう努めます。
地域情報の把握	○ 民生委員・児童委員や市社会福祉協議会等関係機関と連携し、生活困窮に関する情報の提供があった場合、個人情報保護及び守秘義務に基づく適切な管理、運用の下、こどもの状況把握に努めます。
生活困窮者への支援	○ 子育て支援、高齢者福祉や介護、障害のある人の福祉、生活困窮、その他居住や就労に困難や課題を抱える人など、複合化、複雑化した地域の生活課題に対して、市社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携により、相談に対応するとともに、庁内の分野横断的な連携の強化を図ります。 ○ 生活保護に至る前段階の第2のセーフティネットとして「生活困窮者自立支援事業」を推進し、生活に困窮している人の自立を支援します。

取組名	取組内容
行政や専門機関等による相談事業の周知等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政や専門機関等による相談事業等の周知を図ります。また、いつでも誰でも、生活の困りごとを気軽に相談できるよう、民生委員・児童委員やくらしサポートセンターえたじまなど、地域で福祉活動に関わっている人の相談体制や各種相談に対する関係機関との連携の強化に努めます。
支え合いの関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域で、子育て家庭や高齢者、障害のある人や生活困窮にある人などが抱える様々な悩みや不安を把握し、その解決に向けて、住民同士が語り合い、支え合える関係づくりを促進します。 ○ 孫育てセミナー等を開催し、祖父母世代の子育てへの参加を促進します。
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携し、要介護高齢者や障害のある人、子育て家庭等に対して、地域行事やイベントなどへの参加の呼び掛けを促進し、閉じこもりやひきこもりの防止に努めます。
安定的な就労への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困難な状態にある子どもやその家庭に対する相談支援の充実を図るとともに、保護者に対する安定的な就労への支援など、きめ細かな支援に努めます。
無料職業紹介所の運営支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市社会福祉協議会と連携し、市内でハローワークと同じ機能を持つ無料職業紹介所の運営を支援し、事業所、市民双方へ情報を提供します。

施策の方向3 経済的支援

経済的支援が必要な家庭やこどもの状況を把握し、特にひとり親家庭や生活が困難な状況にある家庭については、国や県の制度の積極的な活用を促しはじめ、関係機関と連携した支援に取り組みます。

取組名	取組内容
ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親の家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉を増進するとともに、生活の安定と自立の促進を図ります。 ○ ひとり親家庭に対し、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に基づき、修学資金や住宅資金などの貸付けを行い、生活の安定を図ります。 ○ 自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等、制度に基づく多様な経済的支援を行い、ひとり親家庭の経済的な自立に向けて支援します。 ○ ひとり親家庭に対し「ひとり親家庭等医療費の助成」や「こども医療費の助成」を行い、経済的負担の軽減を図ります。
就学のための支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経済的困難を抱えている保護者を対象に、就学援助制度により、学用品費や給食費等を支給し、保護者や児童・生徒の経済的、心理的負担の軽減を図ります。また、必要に応じて相談先等の情報を提供するとともに、学校と連携して、就学援助を必要とする家庭の把握に努めます。
障害のあるこどもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別児童扶養手当等の各種手当や重度心身障害者医療費制度等、障害のあるこどもがいる家庭の経済的負担の軽減を図ります。



基本目標7 子ども・若者の未来づくり（主な対象：思春期～青年期）
「江田島市子ども・若者計画」

若者世代が、就職等の人生の転機などにおいて、自身の希望に応じて将来を選択することができるよう支援するとともに、子ども、若者が本市で活躍し、安心して生活できるよう、移住や結婚、相談支援など、多様な支援体制を整備します。

本市では、おおむね39歳くらいまでを「子ども・若者計画」の対象として位置付け、青年期から子育て期に至るまでの多様な支援、子ども、若者が生活しやすい環境づくりを推進します。

本計画においては、基本目標7を「江田島市子ども・若者計画」として位置付けます。

施策の方向1 本市で活躍する子ども・若者への支援

本市に定住し、活躍を考える若者への経済的支援をはじめ、婚活から結婚後の支援など、生活の安定に向けた支援に努めます。

取組名	取組内容
人権問題に関する相談	○ 人権擁護委員や市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、心配ごと相談など、人権問題に関する相談窓口の充実を図ります。
婚活支援	○ 市内の若者が前向きに婚活を推進できるよう、県や関係団体等と連携を図り、婚活、縁結びセミナーや婚活イベント等の開催に関する情報の提供に努めます。
結婚新生活支援事業	○ 結婚に伴う新生活の経済的不安や負担の軽減を目的として、新婚世帯の住宅の取得、賃借、引っ越し、リフォームの費用に対して補助金を交付します。
伴走型相談支援及び妊婦支援給付金	○ 全ての妊婦及び子育て世帯が安心して出産し、子育てできるよう、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なく相談に応じ、必要な子育て支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦支援給付金を支給します。
就学のための支援（再掲）	○ 経済的困難を抱えている保護者を対象に、就学援助制度により、学用品費や給食費等を支給し、保護者や児童・生徒の経済的、心理的負担の軽減を図ります。 ○ 必要に応じて相談先等の情報を提供するとともに、学校と連携して、就学援助を必要とする家庭の把握に努めます。

施策の方向2 こども・若者の生活を支える体制づくり

こども・若者の健康づくりへの支援をはじめ、関係機関との連携により多様な相談にも対応できるよう、体制の整備に努めます。

取組名	取組内容
節目年齢歯科健康診査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成人期における歯周病などの生活習慣病を予防するとともに、早期に発見するため、40歳、50歳、60歳、70歳の市民を対象に、無料で実施している「節目年齢歯科健康診査」について、20歳と30歳の若年層へ対象を拡大します。
相談しやすい環境の整備と包括的な相談窓口の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 複雑化、多様化した支援ニーズに対応するため、市の広報紙やホームページをはじめ、多様な手段を活用して相談窓口の周知を図るとともに、市社会福祉協議会をはじめ、関係機関等と連携し、保健、福祉の総合相談窓口の整備を検討するなど、包括的な支援体制の構築を目指します。
制度の狭間にいる人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者やひきこもり状態にある人、8050問題など、地域の中で見えにくい潜在的な要支援者を早期に発見し、適切な支援につなぐため、民生委員・児童委員との連携を強化します。 ○ ひきこもり状態にある人の相談対応から適切な支援まで、関係機関と連携して取り組めるよう、体制の強化を図ります。
自殺対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「江田島市自殺対策計画」に基づき、心の健康づくり対策として、関係機関と連携し、誰もが自殺に追い込まれることのない江田島市の実現を目指し、生きる支援を推進します。

施策の方向3 こども・若者が働きやすい環境づくり

本市で就労を希望するこども・若者への就労を支援します。

取組名	取組内容
無料職業紹介所の運営支援（再掲）	○ 市社会福祉協議会と連携し、市内でハローワークと同じ機能を持つ無料職業紹介所の運営を支援し、事業所、市民双方へ情報を提供します。
生活関連資金の低利融資	○ 労働者の生活の安定と福祉の向上を図るため、地域の金融機関への預託を通じて、生活関連資金を低利で融資します。また、市内在住者や市内勤務者に対する周知を図り、利用を促進します。
障害のある人への地域生活支援	○ 地域自立支援協議会で多職種、多機関が連携して医療、保健、福祉、教育、就労等に関係する機関とのネットワークを構築し、障害のある人の地域生活を支援します。

施策の方向4 社会参加・仲間づくりの促進

こども・若者の成長のため、関係機関と連携し、文化、芸術の振興、社会福祉の増進など、社会環境の整備に努めます。

取組名	取組内容
青少年育成支援	○ 小中学生を対象とした芸術鑑賞を実施し、豊かな感性や想像力を養うとともに、PTA連合会や子ども会連合会等の事業活動を支援します。
市民の文化活動と交流の促進	○ 生涯学習活動において、関係機関との連携を図り、幅広い年齢層を対象とした各種講座や市民センター祭り等を開催し、市民の文化活動や交流の促進及び文化、芸術の振興、社会福祉の増進に努めます。 ○ 市民の生涯学習の場として、図書館の読書環境を充実させるとともに、読み聞かせや物づくり、講座やイベントの開催等、教育、文化事業を推進し、豊かな心の育成を図ります。
こども・若者の居場所づくり	○ 子育てや若者への支援活動を行っている関係団体や民間事業者、個人等を支援し、既存の社会資源の活用や地域を超えた広域連携などによる、こども・若者の新たな居場所づくりの取組内容を検討します。

第6章 子育て支援施設・事業の量の見込みと確保方策

【1】教育・保育提供区域の考え方

「子ども・子育て支援法」及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

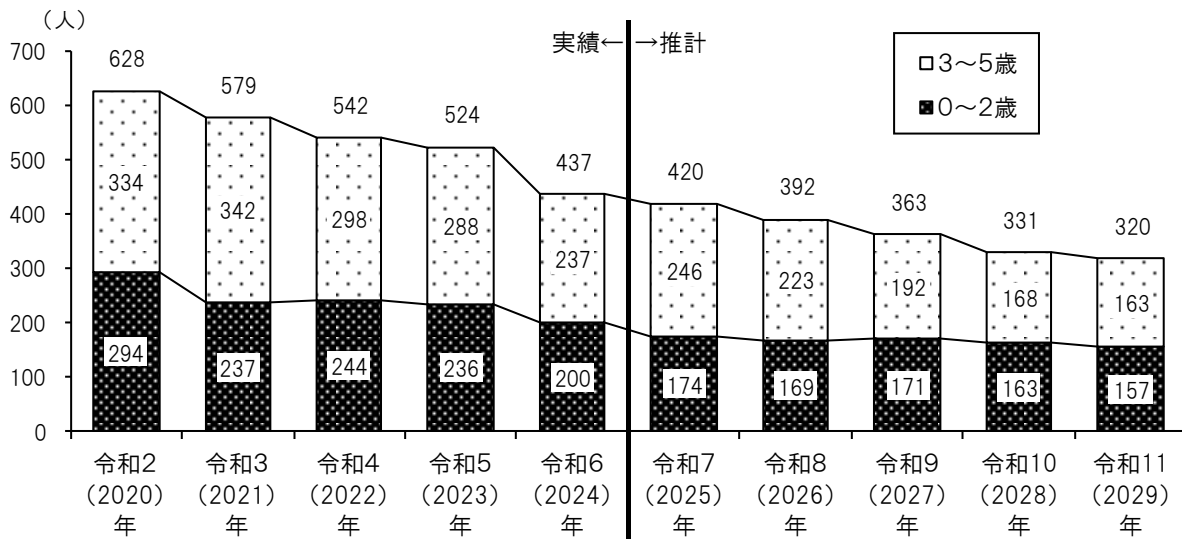
本市では、認定こども園の配置状況やこどもの人数等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き、市全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【2】見込量算出の考え方

「子ども・子育て支援法」では、全てのこどもの良質な成育環境を保障するとともに子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量とその確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、適切な教育・保育事業の提供ができるよう、児童数の推移や教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに教育・保育の量の見込みを定めます。

【 こどもの年齢別人口推計（参考） 】



注：推計は「コーホート要因法」を用いている。「コーホート要因法」とは、同期間に出生した集団（年齢層のかたまり＝コーホート）について「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転入と転出）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法であり、年齢階層ごとに細かく推移を把握することができる推計方法のこと。

【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

「教育・保育施設の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施します。

(単位：人)

		令和7(2025)年度					
		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		34	176	86	3	38	45
確保方策	特定教育・保育施設※	103	308	199	20	79	100
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	その他認可外保育施設	5	10	3	1	1	1
	② 合計	108	318	202	21	80	101
過不足(②-①)		74	142	116	18	42	56

		令和8(2026)年度					
		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		32	162	82	3	42	37
確保方策	特定教育・保育施設※	103	308	199	20	79	100
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	その他認可外保育施設	5	10	3	1	1	1
	② 合計	108	318	202	21	80	101
過不足(②-①)		76	156	120	18	38	64

		令和9(2027)年度					
		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		31	149	78	3	37	38
確保方策	特定教育・保育施設※	103	308	199	20	79	100
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	その他認可外保育施設	5	10	3	1	1	1
	② 合計	108	318	202	21	80	101
過不足(②-①)		77	169	124	18	43	63

※ 特定教育・保育施設：認定こども園、保育園で受ける教育・保育

		令和 10(2028)年度					
		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		30	137	74	3	34	37
確保方策	特定教育・保育施設※	103	308	199	20	79	100
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	その他認可外保育施設	5	10	3	1	1	1
	② 合計	108	318	202	21	80	101
過不足(②-①)		78	181	128	18	46	64

		令和 11(2029)年度					
		1号	2号	3号			
		3-5歳	3-5歳	合計	0歳	1歳	2歳
① 量の見込み		29	126	70	3	33	34
確保方策	特定教育・保育施設※	103	308	199	20	79	100
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	その他認可外保育施設	5	10	3	1	1	1
	② 合計	108	318	202	21	80	101
過不足(②-①)		79	192	132	18	47	67

※ 特定教育・保育施設：認定こども園、保育園で受ける教育・保育

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育・保育施設の利用状況や保護者のニーズ等を踏まえ、定員の見直しや業務の効率化を図りながら受入体制を整備します。 ・ 登録制度を活用した人材の確保と、保育士の課題に沿った研修会や講演会への参加を促進し、資質の向上に努めます。 ・ 計画期間内において、適宜、施設の改修工事を行い、こどもが安全に過ごせる環境づくりを推進します。
----------------------	--

【 参考／認定区分について 】

区分	利用施設	年齢	保育の必要性
1号	認定こども園	3歳以上	なし
2号	保育園		あり
3号	認定こども園	0～2歳	

2 地域こども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談、助言等を行うとともに関係機関との連絡調整を行います。

(単位：か所)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		1	1	1	1	1
確保方策	こども家庭センター型 (母子保健機能)	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型 (児童福祉機能)	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業と母子保健事業を一体的に提供することにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援体制を確保するとともに、児童福祉機能を追加し、支援体制の充実に努めます。
----------------------	--

(2) 地域子育て支援拠点事業（にこ♡にこひろば）

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行います。(対象：0歳児～おおむね3歳未満児)

(単位：延べ人(月間))

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	770	770	770	770	770
② 確保方策	800	800	800	800	800
過不足(②-①)	30	30	30	30	30

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 子育て中の親子が利用しやすい環境を整えるとともに、充実した事業内容の実施と周知及び利用の促進に努めます。
----------------------	--



にこ♡にこひろばの様子

(3) 妊婦健康診査事業

医療機関において定期的に妊婦の健康状態を確認し、母子の健康の保持・増進を図ります。
(対象：妊婦)

(単位：延べ人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み(受診人数)	960	928	896	864	832
② 確保方策	960	928	896	864	832
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	・ 妊婦健康診査に係る費用を助成し、受診しやすい体制を継続します。
----------------------	-----------------------------------

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を母子保健推進員又は保健師が訪問し、乳児の発育状況や母親の健康状態の確認、育児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行います。(対象：0歳児)

(単位：人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	60	58	56	54	52
② 確保方策	60	58	56	54	52
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	・ 出産後、できるだけ早期に訪問することにより、保護者の不安の軽減を図り、毎年度、全件訪問を目指します。
----------------------	--

(5) 養育支援訪問事業

子育てに不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して保健師等が訪問し、適切な支援を行う事業です。(対象：1～6歳児(就学前))

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育支援訪問事業の実施は予定していませんが、支援が必要な家庭に対しては、本市の要保護児童対策地域協議会と連携した支援体制を維持します。
----------------------	---

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

子育ての援助をしてほしい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(協力会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、仕事と子育ての両立しやすい環境を整えます。
(対象：小学1年生～小学6年生)

(単位：延べ人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	30	30	30	30	30
② 確保方策	30	30	30	30	30
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提供会員の確保に努め、支援体制の充実を図ります。
----------------------	--



ファミリー・サポート・センター
交流会(えいごで遊ぼう)

(7) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病、出産などにより保育が困難となった場合に、保育施設で一時的な預かりを行います。また、1号認定の在園児を対象とした教育時間終了後に対応する一時預かりも実施します。

【 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）1号認定 】（対象：3～5歳児）（単位：延べ人）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	85	82	79	76	73
② 確保方策	103	103	103	103	103
過不足(②-①)	18	21	24	27	30

【 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外） 】（対象：0～5歳児）（単位：延べ人）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	125	120	116	112	108
② 確保方策	350	350	350	350	350
過不足(②-①)	225	230	234	238	242

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての保育施設（5か所）で対応しています。また、広島地域の広域利用も可能です。 ・ 預かり時間の拡充や利用ニーズに応じた事業実施に努めます。
----------------------	---

(8) 時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化に対応するため、希望に応じ通常の保育時間を超えて保育します。（対象：0～5歳児）

（単位：人）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	60	58	57	55	53
② 確保方策	80	80	80	80	80
過不足(②-①)	20	22	23	25	27

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての保育施設（5か所）で対応しています。 ・ 今後も、利用者のニーズに対応できる提供体制を確保します。
----------------------	---

(9) 病児・病後児保育事業

児童が病気のため集団保育が困難であり、保護者が就労等により家庭で保育ができないときに、看護師・保育士を配置した専用施設内で一時的に預かります。

(対象：0歳児～小学6年生)

(単位：延べ人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	30	30	30	30	30
② 確保方策	50	50	50	50	50
過不足(②-①)	20	20	20	20	20

提供体制
確保方策
の考え方

- ・ 市内1か所で実施しています。また、広島地域の広域利用も可能です。
- ・ 今後は、事業の周知や情報提供に努め、利用を促進します。

(10) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が、就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に放課後や長期休業期間、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。(対象：小学1～6年生)

(単位：人)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	小学1～3年生	203	203	201	201	198
	小学4～6年生	87	82	79	74	72
	① 合計	290	285	280	275	270
確保方策	小学1～3年生	203	203	201	201	198
	小学4～6年生	87	82	79	74	72
	② 合計	290	285	280	275	270
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

提供体制
確保方策
の考え方

- ・ 市内9か所で対応しています。
- ・ 放課後児童クラブの環境整備、また、放課後児童支援員等の資質向上に努めます。

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の身体上・精神上・環境上の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等において宿泊を伴う養育、保護を行う事業です。（対象：0～5歳児）

提供体制 確保方策 の考え方	・ 本市では現在実施していませんが、今後のニーズ等を踏まえ、事業実施に向けて委託先の確保に努めます。
----------------------	--

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	・ 本市では現在実施していませんが、低所得者の負担軽減を図るため公費による補助等を検討します。
----------------------	---

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	・ 新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援や相談、他の事業者との連携、調整を進めます。
----------------------	---

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラーを含む。）を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事や養育に関する援助等を行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	・ 本市では現在実施していませんが、今後の本市の状況やニーズ等を踏まえた上で、実施に向けて検討します。
----------------------	---

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象に、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	・ 本市では現在実施していませんが、今後の本市の状況やニーズ等を踏まえた上で、実施に向けて検討します。
----------------------	---

(16) 親子関係形成支援事業

要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業です。

提供体制 確保方策 の考え方	・ 本市では現在実施していませんが、今後の本市の状況やニーズ等を踏まえた上で、実施に向けて検討します。
----------------------	---

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

（単位：人）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	80	78	76	74	72
② 確保方策	240	234	228	222	216
過不足(②-①)	160	156	152	148	144

提供体制 確保方策 の考え方	・ 全ての対象者の相談に対応し、不安の軽減を図り、適切な支援につなぎます。
----------------------	---------------------------------------

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。（対象：0～2歳児）

（単位：延べ人）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	0	168	168	168	168
② 確保方策	0	168	168	168	168
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 令和8（2026）年度から、市内2園の認定こども園で受け入れを予定しています。
----------------------	---

(19) 産後ケア事業

家族等から十分な家事や育児等の支援が受けられず、心身の不調や育児不安のある方等に対して、助産師等の専門職がサポートする事業です。

（単位：人）

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
① 量の見込み	4	4	4	4	4
② 確保方策	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 早期の発見に努めるとともに、適切な支援につながります。
----------------------	---

3 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 質の高い教育・保育及び子育て支援の推進

乳幼児期の教育・保育は、こどもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な役割を担っており、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通して、こどもの健やかな発達を保証することを目指して行われるものです。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、合同研修や配慮を必要とするこどもに関わる職員への研修など、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上に努めます。

(2) 認定こども園等と小学校との連携の推進

認定こども園等から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等で交流を図るとともに、交流での取組に対しての意見交換を行います。また、こどもの学びについて、保育士等と小学校教員等が、相互に理解を深めるための情報交換や教育・保育の資質向上を図る研修の実施などを通して、円滑な連携に取り組みます。

(3) 教育・保育施設等及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の一体的提供の推進

教育・保育施設等と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、教育・保育施設との間で情報を共有し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の円滑な実施にあたっては、公正かつ適正な支援の確保、保護者の経済的な負担の軽減や利便性等を勘案し、適切に給付等を行います。

第7章 計画の推進

【1】庁内の推進体制の充実

本計画は、子育て支援だけでなく、若者を含む幅広い層を対象とした計画です。そのため、教育、保育、保健、医療、福祉、まちづくり等市政の幅広い分野にわたり、長期的な視点に立ち、全庁的に計画を着実に推進していく必要があります。

江田島市こども政策推進会議庁内委員会において、施策の実施状況等を確認し、課題を共有した上で、関係する部署間の総合的な調整を行うなど、連携の強化を図りながら、こども施策に関する取組を総合的かつ効果的に推進します。

【2】地域や関係団体等との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市民と行政の協働により施策を推進していく必要があります。社会全体でこども施策、子育て支援を推進していくために、行政をはじめ地域住民や関係団体等との連携を深め、相互の理解と共通認識を持ち、協働してそれぞれの役割を果たしていくための体制の整備に努めます。

【3】計画の周知及び市民意識の反映

本計画の推進に当たっては、行政と市民や事業者、関係団体等が連携し、協働して取り組むことが重要です。そのため、市の広報紙やホームページ等の活用をはじめ、様々な場を活用し、本計画に基づく取組内容についての周知に努め、こども施策、子育て支援に対する市民の意識の向上を図ります。

【4】江田島市こども政策推進会議の意見反映

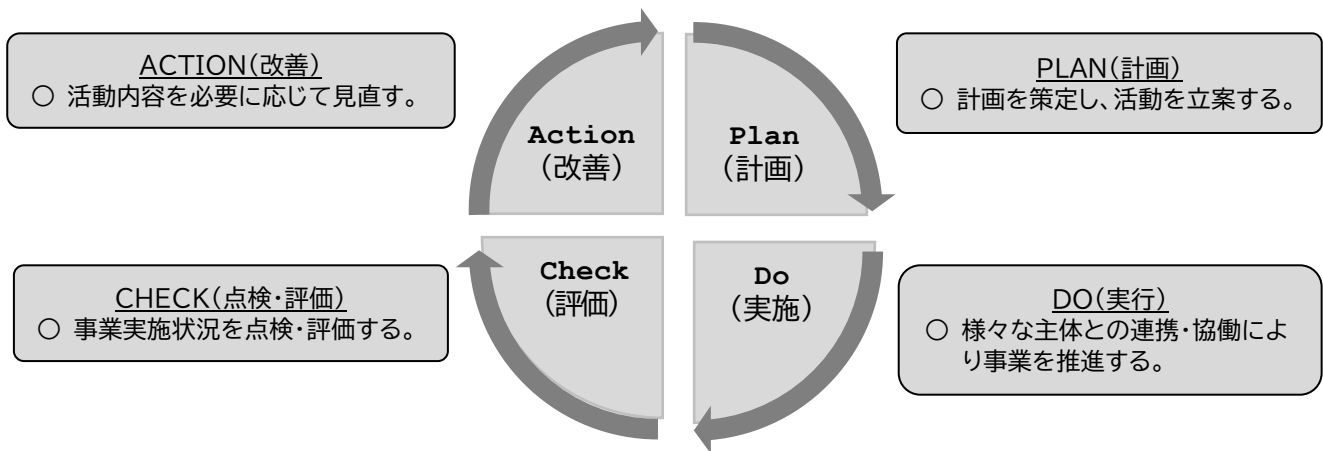
本計画は、有識者、関係団体等で構成する「江田島市こども政策推進会議」の意見や提言を基に策定しており、計画の推進に当たっては、同会議の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

【5】計画の進行管理

庁内においては、定期的に、本計画の進捗状況調査を実施します。

本計画の着実な進行に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 参考／PDCAサイクルによる進捗評価 】



【1】江田島市こども政策推進会議規則

平成25年6月18日

規則第19号

(趣旨)

第1条 江田島市こども政策推進会議（以下「会議」という。）の所掌事務、組織及び委員その他の構成員並びにその運営に関しては、市長の附属機関の設置に関する条例（平成16年江田島市条例第22号）第3条の規定に基づき、この規則に定めるところによる。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 江田島市子ども・子育て支援事業計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事項
- (3) 特定教育・保育施設に関する事項
- (4) 特定地域型保育事業に関する事項
- (5) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120条）第8条第1項の規定による計画に関する事項
- (6) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項及び第5項の規定による計画に関する事項
- (7) 児童館の運営等に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) こどもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年1月31日規則第3号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月31日規則第9号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年9月22日規則第18号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の江田島市子ども・子育て会議規則の規定は、令和3年9月1日から適用する。

附 則 (令和6年3月29日規則第14号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

【2】江田島市こども政策推進会議委員名簿

任期：令和6年6月1日～令和7年3月31日

	機関名等		氏名	備考
1	市民委員	委員	岡田 鈴子	
2	市民委員	委員	小宇根 美紗子	
3	認定こども園保護者会	委員	舛井 弥果	
4	認定こども園保護者会	委員	空 妙恵	
5	江田島市PTA連合会	委員	横撫 和也	
6	江田島市PTA連合会	委員	新澤 良枝	
7	江田島市子ども会連合会	委員	御堂岡 美和	
8	江田島市保育連盟	委員	小川 徳子	
9	どろんこ園	委員	黒川 奈緒子	
10	江田島市自治会連合会	委員	沖井 遵文	
11	江田島市交流定住促進協議会	委員	後藤 峻	
12	江田島市女性会連合会	委員	片山 恵美子	
13	江田島市商工会青年部	委員	鈴木 雅貴	
14	江田島市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	委員	重川 忠道	会長
15	江田島市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	委員	山西 千代子	職務代理
16	江田島市教育委員会委員	委員	小宇根 康典	

(順不同、敬称略)

【3】江田島市こども政策推進会議庁内委員会設置要綱

令和6年3月29日

訓令第4号

(設置)

第1条 こども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項の規定により江田島市こども計画を策定することに関して協議し、及び同法第2条第2項に規定するこども施策(以下「こども施策」という。)の適正な実施を図るため、江田島市こども政策推進会議庁内委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 江田島市こども計画の策定に関すること。
- (2) こども施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、こどもに関し必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充て、副委員長は福祉保健部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉保健部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

【4】江田島市こども政策推進会議庁内委員会委員名簿

	所属		氏名	備考
1	副市長	委員長	土手 三生	令和6年10月まで
2	福祉保健部長	副委員長	山田 浩之	
3	総務部長	委員	奥田 修三	
4	企画部長	委員	畑河内 真	
5	危機管理監	委員	佐野 数博	
6	市民生活部長	委員	江郷 壱行	
7	産業部長	委員	高橋 龍二	
8	土木建築部長	委員	西川 貴則	
9	教育部長	委員	矢野 圭一	
10	企画振興課長	委員	飴野 秀樹	
11	交流観光課長	委員	白地 隆作	
12	学校教育課長	委員	黒小 大介	
13	生涯学習課長	委員	大野 真理	

江田島市こども計画
令和7（2025）年3月
令和8（2026）年3月 改訂

発行／江田島市福祉保健部 子育て支援課
〒737-2122 広島県江田島市江田島町中央四丁目18番28号
電話（0823）42-2852
FAX（0823）42-3322
メール kosodate@city.etajima.lg.jp
